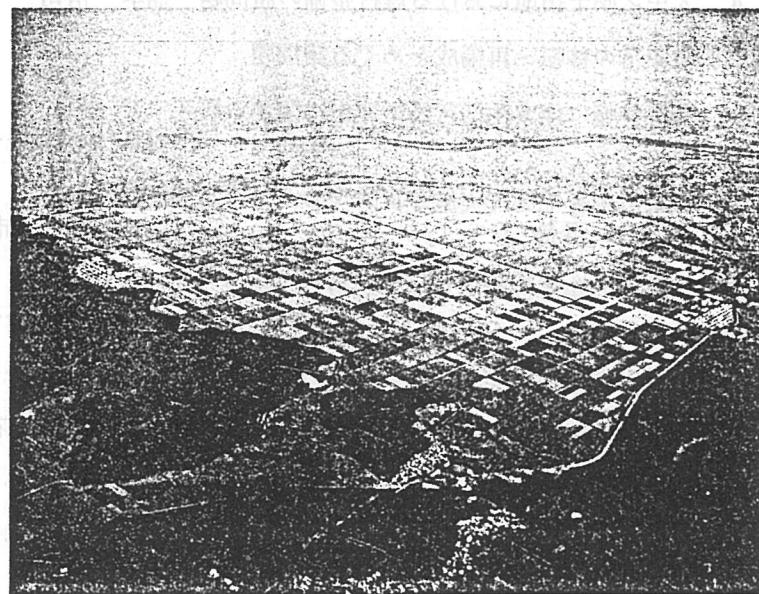


農業土木学会農村計画研究部会
RURAL PLANNING

農 村 計 画

第 7 号



1975. 12 No. 7

農業土木学会農村計画研究部会

農村計画 第7号

目 次

第8回 農村計画研究集会報告

はじめに	農村計画研究部会.....	1
テーマⅠ 大中之湖干拓地における農村整備の諸問題		
1. 大中之湖干拓における諸問題	田井中 耕.....	2
2. 大中之湖新農村の生活空間	藤本 信義.....	4
3. 大中之湖干拓地の営農形態と施設配置	有田 博之.....	9
4. 大中之湖干拓地における農村整備の諸問題	楠本 侑司.....	16
テーマⅡ 農村集落の移転・再編成をめぐる諸問題		
1. 集落移転に伴う生活行為の変化に関する研究 中島 一, 松本壯一郎.....	22	
2. 愛東町大萩地区で実施した防災のための集団移転事業の 事例と問題点	滋賀県総務部市町村振興課	30
3. 余呉町の集落移転における地域の再編と生活の再編 松村 真三, 今井 敏行.....	35	
4. 山村の土地利用をめぐる二, 三の問題	太田 更一.....	40
5. 集落再編成とホ場整備	小出 進, 堀井 潔, 石岡 道也.....	47
6. 農村の集落統合について	木村 儀一, 浦 良一.....	54
7. 農村集落の移転・再編成をめぐる諸問題	今井 敏行.....	59
事務局通信		65
活動報告		66
研究部会「農村計画」投稿要項		71
農村計画研究部会規約		74

〔表紙：大中之湖干拓地〕

近畿地方農村計画研究集会

現地見学と討論会

近畿地方ではじめての農村計画研究集会（第8回、昭和50年8月21, 22日）の報告をとりまとめることができます。

今回は現地見学の関係で「大中之湖干拓地における農村整備の諸問題」と「農村集落の移転・再編成をめぐる諸問題」という二つのテーマで開催したところ多数の参加を得て、成功裏に終ったことは主催者としてよろこんであります。

討論会で貴重な報告をいただいた講師、同報告にコメントをいただいたパネラー、また討論をまとめていただいた司会者、総括担当の各位、並びに研究集会開催にご協力いただいた近畿農政局、滋賀県、大中之湖農業協同組合、守山市、愛東町の関係各位には深く感謝いたします。

研究集会は第1日の現地検討会を踏み、第2日目はまず近畿地区内の農村整備の現状報告を開いた後、それぞれの討論に入った。そのプログラムの概要は下記のとおりであった。

第1日 現地見学会

1. 守山市川辺集落移転現地見学
2. 大中之湖干拓地見学
3. 愛東町大萩集落移転地見学

第2日

1. 前川和良（近畿農政局）：近畿地方における農村整備の概要

2. 討論「大中之湖干拓地における農村整備の諸問題」
司会：頼平（京都大）

- 講師：
・田井中耕（大中之湖農協）「大中之湖干拓地における諸問題」

- ・藤本信義（東工大）「大中之湖新農村の生活空間」

- ・有田博之（新農村開発センター）「大中之湖干拓地の営農形態と施設配置」

- ・鶴見義典（農業政策課）「大中之湖干拓地の農業生産性向上」

- ・佐藤則夫（都立大）、和田照男（東京大）

中会場

パネラー 佐藤則夫（都立大）、和田照男（東京大）

3. 討論「農村集落の移転・再編成をめぐる諸問題」

司会：田中義朗（農村開発企画委員会）

講師：
・中島一（愛知工大）「集落移転に伴う生活

・行為の変化に関する研究」

・対中和夫（滋賀県）「愛東町大萩地区で実

行する変り身もや施した防災のための集団移転事業

の事例と問題点」

・松村真三（滋賀県）「余呉町の集落移転に

おける地域の再編と生活の再編」

・太田更一（日大）「山村の土地利用をめぐる二、三の問題」

・堀井潔（農林省）「集落再編成と水場整備」

・浦良一（明治大）「農村の集落統合」

今回の部会誌は当日の講師に特にお願いして、講演内容を再度ご寄稿頂いたものをとりまとめたものです。したがって、研究集会に出席されなかった会員諸氏も講師各位の報告に直接触れられることを願っています。

またこの報告集には楠本侑司（農村開発企画委員会）、

今井敏行（京都大）の両氏をわざわざして討論会の内容を

総括していただきました。これらは単なる討論会記録では

なく、記録を含めた両氏の論説ですので、研究上色々と示

唆に富んだ問題点が提起されています。

大中之湖に関する討論にせよ、農村集落の移転・再編成

に関する討論にせよ、まだまだ論すべきものが多いと思

います。今後それらの研究がどんどん出されることを期待し

ています。

昭和50年11月開催された余呉町の開拓の歴史

農村計画研究部会常任幹事

大中之湖干拓における諸問題

田井中

*
耕

昭和41年に入植営農を開始し、早や満10ヶ年を迎えるとしている。その中で大中の湖216戸の農民は今何を考え、何を求めるようとしているのか。

農業の近代化と新しい村造りの為、嘗々として働き続けて来た。その間には日本農業の根幹をくつがえす食糧の減産政策等大きく転換をよぎなくされ、転々と移り變る状勢の変化に対応して大中も当初の經營計画から大きく転換してきた。そしてどうにか日本農業のモデル地区にふさわしい基礎をつくる事が出来、農業生産性の向上と所得拡大へとひたすら歩み続けて来た。しかし、国の GNP 第一へのひずみと同じ様に私達大中にも同じ様な現象が出て来ているようである。お互いの中で公害の発生に悩み、働くだけで楽しみがなく生活の豊さが無い。入植当時の不安定な生活より或る程度脱し、金の余裕も出来たが、これではたして農村近代化が出来たのであろうか。何か心の奥にさみしさがひそんでいるのではないか。

大中の湖のみではなく社会経済の変化に伴って人間の欲望も変化し又拡大されて行く。入植当初は4ヘクタールの基盤も出来、近代的な農舎、住宅も出来、機械の導入によって従来の農業から脱皮して立派な農業が出来ると満足感にひたっていた。

それが今日農舎、住宅の増改築から庭園が出来、又近く神様も建立しようかと云う機運になって來た事は1人間の欲望からして生まれて來たものとは限らない。生活の豊さを求めて農村集落の空間的な側面の充実へと生活環境を変えて來ている。

今日の段階になって見ると農村環境整備が生産優先にとられ、生活面の集落計画が余りにも軽視され、深く検討されていなかった事が反省され、そのひずみがあらわれて來ているのである。この事については私は本研究集会に於て大中の湖干拓地における諸問題として現状の問題点を2～

3点程説明申し上げたのであるが、それ以前の問題としてベネラの方々の問題提起もあったので、変化に対してどのような問題が起り、どう対応し又努力していったかについて3点程述べておきたい。

第1点としては4ヘクタールの基盤の中での画一的な水田酪農は自立安定農業として成立し得ない。よってハウス、露地野菜、畜産などの複合經營へ移行し、より高度な作物の選択と企業的な經營のため、特別な技術の修得と經營の安定化を図る施策の必要性が生れた。そこで専門分野別技術研修会の実施なり、或は所得補償をする様な流通対策、価格対策の確立の必要性にせまられている。

第2点は第1点の複合經營への移向の中で8戸の協業經營は崩壊せざるを得ない。一部の共同機械利用を除いてまったくの個別經營の現状では集落計画も変えざるを得ない。即ち、当初の職住分離が生活の場としての機能を果しながら農業生産の機能も一部果しつゝ、並列されたこの事は、新農村開発センター有田氏の発表の通りで、当初の共同農

舎は個人の機械格納庫にすぎない。集落計画の中で宅地は生活の場としての住宅の建て方で(宅地の中心部)、農舎を併設する事によって、進入路の変更なり間取りの増改築となっている。いずれにせよ、その後の住環境を悪くしない意味に於て各集落毎に宅地増改築の申し合せ、上水道、下水の協定も作っている。集落の環境を良くする為には、部落の長たる者が責任者となり監督指導し、公用地には緑地帯を作る様努力している。

第3点は經營組織の多様化に伴う新しい集団化の発生についてである。8戸の協業組織による農地の集団化24ヘクタールの配分については經營組織の多様化の中では全く無意味で团地化の為には交換分合が必要となった。肉牛集団化の為にはこれを実施し、用排水に支障ない様にしているが、ハウス團地に於ては農地の貸借によって集団化が出来得る様、農協が仲介となっている。自己資本によるハウス建設の2～3戸は散在しており、設備・水利用両面に於て弊害があり

* 大中の湖農業協同組合

機能的な集団化の必要性にせまられている。

必然的に住宅も8戸の集団化する必要が無く、現状では冠婚葬祭にまつわる隣保性格となっている。入植当時は8戸が共に働き苦労しながら一時的にはトラブルがあつても全体としての和があつたが、今日の姿は機能的な生活集団

化によって「隣の人は何する人ぞ」と言う感じで、農村のなごやかさが欠けて来ている。この事は政治・教育・社会の悪があるにしても、自分達で豊かさを求めるならば、よりよい生活環境を作り、豊かな農村を作り上げて行くことができるのではないかろうか。

農業開発・地域開発の総合建設コンサルタント

土と水をデザイン

する...豊富な経験と優れた技術



株史
金社

三祐コンサルタンツ

本社 名古屋市中区錦二丁目15番22号
(協銀ビル)

TE 1 (052) 201-876110

東京支社 東京都中央区八重洲4丁目3番地

大和銀行新八重洲口ビル) TEL(03) 274-4311(10)

土地技術部 甲在都港區表編 3 工目 3 番 4 號

TEI (03) 586-7341

〔苏坡〕少卿，字子瞻，眉州眉山人。……

1993(53) 888-901

仙台支店 仙台市一番町二丁目3番20号
(第8回大賞受取人)

TELE(ZZZZ) Z7=87,00

熊本出張所 熊本市紺屋今町1番25号(口一)

TEL (0562) 32-1351

技術研究所 愛知県知多市八幡字堀之内

大中之湖干拓地の生活空間

藤本信義*

1. 生活環境計画と生産計画

農村計画の全体像づくりをめざして、当研究部会をはじめ、農村・農業に関連する諸分野の蓄積がなされつつある。筆者もまた徒労に思える(?)その試みをしている一人であるが、全体の中の個として自分の位置を明確にすることの意味で、農村計画の中でも生活環境計画のための研究を行なってきている。

生産性の向上を至上目的とする農業(土木)技術の研究は、農業政策と密着しながら大きく発展してきた。しかし農業そのものは重化学工業を主体とする資本主義発展の中にのみこまれて、我が国の経済的基礎をつくる役割から大巾に後退させられたがために、農村計画といえばやはり国づくりの基本をとり戻すために、また農業に従事する労働力を確保するために、<農業をどうするか>が計画の殆ど全てを占めてきた観がある。こうした状況下では<農村地域に住む人々の生活をどうするか>という問い合わせが生まれにくく、従って生活環境計画が農村計画の中で占める位置もまた微々たるものであった。戦後、生活改良普及活動による保存食のつくり方や、かまど改善から台所改善にいたる一連の生活環境向上の努力がなされてきたが、個々の住生活ばかりではなく集落全体の問題として環境整備がとりあげられるようになったのは、昭和40年代からであろう。国の補助事業も生産基盤の整備に加えて生活環境の改善を、集落整備というかたちで行なうようになってきた。しかし農村地域の安い土地、水、労働力が次々に奪い取られていいくという状況下では、農村住民の生活全体を向上させるための施策は部分的な成果しか上げていないのが現状であろう。

生活環境計画と生産計画とを一体化した農村計画が必要であることを痛感させる典型例が二つあるのではないかと

思う。ひとつは地方生活圏ないしは広域市町村圏構想の具體化のひとつである、過疎集落のいわゆる基礎生活圏への組み込みを意図した集落再編成事業である。初期投資に多少かかったとしても、結果的には自治体財政節減の効果をもたらすであろうし、移転した住民にとっても日常の買物、医療、学校教育の便益は増していることは確かである。一方でどの事例もまた移転先でどのようにして生活の糧を得ていくかについての施策が極めて貧困であることも事実である。青森県の豪雪地帯である西目屋村の移転例では、冬雪おろしのために男手が必要であり、出稼ぎに行くことができなかつたが、移転地ではそのような問題はなくなり、住宅新築の借金返済もあるために、かえって出稼ぎに行きやすくなつたとのことであった。この事実を生活改善とよぶことは勿論できないだろう。農工間の不均等発展が構造化している体制下では、農業保護政策が不可欠であるにもかかわらず、農政貧困のしわよせをもろに受けている過疎集落に何の経済的基礎も保障しないままに生活環境計画を先行させることは、地域住民の生活を内側から豊かにしていくことにならない。もうひとつの例は近代化農政を実現できる条件を備えた地域でみられるもので、生産計画が先行することによって、逆に生活環境計画の立遅れが目立つ場合である。生活水準を所得水準におきかえるような考え方からすれば、前者の例に比して、非常に恵まれている。しかしこの条件が充たされるのは、小農切捨ての施策によってであり、恩恵をこうむるのも極く一部の上層農民であることに注意しておきたい。滋賀県大中之湖の干拓計画地は、この後者の例として位置づけられよう。以下の論考はこの干拓地に見られる生活環境上の問題を今後どう解決していくべきよいか、といった点で展開することよりも、この事例を通して生活環境計画は生産計画と当初から一体化したかたちで進めていかなければならないことを、強く提起したいと思う。

* 東京工業大学

2. 経済基盤

八郎潟干拓に先行して計画された大中ノ湖の干拓事業は、全体の経営規模も一戸当たりのそれもずっと小さいものであるが、それでも全国の農家の平均耕地面積約 1ha から比べれば 4ha とかなりの高水準である。農基法農政の中心課題であった＜自立農家の育成＞を達成すべく公募された入植農家は、例えは昭和 41 年頃で 150 万円の準備金を用意しなければならないというような、いわば小農切捨ての具体的条件を充たすもので占められた。入植当時の世帯主の全集落(216 戸)平均は 35.5 才と、他の農村地域に比べて非常に若く、そのバイタリティで 4ha の耕地を協業グループを組みながら意欲的に経営はじめたのであった。この干拓地は水田酪農という最終目標がありながらも、当初は水田単作で始めた農家が大部分であり、入植直後の減反政策には深刻なショックを受けた。その対策として実施に移された計画は 1 協業体 8 戸のうち 1 戸が 1 年間休耕するというものである。休耕対象はできるだけ手に職を持った人を選び、国から 120 万円(4ha 分)、協業体より 60 万円 計 180 万円の補償金を受け取る。休耕した農家の水田は残りの 7 戸が転作作目として土壤に適した西瓜を作る。しかし入植前の世帯の農業依存度は専業農家が 71% であり、昭和 44 年当時で非農業勤務は 24 人、かつ年令的には全て 20 代台であることを考え合わせると、1 年間休耕の後にはまた元に戻ってしまうことは確実であろうとの予測がなされていた。また目標は水田酪農であるが、大部分の農家は土地代の返済に追われていること、また当時、地元で行われた意向調査の結果では、農民の希望作目がビール麦に傾いていたこともあって、その時点では大家畜飼育農家が増大するとは考えられなかった。しかしそ後の変化はこれらの予想をくつがえた。大中の西瓜は中央市場でも銘柄品としての評価を得るようになつたし、肉用牛については農協販売事業の最大の経営作目となり、滋賀県全体の生産の 70% 程度のシェアを占めるようになってきている。畜産物価格が不安定であるために飼育頭数は他地域と同様、変動するが 300 頭以上を 1 農家で飼っている例も見られ、去年 1,000 万円の損失、今年 2,000 万円の利益というような金の動き方をしている。昭和 49 年度の大中ノ湖農協の販売額は約 24 億円とのことである。(1 戸当たり平均 1,000 万円以上の粗収入ということになる。土地代の返済、農業設備等

生産費の支出を差引いても 1 万ドル農業(純益としての)は達成している。後継ぎ不足、資金不足に悩む圧倒的多数の農村から見れば別世界のような状況であろう。

次に協業体の経緯について若干ふれておこう。8 戸単位で 1 協業体を形成するグループが、1 集落(72 戸)に 9 つある。1 協業体は共同農舎を 1 棟共有している。本事業の目的が自立経営農家の育成にある限り当然の結果ともいえることだが、協業グループは当初から 3 年の間に激減し、極端にいえば協業体は機械の共同利用という面での価値しかもたなくなっている。共同組合的経営の展望がなく、單に自立育成の手段としてしか協業体は存在しなかったわけである。一般に協業経営解体の直接的経済条件の第 1 は、共同者間の出資額の不均衡から生じる。しかし当干拓地の場合、形式上は全戸同じ 4ha 所有であり、この点は解体の根本的原因にはならない。第 1 の原因は農業技術の個人差である。世帯主の年令は先述した如く若いが、うち 39% までが小卒で最多であり農業経験年数は多い。従って今までの経験から得られた個人的技術は協業組織のメンバー相互の衝突を生む原因になる。こうした技術の差と、大型機械化作業の未経験及び生産に対する責任が 8 戸全体に分散されていることから生じる他人任せ的な意識が、各戸の営農意欲を結果的に減じさせ、個人経営程の収益が上らないということになる。第 2 の原因は主婦も基幹労働力となつている点である。朝 8 時に共同農舎に集合する規則のために、朝食の後片づけや子供の世話を充分にできず、夕方 5 時まで拘束される。加えて主婦相互の年令差も共同の仕事に少からぬ影響を与えており、第 3 に稻作に関する限り、天候に左右されることは勿論、季節的な労働日の変動、1 日の労働についても仕事の区切りがメンバーによって違う点などが重なり、8 時から 5 時きっかりまで 8 戸足並みそろえて仕事をすることは困難である。労働時間を統一することは所得分配をするときに不可欠な前提であるが、これが他産業と同じようにいかないのである。第 4、所得分配方式に出役割があるが、これは出役の労働日数であって労働人数ではない。基幹労働力は 1.8 人(男 1、女 0.8) で統一されており、各集落とも 20 才~55 才の間で概ね 1.8 人を確保している。問題は余剰人口が協業組織には組み込まれないことである。それよりは家族労働力の全てをつぎ込んで個人経営をするという従来のやり方のほうが得策ということになる。

以上の理由から協業体は急速に解体した。ただし 4 ha を完全に家族経営で耕すだけの装備力はなく、機械の共同利用というかたちでの集団栽培方式は持続している。協業体は生産の面だけでなく、生活の面でも近隣単位としての冠婚葬祭をはじめとする日常生活の相互扶助的な組織もあるため、協業体の解体は決定的な仲違いをしないうちに行われたという。そうした状況でも自立農家育成という目的は当干拓地に関する限り達成されつつあることは触れた通りであるが、経済面での安定性が増すにつれ、ようやく生活環境計画の要求が生まれてきているようである。だが生活環境を整えていくには、当初から計画されていなければ今後実現がなかなかむずかしいものと、住民の意欲如何で実現していくものとがある。説明が前後するが、当干拓地の生活環境に係る概要とその問題を次に検討しよう。

3. 集落配置

大中之湖干拓地は琵琶湖最大の内湖を昭和39年に干陸させ、昭和41年より入植および増反が開始されたところである。入植者は216戸、背後地増反者は123戸。入植者は72戸ずつ北部、西部、南部の3集落に分けられている。1集落はさらに9つの協業体から成り、1協業体は8戸で構成されている。1戸当たりの経営面積は全戸とも4haであり、3haと1haが空間的に分離されている。耕地は各集落の周辺に配置しており、3集落の耕地境界がぶつかる干拓地のほぼ中央に大中之湖農協とカントリーエレベーターがある。調査時点(s. 44)にはここに農協経営の保育所があったが、現在はない。集落形状は3集落とも基盤の目の典型的なグリッドパターンである。北部集落は4戸×18列の長方形、西部および南部集落は背後地の地形から半月状をなしている。宅地配置は4戸の宅地で1ブロックを構成しており、必ず2方向道路に面するという道路率の極めて高いパターンをとっている。また生活関連施設については、学校、病院等は計画当初から背後地既存集落に依存している。各集落には公民館があり、集落事務所、農協購買部が併設されている。44年以降、北部集落には老人クラブの建物が公民館に隣接してつくられたようである。

3集落案の根拠は大中之湖に接する3つの行政体、即ち近江八幡市、能登川町、安土町のそれぞれに新集落を含めるところにあった。この干拓事業をめぐっていかなる政治的動きがあったかは知る由もないが、結果的に3つの行政

区画に分けられたことにより、全戸同じ経済基盤のもとで新しい地域社会をつくりあげるという試みはなされなかつたとみられよう。この事業の第1の問題点は、集落計画に際して新コミュニティ形式のための媒介空間(或る社会関係をつくる可能性をもつ装置)が非常に貧しいものであったということである。さまざまな生活関連施設は限定された機能を充たすためだけにあるわけではない。学校は子供の教育をコアとして、教師-子供+地域社会が密接に結びつく装置であるし、病院ですら老人同士の憩いの場、談らんの場となり得る。保育園や幼稚園も子供を通して親同士が新たな社会関係を創り出す。共同墓地、公園、神社等は地域社会の紳そのものを表現するといつても過言ではない。それらの装置がこの事業では考えられていない。生活圏の構成という側面からみても問題は大きい。行政区画が別々であることから、北部集落は能登川町へ、西部集落は近江八幡市へ、南部集落は安土町へ、それぞれ依存しており、生産関係以外の諸生活機能は共通の基盤をもっていない。各市町のまちはずれにエリート農家72戸の団地があるというようにとらえたほうが妥当なのかも知れない。小、中学校の通学距離は各集落とも4~8kmであり児童の9割以上が自転車通学を余儀なくされている。都市の場合とは全く逆におとなの大半の圈域(通耕)より子供の圈域(通学)のほうがはるかに大きくなってしまっている。日常の買物は或る程度各集落にある農協購買部で用を足せるが、それ以外のものはやはり後背一市二町に依存せざるを得ない。特に北部集落は72戸中40戸余りが能登川町から入植しており、生活全般にわたって依存度は大きい。各集落にある老人クラブ、婦人会、青年団、消防団等の組織も背後地との結びつきを持ってはいるが、3集落をつないでいる。各集落をつなぐ輪は農業後継者クラブと農協の生産組織だけである。

経済計画から割り出された216戸という入植戸数は単独の小学校を成立させるには少なすぎるし、行政区画が3分かれていることがその成立を全く不可能にしてしまう。<自立経営農家の育成>だけが主眼となって、そこに生まれる地域社会の新たな生活環境を配慮することが置き去りにされている悪例といってよいだろう。大中之湖農協の田井中氏は採算性の面から農協購買部が3つに分かれていることのデメリットをあげている。北部以外の集落では最近になって神社の要求が高まり、1戸5万円ずつ出し合ひ労

力奉仕でつくる計画であるという。公園墓地の計画は入植当時からあったが、今なお意欲的にとり組めないでいる。調査時点(s.44)でその理由をたずねた時かえってきた答は、「率先して計画した者が早く墓地に入ることになる。その事例もある。」というものであった。

村落共同体の絆は土地・水の生産基盤を共同管理することを通して、また祭りや茅葺講、頼母子講等の生活面における相互扶助・連帯を通して強固に結びつけられていた。農業外からのインパクトによってその絆が崩壊しつつある時に、新たな専業農家群が生産基盤を同一にする機会を与えたことは、そこに新たなコミュニティ的結合の可能性がもたらされていたことを意味したのではなかろうか。基礎的生活圈域を構成する、いわゆる指標圏として生業労働の場の範囲(農業者に関しては通耕圏)が欠かせないと筆者は考えているが、当干拓地ではこの圏域と老人の歩行圏(老人クラブ)、買物圏の一部が基礎的生活圏域に含まれるのみである。子供の通園圏、通学圏、医療圏は既述した如く3つそれぞれの圏域をもっている。農業近代化では成功しても、地域社会づくりの点で難しい状況にあるのは当然ともいえよう。

4. 集落空間

農業経営の一応の安定、そして所得水準の確保という要求が充たされた段階で浮かびあがってくる当事業の第2の問題(生活環境からみる場合)は、集落空間の貧しさである。老朽化が進み非衛生的な環境であるというのでは勿論ない。正確には空間計画の貧しさというべきであろう。

近畿地方の集落は条里制を遺した密度の高い空間構成をもっており、集落景観は現在も相当良い。生活凍結型の集落保存はすべきでないと考えるが、一方では地域の伝統文化を全く顧みないような新集落がつくられている。干拓地の集落空間の特徴は、第1に集落内道路は全て直線で格子状であること。第2に道路率のきわめて高い宅地配置であること、第3に、宅地内の建物配置は道路と無関係に行われていること。第4に住宅はCB造のフラットルーフ(陸屋根)であること。第5に下水道が整備され、水洗化されていること。そして最大の特徴は1協業体あたり1棟の共同農舎を集落に隣接させていること、つまり住空間と農作業空間を分離させようとしたことである。最後の特徴からふれれば、入植と同時に殆どの農家は附属舎の増築を行なっ

てているから、都市住宅と全く同じような住空間では不都合なことは明らかである。自動車類、小農具類は圧倒的に母屋に増築した棟におかれるほうが多い。第1と第2の特徴は既述しているが、これは八郎潟も鹿島開発でつくられた大野原団地、その他集落再編成による移転団地も殆ど同じパターンである。道路率の高さ、直線だけで構成される道路が機能的な問題をもっているわけではない。機能的には各戸のわかりやすさ、アプローチ及び通過のしやすさがまず充たされる必要があるが、更に集落空間の豊かさという居住者にとって心理的な満足感が得られるような計画がプラスされなければならないだろう。例えば北部集落の東西方面の道路は500m以上ある。老人・幼児の歩行範囲内ではあるが、単調なアスファルト一本道を歩くのと多少長くとも緑陰のあるゆるやかにカーブした道を行くのとでは、疲れの感じ方が大分違う。この500mの道路は散策道にはなり得ない。それに、耕地は農用機械の走行条件を充たすことが要求されるから碁盤の目の巾広い農道をつくることは当然だとしても、集落内で自動車がスピードを出して通過するような直線道をつくるのは却て危険である。集落の外周は耕地と接するために矩形になったとしても、集落内まで圃場整備の考え方をもちこむ必然性はない。道路を若干曲げたり、緑陰をつくったりすれば宅地配置は面倒になるし、集落用地としての土地利用率も低下する。しかしそのことによって豊かな集落空間が生み出せるとすれば住む人には愛着のもてる居住地となろう。

第3の特徴である宅地内建物配置の画一性は、特に北部集落についてあてはまる。当集落は他集落と異なり全戸同じプランの住宅を建設した。住宅の玄関は道路の位置に関係なく北側にとられ、勝手口が東面についている。この勝手口を覆うようにして附属舎(車庫が主)が増築されている。そしてどの宅地でも25m×20mの区画の全く同位置に同型の間取りの住宅が建設されているのである。そのためアプローチは人と車で方向のちがう別々の道路から分散して行われる場合が出てくるし、人でも玄関を使う客と家人の使う勝手口へのアプローチは道路のとりつき位置によってばらばらになる。もっとも不便なのは宅地入口が西面にある場合で、車は東端の車庫に入れなければならぬから住宅の北側スペースの通行が厄介である。視覚的には同型の宅地に同型の住宅が等間隔にならんでいるだけであるから、入植当時ここを訪れる人はよく家を間違えたと

いう。最近では庭づくりに精を出す家があちこちに見受けられるようになり、少しずつうるおいが出てきているが、おじいちゃん・おばあちゃんのいる複合家族と、庭づくりなどの余力のない核家族とでは大きな差がある。集落全体のニワづくりという発想がもし居住者の中に生まれたとしても、それを生かす空間が用意されていなければ何にもならない。結局は四角に区切られた我が家家の手入れだけで終ってしまう。

第4にCB造のフラットルーフをわざわざ特徴としてあげたのは、近辺に近江瓦の工場があり優秀な製品を出しているにもかかわらず、何故こうした形態をとらなければならなかつたのかが不明であるからである。日本の農家の美しさは屋根の表情にある。問題は屋根に押しつぶされるような暗い部屋の居住性にあったわけだが、近畿の集落は瓦屋根が多いために茅葺屋根ほど圧迫された感じはない。防寒・防風の観点からCB造がとり入れられたとしても、瓦屋根まで否定し去る根拠はない。第3の特徴も合わせて、こうした空間構成のために、都市に対して誇れるような農村集落の良さを、この千拓地はほとんど欠落させてしまっているのである。

個々の世帯の所得が安定していれば、空間計画の貧しさ

は当人達にとって問題でないという見方は当らない。地域空間は地域生活の反映である。地域生活を豊かにしていくとするときの用意が地域空間に与えられていなければ、或いは上からの画一的な変更不能なもののが存在があるとすれば、空間の豊かさは生まれないからである。最後の特徴については他の論考で詳しく述べられているので、本稿では省略させていただく。

5. 結 び

以上、大中之湖千拓地をひとつの素材として、生活環境計画と生産計画の一体化の必要性を論じてきた。この事例をとり上げることで当事業の計画に携わった人々を責めるつもりはない。むしろこうした計画のための研究に早くからとりくめなかった農村計画研究の未熟さをこそ、自ら責としなければならないのではなかろうかと思う。

農村に住む人々の生活要求——それは生命の維持という最低限の保障要求から、暮らしを守る要求、そしてより豊かなくらしへの要求と段階があろうが——をひき出し、それを自からの手で計画していく可能性を与えていくことが、これから農村計画研究者の役割の一端になるのではないだろうか。

都市的文明への意識的無意識的反発がはじまっている。
メカロボリズムの一方通行の彼方に沈没することを欲しないならば、われわれは新しい農村—未来の言語空間への道を模索しなければならない。

農村開発企画委員会

東京都千代田区神田駿河台1の2馬事畜産会館
TEL 294-8721(代表) 〒101

大中之湖干拓地の営農形態と施設配置

— 北部集落の場合 —

有田博之*

目 次

1. 問題の整理と調査目的および対象
2. 地区の概況
3. 集落プランと計画営農方式およびその崩壊
 - 3-1 集落プランと計画営農方式
 - 3-2 計画営農方式の失敗
4. 経営個別化後の営農施設展開
 - 4-1 個別経営成立と営農
 - 4-2 屋敷の変化
 - 4-3 共同農舎の変化
 - 4-4 農舎の機能分担
 - 4-5 農民の評価
 - 4-6 野小屋の形成
5. むすび
6. 参考文献

1. 問題の整理と調査目的及び対象

集落形態は営農方式と相互規定的であり、それらは集落と農地・施設・作目・技術水準・生産関係等の相互関連のうちにとらえられる。現在営農近代化の一環に集落整備がとりあげられるのは、こうした認識を前提としている。

個別経営にとって、農場制が生産上最も合理的である。しかし、農場制集落は現況では児島湾干拓地集落等一部に見られるだけで一般的とはいえず、むしろ殆んどの農村では個別農家の耕地は分散しており、農地と宅地は分散・分離している。また、例え農地を団地化しても農場制の実現には家屋の移動を必要とするが、これらは困難を伴うばかりではなく、経営階層によって農場制実現の経営的意味は異なること、および小規模層までの一樣なあてはめは通風、日照等土地利用率の点からも無意味である。

したがって、今後の農村集落整備を考える場合、家屋のある程度の固定性を前提とし、農場制を対極に見すえなが

ら、経営階層別適応を可能とする条件を用意するのが現実的である。

本文はこれらの問題意識をもとに、大規模経営層の施設対応パターンの事例調査に基づく分析を通じて規模拡大層の施設対応の方向を示すことを目的としている。

大中之湖干拓地村落は、北部、西部、南部の3集落に分かれているが、調査対象に北部集落を選んだ。北部集落は他の集落に比べて、①過半が同一の地区から分村の形で入植した、②営農型がほぼ均一である、の2点で特色を持っており、後述するように距離要因を除けばほぼ均質である。

2. 地区の概況

大中之湖干拓地は、滋賀県の琵琶湖東岸に位置し、近江八幡市、安土町、能登川町にまたがる、面積約990haの地区である。

北部集落は、神崎郡能登川町に属す、戸数72の干拓地計画集落である。入植は昭和41年(1966)に始まり、43年(1968)の土地の登記完了によって個人農地が確定した。家屋の建設は入植と同時に始まり、昭和42年(1967)末には全戸を完成した。屋敷のプランは全て形式的一様性が保たれており(敷地500m²(25×20), 家屋平面積93m², モルタルブロック2階建)4戸が1ブロックを成している。集落プランは道路をはさむ8戸からなる協業体単位と共同農舎の並列的集合で、集落は9協業体に分割されている。共同農舎は居住地区と近接してはいるが、分離して設けられ、生産と生活が空間的に分離されている。

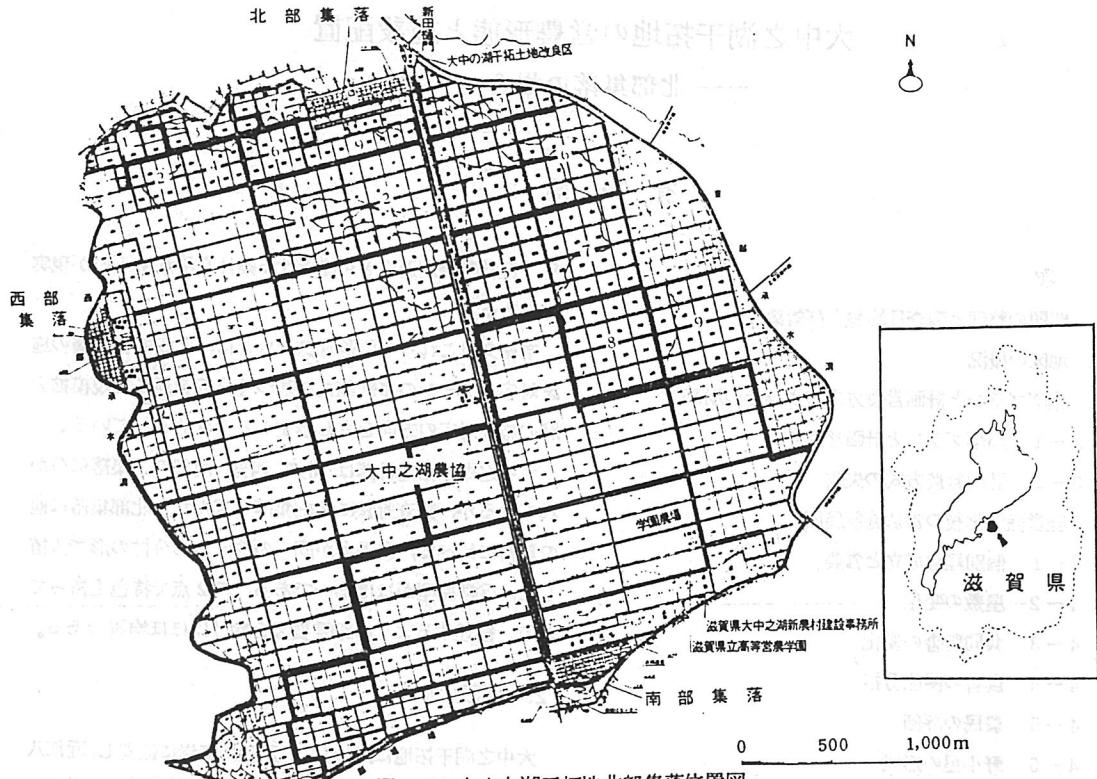
各農家の所有耕地面積は4ha(3haと1haの2団地を分散所有), 昭和48年(1973)現在の農業専従者は2.4人/戸である。

農地は協業体単位に団地を成しており、団地は大小(24ha, 8ha)2ヶ所に分散している。

農協は大中之湖の中央に位置し、3集落からほぼ等距離(北部集落の中央から約2km)にある。大中之湖干拓地で独

* 新農村開発センター(現 農業土木試験場)

立する総合農協で、カントリーエレベーター、集出荷施設等もここに集中している。



図一 大中之湖干拓地北部集落位置図
(図中の数字は協業体番号)

3. 集落プランと計画営農方式およびその崩壊

本章では計画営農方式と集落および農業施設配置プランの関連、計画営農方式の崩壊過程およびその理由について述べる。

3-1 集落プランと計画営農方式

大中之湖干拓地では入植農家8戸単位(協業体)の協業経営が前提された。協業経営の場合、土地・生産手段・労働は部分的あるいは全面的に協業経営体に投入されるため、経営体と農地の対応は存在するが、原則的に個別農家と農地の対応はない。したがって、岡山県児島湾干拓地にみられたような個別経営の農場制に伴う散居形式はここではとられず、協業経営体の集合による集居形式が集落プランとなった。

協業経営を行う場合でも、経営体を単位とする農場制は可能であるが、ここではそれがとられず、農業施設配置プランは、
協業体住居ブロック — 共同農舎 — 農地ブロック
形式がとられた。農作業は基本的にこの

プランに沿って行われ、それぞれはブロックとして互いに1対1の対応をした。

協業経営体住居ブロックと共同農舎は離れているが、協業経営を前提とした場合、農作業は個別農家を離れて行われるため、住居ブロックに包含される場合に較べて距離要因が大となるが、一定の合理性が認められる。しかし、協業経営体住居ブロックが農地と分離して一ヶ所にまとめられたため、
住居ブロック(農舎) — 農地
の結合で協業経営体間に距離要因の差を生じた。そのため、農地は大区画地区と小区画地区に分割し、距離条件の調整がはかられている。

3-2 計画営農方式の失敗

協業経営は入植(1966)後2年間、全面的に行われるが、土地の登記が済んだ昭和43年(1968)以降分解が進行し、45年(1970)にはほぼ完全に個別化した。
アンケートによると入植者は、経営を個別化せざるを得なかった原因が協業経営上の技術的、すなわち労働評価・価値分配の問題あるいは栽培方法の問題にあったと考えて

いる。これらは、協業経営をしばしば行きずまらせる問題であるが、協業経営を前提として入植したにもかかわらず、こうした問題の乗り越えの努力が貧弱であったことは否めない。

その理由は、入植初期を除いて農家に協業経営を志向する条件を欠いていたことによる。すなわち、入植時には①干拓が完了しておらず、耕作可能地は部分的であった②耕地の土壌条件は場所によってかなりの差異があった③耕地の個人区分が確定していなかった④技術的適応が個別では不可能で共同体的共働を必要とした、等共同経営を支える条件が存在した。しかし、干拓が完了し、県営圃場整備等によって土地基盤が全般的に整備され、更に個人区画の登記が成された段階で初期の協同経営を支えた条件はなくなった。しかも、①入植時労働力1.8人/戸以上という条件は、4ha規模では農繁期を除いて協業経営体内に労働力過剰を生み出した。②4ha規模は協業経営によらずとも個別の労働力と装備で耕作可能であった。③各農家には労働集約的な志向が強かった ④4ha規模は自立経営を充分可能にする、等個別化を促す条件が農家の協業経営に対する積極的な参加意識を形成し得なかった。

4. 経営個別化後の営農展開

計画された協業経営が崩壊後は経営は個別化し、個別の営農は集落・施設配置プランを変形させる。本章では、こうした適応形式の中から施設配置の方向性を明らかにしたい。

4-1 個別経営成立と営農

計画では水田酪農が予定されたが、48年12月には乳牛の飼養農家は北部集落では2戸に過ぎない。

現在は（水稻+野菜）の作型が基本的で野菜は主に（すいか（表作）+はくさい+キャベツ（裏作））の構成で栽培されている。野菜の平均作付規模はすいか40a、キャベツ20~40a、はくさい10~30aと各作目毎の作付面積は少ない。

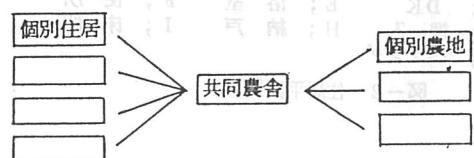
ハウス栽培は、各個のハウス規模は小さく、30aを越えるものはないが、近年栽培農家数が増加しており、（スイカ+トマト+メロン）が基本作型となっている。

こうした営農の複合化によって、農作業は多様化・集中化するが、これに対応して農機の大型化・多様化が同時に

進行している。トラクターは入植時、協業体単位に45psのものが導入されたが、現在は各戸が20ps前後に集中して購入している。10馬力未満の耕うん機はいずれの農家も保有しており、中型トラクターとの組合せによって耕起管理等の作業が行われている。田植機・自脱型コンバインの普及は進行しており、共に9割を越える農家が保有している。農用トラックは1000~1500ccのものが一般的でほぼ各農家が1台保有している。

生産物は農協から出荷されるが、作目によって収穫後農協に至る経路は異なる。水稻およびすいかはくさい、キャベツ等の露地ものは、収穫一運搬（トラック）一調整・袋詰（農協）一出荷（農協）の経路をとり、直接農地から農協に運ばれる。ハウスもの及び露地トマトは、これと異なり、収穫一運搬（トラック）一調整・袋詰（自宅農舎）一運搬（トラック）一出荷（農協）の経路をとり、農家で調整・袋詰めされて農協へ運ばれる。

協業経営の崩壊と経営の個別化によって、統一された経営形態を媒介とする協業経営体住居ブロックと共同農舎・共同農舎と農地ブロックの1対1の対応にかわって、共同農舎と複数農地・住居の対応が必要となり、それまで一定の合理性が認められた施設配置プランは破壊する。



この段階で、各農家は個別に独立の営農タイプに応じた施設配置を要求し、その過程で共同農舎を初めとする施設は、その性格と機能を変化させ再編されてゆく。

4-2 屋敷の変化

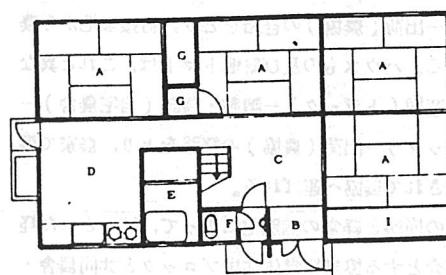
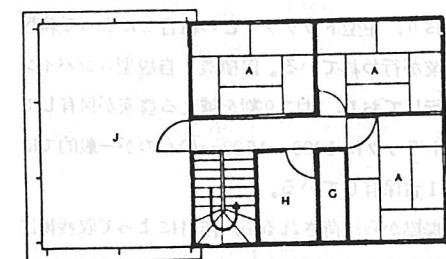
屋敷は協業体単位にブロックされたが、他の施設とは異り、入植当初から個別農家の保有が確定しており、そのため、同一規格で建設された屋敷に最初の個別変化を生じた。屋敷は各戸敷地500m²、住居93m²2階建で全く同一のプランによって建設された。変化は、共同経営の分解以前（集落建設の翌年）から起きており、主に入植時に携行してきた慣行農具一式の格納及び、従来の生活様式の延長として納屋機能の充足のための農舎の建設であった。そのため、家屋建設に見られたような画一性はなく、その規模も

極めて分散的であるが、総体的に小規模な変化であった。昭和 43~44(1968~9)年に部分的な二次拡大が見られる

が、これは、一次拡大が狭小であったものの納屋機能の充実及び、徐々に普及し始めた乗用車・トラック等のガレージ空間確保のための増設であった。

その後、農舎の拡大は一時沈静するが、昭和 45~46(1970~1)年には、初期の拡大とは質の異った個別経営に対応するための大巾な二次・三次の農舎拡大が進行した。これによって、70%以上の農家が建ぺい率 30%を越え、昭和 47(1972)年末には、全戸 20%が建ぺい率 40%を上回った。

昭和 48(1973)年の調査時には、これまでの増築が生産空間(農舎)に限られていたのに対し、住空間の拡大を行う例(5 戸)が見られた。これらはいずれも縁側の張出し等による部屋の拡張で、部分的・補助的なものに限られている。



A ; 和室 B ; 玄関 C ; ロビー
D ; DK E ; 浴室 F ; 便所
G ; 押入 H ; 納戸 I ; 床間
J ; ベランダ

図-2 住居平面図

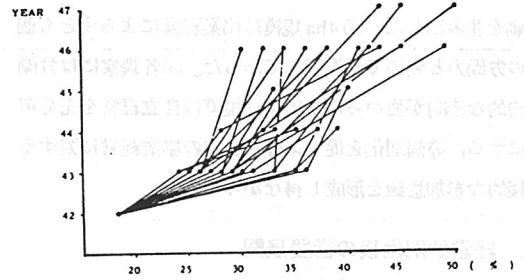


図-3 建ぺい率の変化(農家別)

↑

DAINAKA 1973.12

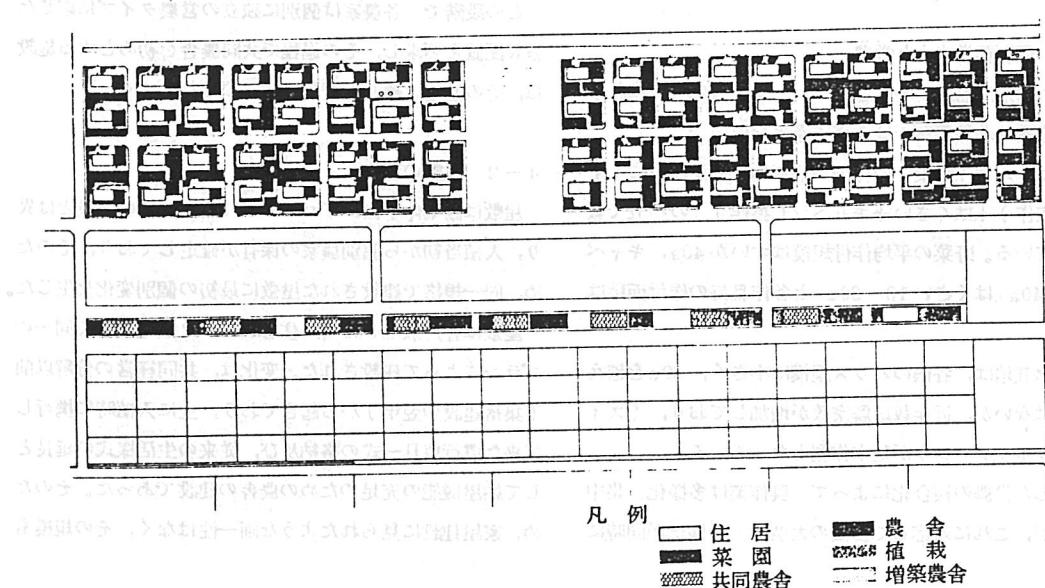


図-4 北部集落土地利用現況

4-3 共同農舎の変化

共同農舎(195.4 m²(9.2 × 21.2)ブロック平屋造)は各協業体単位に設けられた。協業経営時には大型トラクター(45ps)を初めとする協業体所有の農機が格納される共有空間であったが、経営の個別化と共に、共同農舎の空間も個別化した。

協業経営の崩壊と個別化は、共有空間としての共同農舎を無意味化するが、分割は直接的な方法をとらず、必ず共同農舎脇に協業体の手で農舎が建てられ、これを含めて行われた。これは、共同農舎の位置が個別農業経営にとっても大型農機の格納場所に選定されたことと、個別化に伴う生産手段の増大に対応する。

個別化の起きた時期は各協業体によって異り、その分割方法・規模も一様でないが、傾向として、①共同農舎は初めは協業の残存によって何らかの形で保存されたが、後のものは完全に分割されている。②分割規模は初期には小さく、後のもの程増大している。③分割形式は、初期には延床面積(建築空間の均等)，後には一階平面床面積(土地空間の均等)の平等が原則となっていること等が特色である。

表-1 共同農舎の分解

組	共同農舎	旧共同農舎	増築部分	増築時期
1	39.0	78.0	45.1*2	197212
2	195.4	0.0	32.2*2	197012
3	195.4	0.0	32.2*2	197008
4	39.0	78.0	33.2*2	1971
5	0.0	65.0	50.8*2	197402
6	0.0	39.0	42.0*2	1971
7	19.5	58.6	36.9*2	197105
8	0.0	65.0	57.0*2	1971
9	0.0	65.0	57.0*2	197208

(m²)

4-4 農舎の機能分担

収穫物は、ハウスもの・露地トマト等の作目を除いて、農協で調整・出荷される。したがって、農舎は主に一次的生産段階に対応する機能を持つ。

農舎は経営の個別化によって分割農舎(旧共同農舎部)との個別屋敷農舎に引き裂かれたため、両者の作業体系に占める位置は異り、機能分担が生じた。その内容は、夫々に格納される農業機械・機具・資材およびそこで行われる

作業内容によって区分される。

農機の保有・分散は協業の分解時期およびその後の過程で規定される作業体系に対応するため協業体毎にその傾向は異なるが、これらは農舎規模の拡大および分散と相互規定的である。すなわち、農舎の拡大は屋敷農舎が先行し、共同農舎の個別分割面積は後程増大するが、これと農機の保有・分散とは対応する。

共同農舎の分解が未展開あるいは不十分な場合、共同農舎の利用効率は低く、分割農舎も狭小なため用途は小型農機・農具等の限られた品目の格納に充てられるにすぎず、農機その他資材の多くは屋敷農舎に集中する。一方、分解が進んだ場合、農機・資材は分割農舎への集中傾向を強め、屋敷・農舎は相対的に格納機能の比重を低下させるが、農機やハウス資材のような償却が数年にわたるもの等に部分的に、農舎と屋敷農舎の間で時期的な移動・集中が見られる。こうしたことから、屋敷農舎は農機具・資材の保守・保管機能、分割農舎は当面する農業生産のための短期的格納機能への分化がうかがえるが、一般的ではない。

また、屋敷農舎は格納機能の分担によって土間および生活用納屋としての空間機能を強める。すなわち、屋敷農舎は水稻・野菜の育苗、ハウス・露地作物の支柱作り、トマトの箱詰め、キャベツ等のわずかな調整等の作業場、あるいは野菜出荷用ダンボール箱、ハウス用ビニールおよび生活用資材の格納庫およびガレージとして利用されている。

4-5 農民の評価

経営の個別化後、農舎は個別経営の中で新たな機能を要求され、先述の変化を生んでいるが、それがどの程度現在の営農に適合しているかについて、屋敷の広さと農舎の分散の点でアンケートを行った。

屋敷を狭いと答えたものは45%(29/65)と半数近く、そのうち農舎の分散を悪としたものは66%(19/29)と高い比率を示す。これを、屋敷を狭いと感じていないもので分散を悪としたものが4例(4/36)にすぎないと較べると、屋敷の広さに対する感じ方と農舎分散の評価には高い相関が見られる。また、農舎の分散を悪と答えた農家の多くが、理由に作業の分散をあげ、屋敷を狭いとしたものの1/3の用地要求が農舎であった。

これらの理由として、①先述したように、建ぺい率が30%を越える過大な状況で、なおかつ屋敷農舎が個別営農に

に対する機能を充足しえていないこと、②屋敷農舎と分割農舎との間で機能の分化を確立できること、③農家はこれ以上の建ぺい率の増大を好ましく思っていないこと、④農家に住要求が拡大していること、等がある。

①、②は分割農舎の拡大は屋敷農舎との間にある程度の機能分化を生みながら、農地と農舎の隔離という条件の下では積極的な機能分化は成し得ないことを意味している。何故なら短期的な格納要求はより農地に接続するからである。

農家は農舎の分散をしない場合の屋敷規模として現在の2倍にあたる1,000m²を希望しているが、現在の屋敷規模を前提とした場合、より積極的には農舎機能の分化を確立する方向での施設配置が必要である。

表-2 屋敷の広さと農舎分散のアンケート結果
($\frac{\text{屋敷の広さ}}{\text{農舎の分散}}$)

組	広			狭			良		
	良	悪	無	良	悪	無	良	悪	無
1	0	0	0	1	3	0	2	1	0
2	2	0	0	0	1	0	2	1	1
3	0	0	0	2	1	0	1	0	4
4	0	0	0	1	1	0	1	0	4
5	0	0	0	1	4	0	1	0	1
6	0	0	0	0	7	0	4	1	0
7	0	0	0	1	3	2	1	0	1
8	0	0	0	0	2	1	1	0	1
9	0	0	0	0	1	1	3	1	2
	2	0	0	6	19	4	16	4	14
	2			29			34		
	(3.1 %)			(44.6 %)			(52.3 %)		

4-6 野小屋の成立

農舎機能の分化は、農舎の新たな分散として現われている。

大中湖干拓地の場合、屋敷・分割農舎との距離は遠くて3km、近くても1kmを越えるため、通作・運搬等に伴う時間・労働・経費の点で農家の負担は大きい。この負担を軽減するため、経営の個別化と同時に野小屋(農地に附属する農舎)が、先ず農地が最遠点に区分された7・8・9協業体に休憩所、肥料舎、耕うん機、限られた農具の保管庫として建設された。後、他の協業体でも野小屋が形成されたが、廃車を利用したもの等もあり、これらはいずれも小規模(10~20m²)で、木枠にトタン張りの簡易なものである。

しかし、近年(昭和47年頃)こうした農小屋とは異り、

大規模(40~60m² 2階建)で構造も鉄骨スレート張りの半永久的な野小屋が2、3成立しており、そこにはトラクターを始めとする大型農機から、農具・肥料・その他資材が格納され、作業舎の機能も備えている。

野小屋は集落から離れた協業体農地々区になる程多く、成立も早く、集落に近い地区では野小屋の成立は少く、成立時期も遅い。初期の野小屋が個別化の深化以前から発生しているのは、距離的な制限から生産全般の根拠を集落におきながら、出作りに近似した耕作形式をとらざるを得なかったことに、成立の理由を求めることができる。

しかし、近年成立している大規模で半永久的構造を持つ野小屋は、これらと成立の条件および機能を異にしている。すなわち、新しい形式の野小屋の成立は個別経営の深化とそれに伴う集落部農舎の拡大を背景としており、しかも農舎として極めて機能の高い充実したものとなっている。これは集落部農舎の量的拡大では質的な充足(機能の分化)を行い得なくなったことに対する農家の適応であり、新しい形式の農舎の形成によって初めて分割農舎の持つ機能分担上の問題が克服される。

野小屋の成立は、各農家の3haの団地保有に負うところが大きい。しかし、屋敷農舎が分割農舎の補完的機能によって作業舎・保管庫としての機能を付与された段階で農地と農機・資材を直接的に結び付け、収穫物と農協の接続を単純化することで、時間・労働・経費の合理的消費を指向するものとして注目される。

5. む す び

以上、経営の個別化に対応して行われた分割農舎の形成は、その性格の曖昧さのため営農の展開に適応し切れず、新しい形式の野小屋の出現によってそれが初めて可能となったことを述べたが、これは同時に、問題の整理で前提した農場制の合理性を裏書きする。

野小屋は機能の分化への対応としてとらえられたが、その適合性を保証する宅地との距離・耕地の団地化の因子の検討については今後の課題としたい。

尚、小論をまとめるにあたって、調査に協力いただいた大中湖北部集落の方々をはじめ大中湖農協・能登川町役場では大変お世話になったことを述べ、改めて謝意を表したい。

6. 参考文献

琵琶湖干拓史 ; 琵琶湖干拓史編纂事務局, 1970.

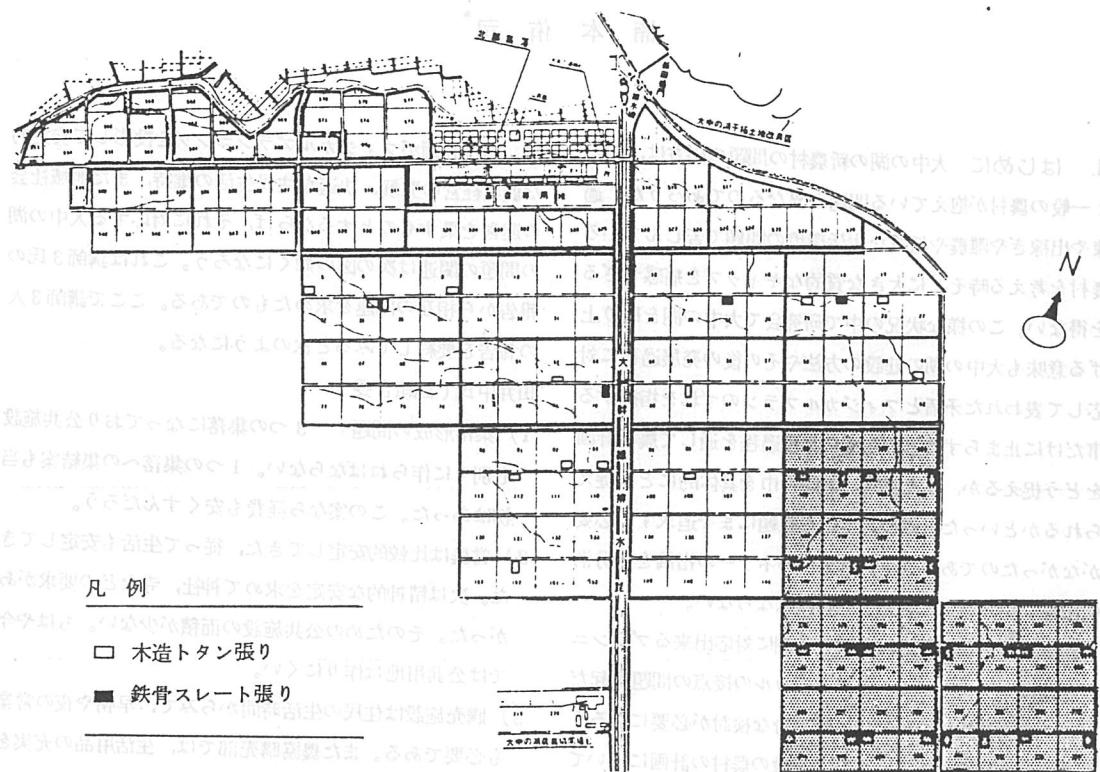
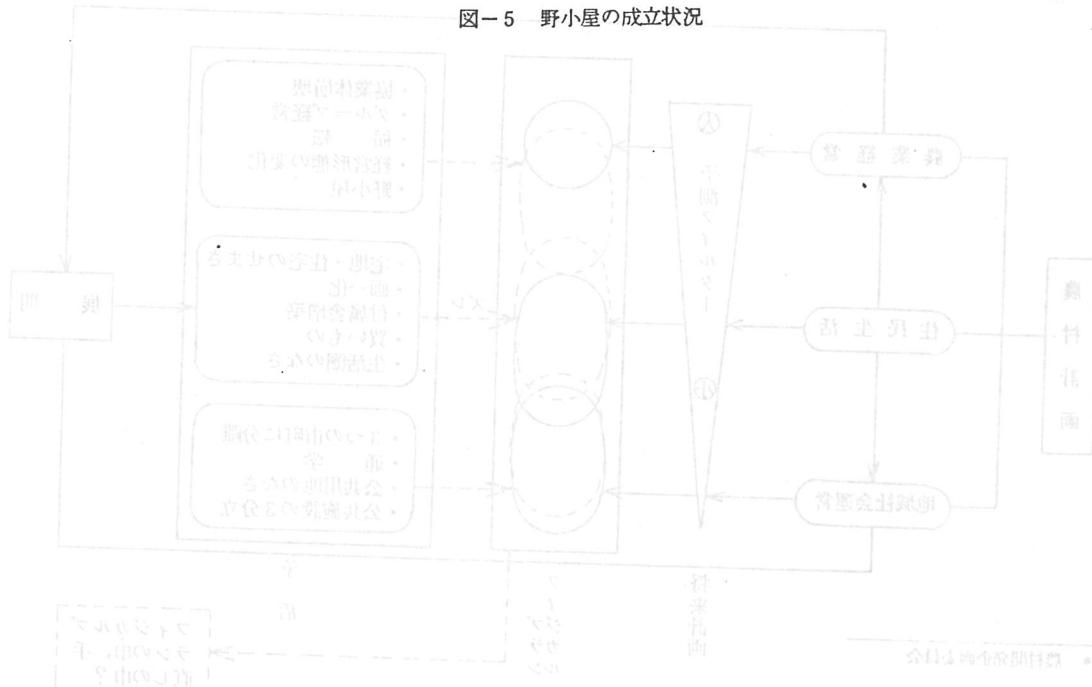


図-5 野小屋の成立状況



大中之湖干拓地における農村整備の諸問題

楠本侑司*

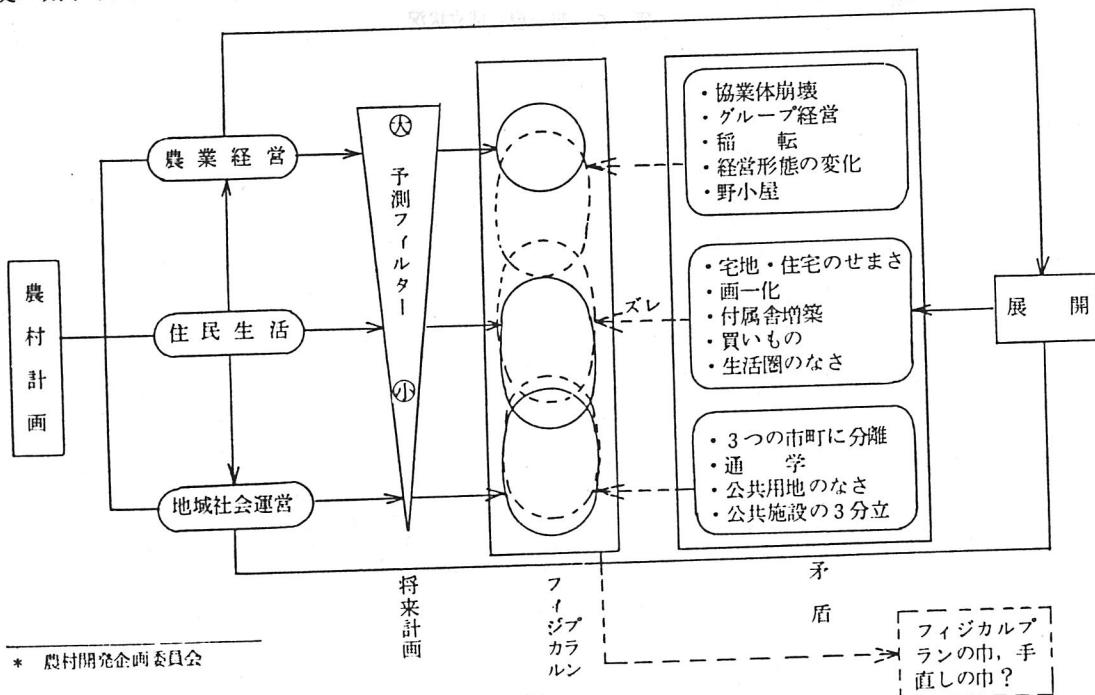
1. はじめに 大中の湖の新農村の問題の出方は、何んと一般的な農村が抱えている問題と異なるのであろうか。過疎や出稼ぎや離農や低質な生活環境の問題で苦しんでいる農村を考える時そこに大きな質的なギャップを痛感せざるを得ない。この様な状況の中で研究会で大中の湖を取り上げる意味も大中の湖の建設の方法やその後の発展過程に対応して表われた矛盾とフィジカルプランのずれを指摘する事だけに止まらず農業や生活の発展過程を通して農村計画をどう捉えるか、また将来、計画の巾を具体的にどう捉えられるかといった計画の基本的な課題にまで追求する必要がながったのであろうか。折角のパネラーの指摘を十分消化出来なかつたことを先ずいわねばならない。

和田氏^{*1}から提起された将来予測に対応出来るプランニング論はメタフィジカルとフィジカルの接点の問題提起だけにその方法論については、尚十分な検討が必要にならうし急がれる課題である。また、一般的の農村の計画に於いて更に切実な問題となろう。

2. 農村計画がフィジカルプランニングを投影して安定的な農業経営の発展、快適な住民生活の維持、また地域社会の運営を果すものとするならば、それに対応する大中の湖の問題の関連は次の図の如くにならう。これは講師3氏の報告から相互の関連を求めたものである。ここで講師3人の報告を要約してみると次のようになる。

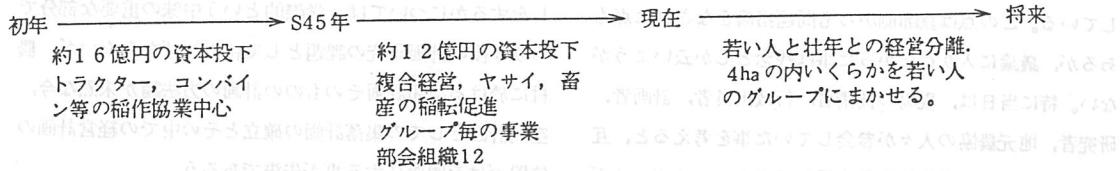
田井中氏(副組合長)

- 1) 集落形成の問題 3つの集落になっており公共施設も別々に作らねばならない。1つの集落への集結案も当初はあった。この案なら経費も安くすんだろう。
- 2) 営農は比較的安定してきた、従って生活も安定してきた。次は精神的な安定を求めて神社、寺などの要求があった。そのための公共施設の面積が少ない。もはや今では公共用地は作りにくい。
- 3) 購売施設は住民の生活時間からみて、早朝や夜の営業も必要である。また農協購売部では、生活用品の充実を計りたい。身近かな所に必要である。



* 農村開発企画委員会

4) 初年度から現在までの農村整備の変遷は次のとおりである。



藤本氏（東工大）

- 1) 農業基盤整備と生活環境整備の一体性がみられない。
- 2) 住宅・宅地をはじめとする集落形態の空間的な貧しさ。
- 3) 新しいコミュニティ形成のための媒体空間がない。基礎的な生活圏の貧弱さ。例えば行政区、学校区、医療圏、買物圏が住民の日常行動にひずみと無理を起している。また3集落をつなぐ生産的な組織はあるが、生産基盤を同一にする共通な社会関係がない。（神社、墓地、購売施設）
- 4) 宅地が狭い。
- 5) 生活空間から生産空間を分離したことはその後の組織、営農方式の変化によって矛盾を起している。
- 6) 集落計画の手法が全く圃場整備の手法であり単調で空間的豊かさがないばかりでなく経営形態の変化に対応出来る空間が考えられていない。

有田氏（新農村開発センター）

- 1) 集落形態と営農形態から判断してみると協業経営を前提としている事は明らかだ。
- 2) 協業をせざるを得ない3つの理由は次の事が考えられる。
 - ① S41年春には全耕地の内400haしか耕作を許されなかつた。
 - ② 土地条件の差が激しい。
 - ③ S45年まで登記が許されなかつた。
- 3) 協業経営の設定はもともと無理があったが初期にはそれなりの合理性を有していた。しかし乍ら経営上の目的が達成されなければ崩壊するのは当然であったといえる。
- 4) S45年の稲転が協業の崩壊の引金になり、土地登記の完了で協業は崩れ去つた。
- 5) 経営形態の変化に伴なつて施設の有り方がちがつてきた。宅地内農舎の増築と共同農舎の機能分担のちがいであり、更に野小屋の建設もみられはじめた。

特に三氏の報告の中で共通して強調された事は、農業經營形態の変化に伴なつて宅地や住宅に及ぼす影響を事前に

予測出来なかつたこと。その為に住宅、宅地の使われ方や住環境が悪化する恐れがあることが強調^{※2}された点である。
また経営の安定、^{※3}生活の安定が精神的な安定を必要とし神社や墓地の公共施設をはじめとする公共用地のなさを指摘し地域社会運営の欠陥が住民生活に与える影響を説いている。いずれにしてもこの問題の出方を見ても分るように、このような干拓地での新農村の建設の方法には先ず生産を上げること、そのために居住地面積を出来るだけ少くし逆に出来るだけ耕地を多くし、公共施設も最小限に止め、後背市町に依存せざるを得なかつたのが問題の根源ではないだろうか。協業の崩壊とグループ別経営の出現を見た時、現状の宅地で付属屋ラッシュに対応出来なくなるのは当然であり、有田氏の云う野小屋の建設や和田氏の云う土地利用の多目化が今後更に増加することが予想される。当初から生活環境や地域社会の展開を極度におさえられた計画では、宅地の狭さ、住宅の狭さ、画一的姿、公共用地のなさ、また、それら生活の基本となる生活圏の無理な設定からくる、生活行動の分離は当然の矛盾を出してきておりといつていいのではないかろうか。そこには^{※4}将来の変化に対応出来る空間計画は入りこめる余地もないし、また考え方も生れる余裕もなかったのであろうか。農業生産計画は農業計画の中でも基幹的な計画であろうが、また生活環境や地域社会生活のあり方に直接影響を与えている事を大中の湖は示している。しかしながら現在の農村計画の分野では、各計画間の結び方や各計画項目の何がオーバーラップするのかも計画論の中で明確でない。農村計画が学際的分野だと呼ばれてもう久しいと言える。そろそろ各分野間の接点部分の処理の仕方を切実に求める時期に来ているといえる。フレキシブルな農業経営に対応出来るフィジカルプランの策定の方法もここがスタート地点になるのではないだろうか。しかしながらいきおい一人で学際的にならざるを得ない状況はどういうことだろう。

3. このような講師側の報告に対してパネラーの佐藤氏

(都立大)は集落形態に係る4つの空間的側面を問題提起している。この点は講師側からも問題指摘をなされた点もあるが、議論に入り得なかった事は残念としか云いようがない。特に当日は、現場の技術者、行政担当者、計画者、研究者、地元農協の人々が参会していた事を考えると、互いのサイドからの具体的な発言を通してのキャッチボールが期待されたのだが、・・・

その問題提起の第1は農業経営計画と空間計画の係りである。これは前述した事だが、8戸協業の崩壊からグループ経営への移り変り方の問題であり、それを空間計画ではどのように対応すべきなのかといった点である。もっともこの点について経営の変化と同時に事実上、経営計画に無理があったのではないかという和田氏の発言^{*5}も付記しておく。水田十酪農の当初の基本的経営計画から水田十スイカ十キャベツ十白菜、また水田十畜産などへの経営の変化は施設の規模、位置に影響を与えるだけでなく単一的な土地利用から多目的な土地利用の変化を見、土地利用の分化をうながしてきていることも見逃してはならない。確かにこのような変化は宅地の絶対的狭さにより更に問題を多くし、且つ住生活、住環境に悪影響を与えていたが、最早宅地規模の大小だけでは変化に対応出来る術をもたないのでないだろうか。経営や土地利用の変化は農作業の人の動きや物の動きを変え利用する道具も異なってくる。有田氏の云う経営形態が集落形態を規定する論に立てば当然大中の湖の集落の形態は小規模ながら精一杯、宅地農舎の建設や増築、畜舎用地への農舎の建設、圃場の中の野小屋の建設等を行なって経営形態に対応出来る集落形態を形成しあじめているといえないだろうか。このような現在の集落形態の動きは生産施設用地の少なさと協業経営だから共同農舎の設置という単純な図式と生産と生活の安易な完全分離の3つの側面がもたらしている事は否めない。このような経営の変化に対応しない硬直化した空間計画は全く新しい集落を作る場合と既存の集落の計画とでは、またちがった難しさをもっている。そこには、藤本氏のいう“集落計画の手法が圃場整備計画の手法をそっくりもってきている”という指摘がある。圃場整備計画の合理性と経済性の追求が生産・生活を基盤とする集落の発展動向に対応出来なかつたのであろう。一般的の農村集落にはまだ経営計画や環境計画の変動に対応する巾(多くは余裕地や部落有地や宅地の広さ、土地利用種目の豊富さ)をもっている場合が多い。いず

れにせよ農業計画の変動与件を空間計画にどのように橋渡しをするかについては、学際的という中味の重要な部分であり今後の計画研究の課題として待たねばならないが、農村に於ける空間計画そのものの計画の方法論が未熟な今、空間計画としての集落計画の確立とその中の経営計画の位置づけを明確にする事が先決であろう。

第2の指摘は集落規模と住環境整備の問題である。田井中氏の説明によると、公共施設は少いし、現状では公共施設用地も捻出しづらいという。3集落の後背地の市町に学校、医療、買物を依存しているここでは、集落内のきめこまかい施設の設置のなさの問題点もさることながら幼稚園、保育園、学校、購売などの基本的な生活施設とその圏域に多くの^{*6}問題が指摘されている。自立経営農家育成、経営規模拡大の計画の下に進められた大中の湖では、生活環境施設が貧弱であるばかりか社会的弱者(保育園児、小中学校児童、老人、婦人)に対する施設は考えられていない。しかし乍ら現実には農村計画に於ても、公共施設建設の可否は、主に戸数や人口だけで左右される場合が多い。果して計画時に於いて、計画戸数を決定する際、一般に基準化されている小学校や診療所がまかなえる300戸という数字は1戸当たり耕地4haという数字と比してどの位のウェイトであったのであろうか。出来るだけ耕地面積にすることはそれ自身が正当性を有していたが人間の定住環境として具備する様々な用地や施設も決して犠牲に出来るものでない。

保育園がなくなったり、遊園地用地がなくなったりする大中の湖のその後の現象をみると農村地域に於ける施設立地の要因は果して人口や戸数だけでいいのかと疑問が出てくる。人口密度が極めて少い農村では面積的な広がりや制度やシステムも施設立地や圏域設定の要因として加味べきないものかと。公共用地が初期の計画の段階から餘々に少なくなったのは、矢張り経営規模拡大という時代的背景もあったであろうが、換地の終った今では最小限の面積しか有しない集落形態からでは公共用地を生み出す事は、困難な事である。集落外周の圃場に用地を求める事が出来ても集落との一体性、ひとつのまとまりという点は分断される事である。

新農村に於けるこのような生活環境整備の問題は、集落計画の分野に入るであろうが、住民の生産、生活行動、集落のポテンシャルによっての将来予測の判断の仕方はここで問題になる。大中の湖の場合には、生産形態の大きさ

な変化に集落形態が十分に対応出来なかつばかりでなく、住民の経済状態のレベルアップからくる生活要求や施設要求の変化、また属性別^{※7}（老人、青年、婦人、子供等々）の空間要求に対応する考え方が欠落した集落形態や集落空間であったといえよう。これは、最早フィジカルプランニングの技法上の問題だけではなく、計画自体の思想の問題ではないだろうか。生産さえ増えれば、専業自立農家育成さえ出来ればまた規模が拡大出来ればといった増産のメカニズムが集落形態や生活環境に大きな歪みを与えたのではないだろうか。いい旧された言葉だが、農村は生産と生活が一体となっていることをもう一度考え直し、藤本氏の報告—生産基盤整備と生活環境整備をはじめから一体整備する—を付記しておく。また集落内環境施設として遊園地、広場、緑地、公民館などのプランニング上の問題もみられる。それはほとんど使われない遊園地であったり、集落の景観材料としての緑地の少なさとなって表われてきている。施設の問題は単に配置やデザインの技術だけではなく、これは討論的にならなかったが、住民が利用しやすい施設の維持運営の方法も重要な課題となってきた。また、物的な生活環境施設だけではなく地域社会としての集落のまとまりについてはどうなのだろうか。川本彰氏は^{※8}「ムラ」のまとまりについて次の結合要因をあげている。即ち①共同体的原理による結合②農業側からの結合③住民自治活動的結合の3侧面である。いうまでもなく、フィジカルプランは物を作る事が目的ではなく居住環境をはじめとする地域社会や農業生産の安定的向上を計る事がその目的でありフィジカルプランはその手段としての機能を果すのである。ここで地域社会の結合を集落のまとまりといいかえると果して大中の湖の場合にはどうなのであろうか。前述の3点から見ると①の側面は新農村だけに少いだろう。②の側面については、大中湖全体では農協のイニシアティブで生産組合や後継者クラブが見られる。また協業体の崩壊後にはグループ経営別の機能集団^{※9}が発生してきている。これらの機能集団が生活集団に与える影響や協業の崩壊が構成員を同一とする組（葬式の互助や伝達機能を果している）にどのような変化をもたらせたのだろうか。この点についての具体的な報告がなかったのが残念であるが、計画の中で従来の組（班）組織を導入し、フィジカルプランに適応したのは評価すべきであるが生産的なつながりが直接その紹でなくなった今、その変化が注目される。（③につい

てはその報告がないので詳らかでないが、和田氏の発言^{※10}でかえさせていただく。

第3の指摘は集落配置とコミュニティについてである。この事は農民の生活や生産が3集落で1つの形態を型づくられているにも係らず、集落が行政区を異にする3つの市町に分散配置されている矛盾である。この事は佐藤氏の云う農民の気概を一本に結束する阻害要因でもある。また今まで述べてきた生活環境施設の設置に関して今後更に問題を生じて来るのではないだろうか。具体的には、大中の湖全体が必要とする施設を果してどこがそれを行なうのか。またそれを行う市町内での他地域との関連やバランスなどの派生的な問題を起してこよう。行財政と関連の深い保育園、幼稚園、老人憩いの家などが当面の問題であるが、現実には、幼稚園、小学校、中学校、また福祉施設などの利用に於いて社会的弱者にその行動負担がかかっている事は報告にあったとうりである。この事は通常、生活環境計画に於いて様々な施設や設備が生活圏域の段階に対応して配置されている事を考えると、基本的且つ重要問題である。前述の新しいコミュニティ形式のための媒体空間のなさは基本的には基礎的な生活圏域が不連続に構成されている事から生じているのであろう。アメリカやヨーロッパに於いてはコミュニティといえば行政域の中の1つの単位として捉えられる場合が多く、住民の要求を受け止める窓口ともなっている。果して大中の湖の場合はどうであろうか。農協が生産ばかりでなく生活関係にも果してきた役割は十分評価出来るとして全体の利害に係る要求はどこにもってゆくのであろうか。

第4の指摘は農村計画に関する手法上の問題についてである。この中で佐藤氏は農村計画や事業やプランニングの技術ばかりでなく規制や誘導の手法の必要性を提案している。具体的に云えば宅地の使われ方や無秩序な住宅の増築に対する住民自らの規制の方法の発見である。指摘の通り、乱雑な増築やばらばらな宅地利用は、宅地の狭さや住宅の狭さ、また付属舎のなさを解決する一つの方法として行なわれているが結果的には集落環境や住環境を著しく破壊している。しかし乍らこの様な指摘は根本的な計画上の誤り（宅地の狭さ、住宅の狭さ、農舎の分離）を先ずいわねばならないだろう。少くとも大中の湖の場合には矛盾の解決策としての増築や雑多な宅地利用が表われてきているのだから。勿論この様な論の上に立った佐藤氏の提案は、住環

境をはじめとする集落環境を自分達の手で作り出していく、いわば自己規制をしつつ集落全体の環境を維持していくという、ちがった側面での集落整備である。また青木氏から指摘のあった垣根の材料、屋根の色、樹木、建築材料等の選択の問題は集落景観を維持していくばかりでなく集落の環境を守る上での整備要因となる。

昔のままの農村の姿だけが集落の景観を維持しているのではない。集落の形態や景観は毎日の生活やまた農業の技術と経営手段に対応して刻々と変っていくであろうが、ブラック塀や赤、青のトタン屋根が生活や生産の様式の変化に対応した解決方法とは考えられない。しかし乍らこれらに関する研究や提案も少いといわざるを得ない。農家住宅の経済的な改造方法や建築材料や色彩、垣根また生産様式と住宅との関連などの問題について、住民に規制だけでなく「農家住宅研究」の展開が技術的提案を示す事が望まれる。

佐藤氏は建築協定を提案し、宅地をはじめとする住宅等の住環境を維持していく役割を述べた。しかし住環境に関する住民自らの規制は必ずしも現状では一般的になりにくい。生活環境の基盤作りと併せもったものが考えられないだろうか。

集落居住地域で宅地内の建物面積や建ぺい率、側溝をはじめとする水まわり、設備また土地利用等を規制し、同時にその地域を集落整備地域として設定し、積極的に環境整備を進める。これらの地区の中に於いて一定レベル以下の環境について整備の方法を打ち出していく。地区の設定や基準化は集居、散居、山村の形態的ちがいや集落の構造的ちがいがあるので都市のように一律に設定するのは困難である。このように環境整備の基盤的な地域設定と集落内の複多な土地利用また宅地や住宅の狭さからくる根本的な環境条件を維持、改善するいわば農村版の用途地域の指定である。そしてはじめて住民自らが作る建築協定（例えば住宅の型、色彩、建築材料、垣根など）や土地利用協定（宅地、公共用地、部落有地）が取り決められるのではないだろうか。

4. 農業の経営変化に出来るフィジカルプラン。

有田氏の報告の通り、大中の湖の農業経営では、当初より協業経営の設定それ自体に無理があり、干拓地として当面の目的が達成されれば協業体の崩壊が当然であったとすれば、フィジカルプランが協業体の崩壊（経営の変化でない）で農業経営にどのように対応出来るかが課題となるの

ではなく、むしろ農業経営それ自体の将来計画のたて方に問題があったのではないだろうか。

フィジカルプランが機能を果し得なくなったのは、プラン自身の硬直性も指摘できるが、先述してきたような単一的な図式による経営形態が崩壊したから他ならない。この事はフィジカルプランの計画の巾を求める事もさることながら農業計画の柔軟性を必要としているのであろう。現代に於いて農業計画の樹立が如何に難かしいかは誰れしも認めるところである。フィジカルプランが経営計画からキャッチする計画与件は単一な固定的な物でない、むしろおおよその将来変動ではないだろうか。

協業からグループ別経営への過程を経営計画の分化あるいは変化を見るか崩壊を見るかは討論に於いて曖昧であった。分化や発展的変化であればある程度の予測が可能であったであろうし、協業方式にセットされた当初のフィジタルプランの矛盾を当然個人の経営あるいはグループの経営あるいはグループの経営を解決するプランの巾を考えられたであろう。そのような経営の変動の予測を計画与件としてフィジタルプランが対応するのではないだろうか。

5. おわりに

前述してきた計画のそれを青木氏や頼氏は、「農民の生活を適確に知るべきだ」、「農家の生活に即した計画をたてるべきだ」と夫々批判し、計画の基本的な姿勢のあり方を指摘した。

農村の実態をどう捉え、それら一つ一つの項目を具体的計画へいかにして反映し計画の展望を見いだすかといった地域の捉え方と計画の方法論についての議論を見なかった研究会では、農民の生活を知ることからどういう方法で計画へ発展させるかといった議論が一番切望されたのではないだろうか。

*1 和田（東大） 農業経営の予測が如何にむずかしいかをフィジカルプランナーに認識してほしい。経営計画に弾力的に対応出来る巾で絵を書いてほしい。

*2 藤本（東工大） 1. 宅地が極端にせまいこと。
2. 生活空間から生産空間分離は組織的農方式の変化に矛盾を出している。

3. 空間的なますしさ。

*3 田井中（副組合長） 常農が比較的安定してきた。従って生活も安定した。今は精神的安定を求めている時期だ。神社、墓地などの公共的施設の整備が課題となってきた。

- *4 笹野（農土試）の見解 大中の湖は1つの壮大な試行錯誤であったと云える。計画当初にはわからないことが、現時点では結果論としてわかっていることが多い。これは今後活かすべき貴重な教訓であると思う。
- *5 和田（前出） S40年頃には全国的に協業は減ってきた。大中の湖のあまりにも画一的な協業経営は当初からかなり無理があったのではないか。
- *6 藤本（前出） 小・中学校は夫々4km～8kmで自転車通学。保育園は暫定的にあったが今はない。
- *7 青木（東工大） 老人や子供や婦人などの属性によって空間施設や要求は変ってくる。集落計画はこのようないきこまかな計画の考え方が必要だ。
- *8 川本彰 「農村における村落構造とその機能に関する研究」による。
- *9 大井中（前出） 現在12の部会が出来ている。
- *10 和田（前出） 協業の分化は機能的経営グループを生んだが、その変化に伴なって生活集落も変ってくる。機能集団の核になっていく。

武藏村（効率村）対面農林検討会

(市) TEL	(市) TEL	
角根・J面・面付地 ・小字案内登録内表	小倉根・J面・面付地 表地内	新規改版地内
開墾耕作・新木暮面 ・J面付地内	・開墾耕作・新木暮 面付地内	新木暮面付地
小来賀・中・小 地区	小来賀・中・小 地区	
鷺森・新木暮・新寺 合規	新木暮・新木暮・新寺 合規	新木暮・新寺
鷺森段	m008・J面付地内	ウモロ農業 耕作
社会省自立農の新規 合規	川下・J面付地内	新規会員自規

IV

モ デ ル 農 村 計 画

..... は、おまかせ下さい。

当社ではモデル農村計画、緑農住区のマスター・プラン、地域の開発計画の立案などにつき、その基本構想から計画書の作成、効用の算定まで一貫して作業できる態勢にあり、官公庁関係に幾多の実績を有しております。

太陽コンサルタンツ株式会社

東京都新宿区四ツ谷三丁目五（不動産ビル）

（TEL） 03-357-6131

取締役社長 山崎不二夫

形
つ
の
の
形
族
(
も
種
な
地
す
・
移
く
は
時
(
感
へ

集落移転に伴う生活行為の変化に関する研究

(住居形態の変化に伴う生活行為について)

守山市旧新庄町川辺地区の場合)

中島 一*

松本 壮一郎*

1.はじめに

農村集落の移転にともなう諸問題には、新生活への期待に対し從来の生活を頑なに固執しようとする相反する要素が複雑に入り交じり心理的および物理的问题を始め社会的・行政的な種々の問題が考えられる。

この研究は、集落移転する住民の住要求問題を取り上げ、移転前と移転直後および移転後の経年における追跡調査によって、生活行為や居室等の利用状況を変化させる「住まい方式要因」を求め、移転に伴う問題点を解明しようとするものである。

なお、今回は、滋賀県守山市旧新庄町川辺地区を対象としたもので、河川の改修工事に伴い集落移転した住居のうち27戸について、移転前の昭和47年7月と移転直後の昭和48年9月に実施した移転前後の調査結果を比較検討した結果の報告である。

2. 調査方法と調査対象について

調査は『住居に関する利用実態調査』と『家族内交流や接客行為を中心とした生活行為に関する調査』の2つからなり、現行の居住実態から移転前後の住生活全般について捉えようとした。調査方法は、自記式配票調査と面接聴取り調査を併用し行なった。調査日時は前述のとおりである。

調査対象地域に選んだ守山市旧新庄町川辺地区は、野洲川が南流と北流に分かれて琵琶湖に注ぐ分流点近くに位置し、これまで洪水のたびに堤防の決壊にあい甚大な被害を被っている。このため、南・北流の河川を1本の新しい水路につしかえる野洲川改修工事が計画された。この計画により旧新庄町川辺地区は、住宅・田畠の多くが水没するため38戸全戸が集団移転することになった。

38戸の移転先は、23戸が1.4km程離れた守山市笠原町へ、9戸が以前と同じ新庄町内で旧川辺地区にほど近い地区に集団移転し、残り6戸は近隣の都市に分散移転した。

調査対象戸数は、神社・寺院に属する住居を除く30戸

表-1 調査対象地域(移転後)の概況

	笠原町(23戸)	新庄町(9戸)
1.地理的条件	県道に面し、路線バス頻発	旧村道に面し、路線バスの発着回数少い。
2.都市施設	上水道・道路整備・都市ガス布設	簡易水道・道路整備・都市ガスなし
3.地域施設	小・中学校は從来地区から転校	小・中学校は從来どおり
4.営農地までの距離	寺院・神社は一括移転	寺院・神社近傍施設に併合
5.自治会運営	距離伸延約1,800m	近距離
	笠原町川辺として川辺自治会発足	既存の新庄自治会に併合

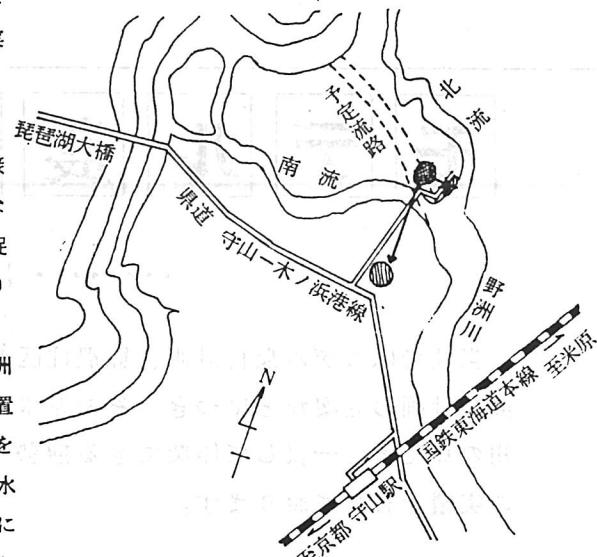


図1. 集団移転地域とその移転先

の中から、対象者の勤務時間などの理由で移転前後の調査可能な27戸(集団移転先の笠原町グループより18戸、新庄町グループより9戸)とした。

<調査対象家庭の概要>

移転前の調査対象家庭の平均家族数は、5.18人で、家族

* 愛知工業大学

形態は、夫婦家族4戸、世代家族18戸、傍系家族5戸であった。移転後の調査結果と比較すると「孫の誕生」「子供の結婚」「老人の死亡」などの理由により、14戸51.9%の家庭に家族構成の変化が見られた。なお、移転後の家族形態は、夫婦家族5戸(内、変化のない家族2戸)世代家族17戸(同10戸)傍系家族3戸(同1戸)欠損家族2戸(同0戸)である。

移転前後の農業経営形態は、ともに専業農家1戸、第一種兼業農家5戸、第二種兼業農家18戸、非農家3戸で、主な農作物は米・麦・野菜である。しかし、移転による農耕地や農業経営形態の変化などにより、移転後の生活が定着するにつれ変化すると考えられる。

<集団移転への賛否>

今回の移転は、村の氏神である蜊江神社を始め寺院まで移転する大掛かりなものであった。移転当初は、住民の多くが南・北流の堤防補強を要請し移転には反対で、賛成者はわずか9名(16.7%)であった。移転が進む47年9月の時点でも『賛成』12名(22.2%)『やむなく賛成』32名(59.3%)『反対』7名(13.0%)で集団移転の難しさを感じられた。(移転住居の主人、主婦、高校生以上の長子への調査。回収54部、78.3%)

また、移転地の選択についても南流を越えるか越えないかが問題になり、これにともなう農耕地、子供の通学区、医療機関、所属農業協同組合、寺院(檀家)、移転保障などの諸問題がからみ、結局、2つに分裂することになった。

3. 移転による住居形態について

移転前後の住居形態で大きく変わった点の一つとしては、移転前、平屋建ての母屋と離れに居室を有する住居形態をとるものが多く見られた(70.4%)が、移転後新築の家では、2階建て1棟の中に居室を求める住居形態を示すものが増えた。また、母屋の平面形式を間取りから比較すると、移転前は、四ツ目(田の字型)式のものが多く見られたのに対し、移転後の住居では四ツ目式が減り、独立した個人室と人寄せに必要な続き間の最低限の広さが確保できる直列式の間取りを取る住居が増えた。四ツ目式をやめた主な理由として「プライバシーが保てない」「現代的でない」「人寄せなども比較的少くなり利用価値がうすれてきた」などを上げており、四ツ目式を設けた理由の「人寄せの時必要である」「農家には当然あるものである」に対して、四ツ目式をやめた者に生活への意識の変化が大きく現われており注目したい。

			居住棟数			母屋階数		母屋平面		延べ面積					居住形態					
			1 計	2	3	1 棟	2 棟	四 ツ 目 式	直 列 式	そ の 他	150 ㎡ 以下	151 ㎡ 以上	201 ㎡ 以下	251 ㎡ 以上	301 ㎡ 以上	非 分 離	垂 直 分 離	別 棟 分 離		
移転前の家族構成	計		27	7	19	1	23	4	21	6	0	6	3	4	1	13	4	3	4	16
	夫婦家族	4	1	3		3	1	2	2		3	1					1	2	1	
	世代家族	18	4	13	1	16	2	17	1			2	4	1	11	2	2	2	12	
	傍系家族	5	2	3		4	1	2	3		3					2	1	1	3	
	2人	1		1		1		1			1					1				
	3人	1		1		1		1			1						1			
	4人	4	1	3		4		3	1		1		1		2	1			3	
	5人	10	3	6	1	7	3	7	3		2	2		1	5		2	1	7	
	6人	8	1	7		8		8				3		5	1		2	5		
	7人	3	2	1		2	1	1	2		2				1	1	1		1	
移転後の家族構成	計		27	12	15	0	3	24	12	13	2	6	4	8	2	7	1	17	8	1
	夫婦家族	5	3	2		1	4	3	2		1	2	1		1	1	4			
	世代家族	17	7	10		1	16	7	9	1	2	2	6	2	5		10	7		
	傍系家族	3	2	1		1	2	1	2		2		1			2		1		
	欠損家族	2		2			2	1		1	1				1	1	1			
	2人	1		1		1		1			1					1				
	3人	2	1	1			2	2					1		1		2			
	4人	3	1	2		1	2	1	2		1	1	1				2	1		
	5人	8	6	2			8	4	4			2	4		2		8			
	6人	11	3	8		1	10	4	6	1	2	1	2	2	4		4	6	1	
	7人								1											
	8人	2	1	1			2		1	1	2					1	1			

表-2. 移転前後の住居規模と居住形態について

農作業室についてみると、移転前のほとんどの住居で、母屋の中にも設けられていたが、移転後ではすべての家が母屋から完全に分離独立した別棟の作業棟を設けている。

これらの変化は、あとでも述べるが、四ツ目式間取りの解消や作業棟を居住棟から分離するなどの新しい生活形態への指向と長年月にわたった移転前の生活で必要に応じて無計画に増改築を行なうという増殖方式の住居形態を、移転を機に統合整理した結果によるものと考えられる。

移転前後の居室床面積を比較すると、移転前は台所（移転前の平均床面積 17.86 m²）を広くとる住居が多かったのに対し、移転後では老人室（移転後の平均床面積 14.15 m²）夫婦室（同 15.45 m²）を広く取るものが多くなった。また、一部屋の広さも移転後は 10 m² から 12 m²、14 m² から 16 m² が多くなり、移転前かなりあった 10 m² 以下の部屋が少なくなった。これは移転前の増改築により生まれた狭い部屋を移転前の生活体験から廃止したためと考えられる。

延べ面積と各居室床面積の関係は次のとおりである。

移転前の台所・客間・老人室において、延べ面積が広くなるにつれて床面積が広くなる傾向があり、特に、台所・客間においては、延べ面積が 351 m² 以上になると急に広くなる傾向が伺えた。しかし、移転後では延べ面積と各居室床面積の関係はあまり見られなく、老人室・夫婦室を広く取り、食堂・台所と順に狭く取る傾向があり、日常生活の利用に適した広さを求めた結果と考える。

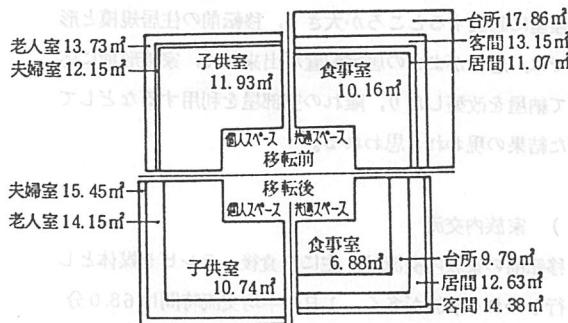


図3. 居室平均床面積の比較

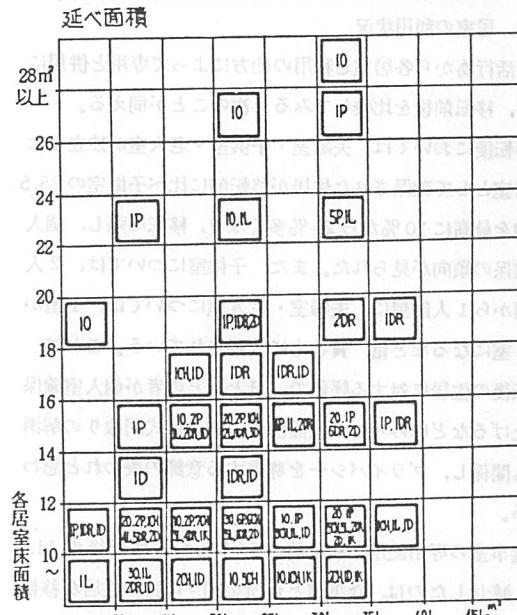
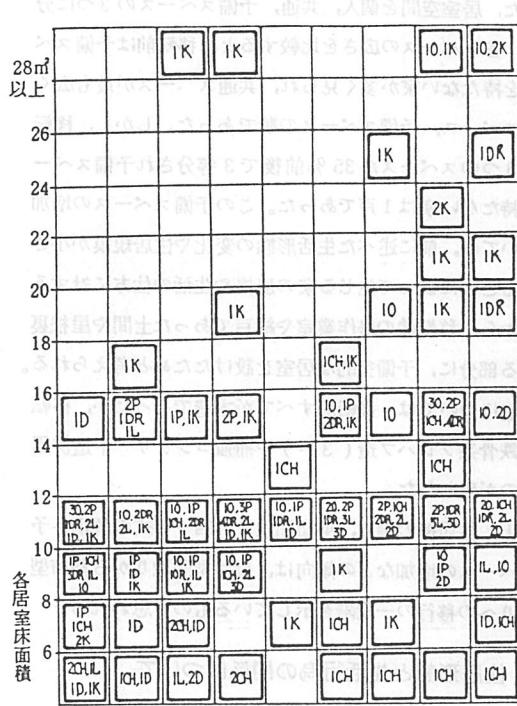


図4. 延べ面積と居室床面積 (上: 移転前 下: 移転後)

また、居室空間を個人、共通、予備スペースの3つに分類し、各スペースの広さを比較すると、移転前は予備スペースを持たない家が多く見られ、共通スペースが最も広く個人スペース、予備スペースの順であった。しかし、移転後は3つのスペースが35%前後で3等分され予備スペースを持たない家は1戸であった。この予備スペースの増加については、前に述べた生活形態の変化や住居規模が小さくなることによって生じる家の風格や生活の仕方に対する不安から、移転前の農作業室や納戸であった土間や屋根裏に当る部分に、予備室的な居室を設けたためと考えられる。

構造については、移転前すべてが木造であったが、移転後は鉄骨系プレハブ造(3戸)や補強コンクリート造併用のものが現われた。

以上、住居棟の確立、平面間取りの四ツ目式の解消、予備スペースの増加などの傾向は、農村型間取りから都市型間取りへの移行の一端階を示しているものと思われる。

4. 住居形態と生活行為の関係について

a) 居室の利用状況

生活行為から各居室を利用の仕方によって専用と併用に分け、移転前後を比較してみると次のことが伺える。

移転後においては、夫婦室・子供室・老人室が独立した専用室として確保された住居が移転前に比べ子供室の25.5%増を最高に10%から25%多くなり、移転に際し、個人室確保の傾向が見られた。また、子供室については、2人部屋から1人部屋に、夫婦室・老人室については、1室から2室になるなど量、質ともに改善されている。これは、移転後の住居に対する評価で、ほとんどの者が個人室確保を上げるなどにみられる積極性や、四ツ目式間取りの解消とも関係し、プライバシーを尊重する意識の表われと思われる。

食事室の専用使用が移転前の66.7%から移転後の11.1%に減少したのは、食事室と台所を別々に持つ住居が移転後少なくなったためである。これは移転前の下足式台所が上足式台所となり、食事室はこれとの併用が多くなったため都市型生活形態をとってきたことと、これを支配する健康上、衛生上の配慮の結果と思われる。しかし、移転後においても日常的な上足式台所とは別に、簡単なカマドをつけた下足式台所を持つ住居があり今後の利用方法に注目したい。

また、居間の専用使用が多くなったのは、移転前の接客室との併用が接客方法の変化により居間から分離し、家族の団らんなどの家族内交流を主に使用出来るようになった結果である。

接客に関する部屋については、移転前にもあった座敷とは別に居間的な雰囲気でテレビやステレオを備えた洋風の応接間がつくられた。これは、座敷での『改まった客』と応接間での『ちょっとした客』とに区別する接客姿勢の表われで、従来の様式を温存させ、加えて洋風の生活様式を求める傾向が伺える。

以上のとおり、住居形態の変化と同様に居室の利用状況にも都市的色彩を強く望んでいることが伺えた。

b) 家族形態別に見た居住方式

移転前後の居住方式を個人室相互の位置関係からみると、移転前後ともに、ほとんどの家庭で分離が行なわれており、非分離は、わずか移転前で4戸、移転後では1戸であった。移転前後の分離方法の違いは次のとおりである。

移転前の夫婦家族では、親子を母屋と離れに分ける住居が多く見られたが、移転後では、母屋の1、2階に分けて居住する住居が多くなった。また、世代家族についても同様に、母屋1階と離れ1階に分ける住居から、母屋1、2階または母屋1、2階と離れ1階に分ける住居が多くなった。この世代家族の居住方式を家族構成別に見ると、移転前は、若夫婦の子供が老夫婦と一緒に居住しているなど、若夫婦と老夫婦の分離に重点が置かれていたのに対し、移転後は、若夫婦の子供は若夫婦の近くに居住し、若夫婦と老夫婦の世代単位による分離の傾向が強くなつた。

これらのことから、移転前の居住方式は、おもに子供の勉強室に起因するところが大きく、移転前の住居規模と形態では、思うがままの居室配置が出来なく、家族形態に応じて納屋を改築したり、離れの空部屋を利用するなどしていった結果の現われと思われる。

c) 家族内交流

移転前の家族内交流は、主に夕食後、テレビを媒体として行なわれる家族が多く、1日の平均交流時間は68.0分であった。交流時間についても75.0%の者が満足していたが、すごしおについては、現状と希望が一致する満足度の高い者は24.1%とわずかで『雑談』『目的を持った交

流”を望んでいる傾向が見られた。

移転後の家族内交流は、居間と個人室の位置関係が、移転前に比べ居間を隔った所に個人室を設ける傾向にあり、家族員のプライバシーを重んじる様子が伺われるにもかかわらず、居間での家族内交流時間は、移転前と比べ平均で30分から60分多くなり、その過し方も“自分勝手に過ごす”が減り“テレビを見る”“雑談をする”など家族1人1人の意志により、1つの場を形成する家族内の交流が現われている。

このことは、個人室をもつことにより家族に生まれた独立心が生活上必要な連帯感を無意識的に求める結果の表われと推察でき注目したい。

d) 家族外交流（家族外交流とは、家族以外の者との交流を言う。移転後の調査については、移転後まもなく交流事例が少ないため実施できていない）

移転前の住居は、冠婚葬祭などの人寄りに適応度の高い四ツ目式間取りのため多人数を収容できた。また、親戚の集まりは、3ヶ月1回以上の住居が50%，あまり集まらない6ヶ月に1回以下の住居が39%となっている。

移転前の家族の旧新庄町川辺地区外の交流圏域を見ると、主人・主婦は、親戚を媒介とした地域に分散している。長子は約4.5kmの半径をもつ地域に広がっているが、これは当地の中学校区つ外縁とほぼ一致することから、学校友達を基とした交流が行なわれていると思われる。

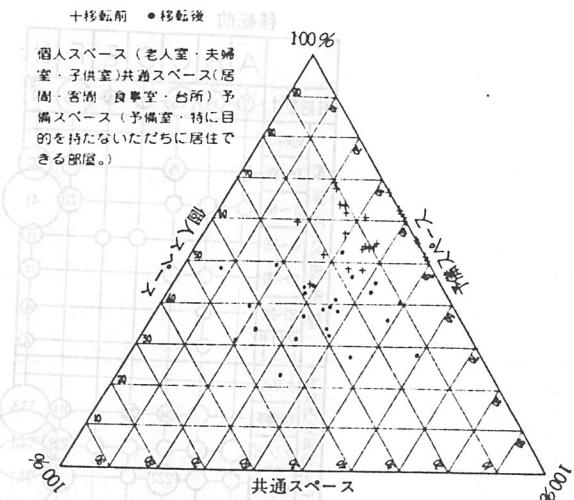


図5. 個人・共通・予備スペースの関係

		移転前の利用実態		移転前の志向性		移転後の利用実態	
		専用	併用	専希望	併希望	専用	併用
居間	55.6	44.4		22.6	60.4	70.4	29.6
食事室	66.7	33.3		22.6	43.4	11.1	88.9
子供室	60.6	39.4				86.1	13.9
夫婦室	59.3	40.7		49.1	30.2	66.7	33.3
老人室	67.6	30.4		52.8	26.4	77.3	22.7

図6. 居室の利用実態

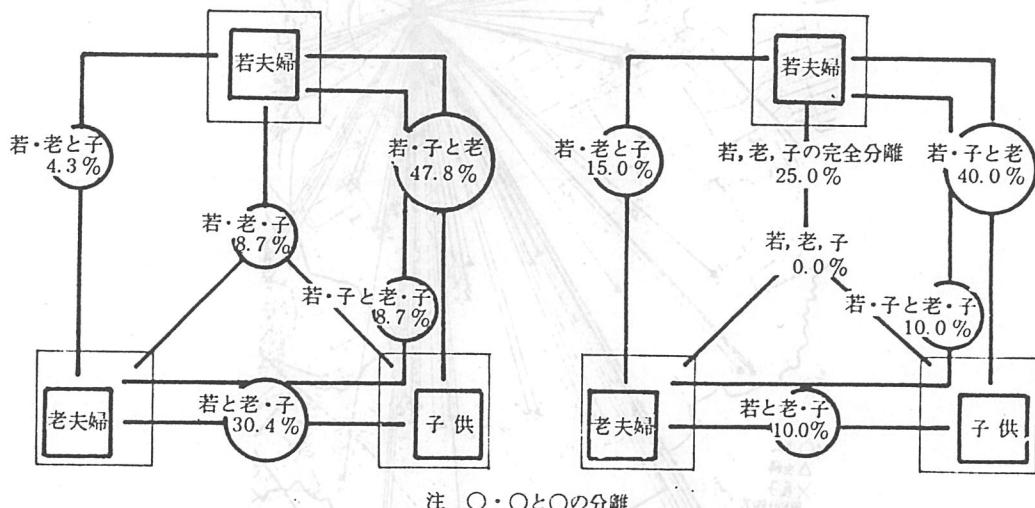


図7. 生活分離の内訳（世代・傍系家族について）
(左: 移転前, 右: 移転後)

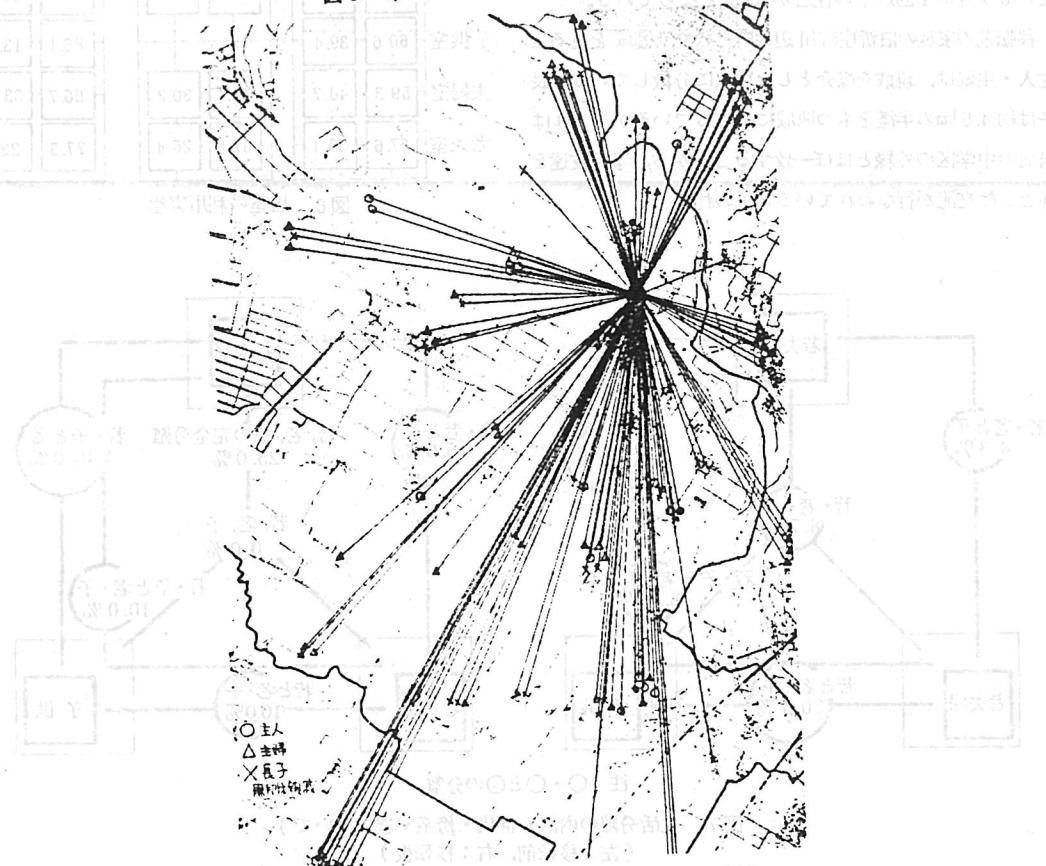
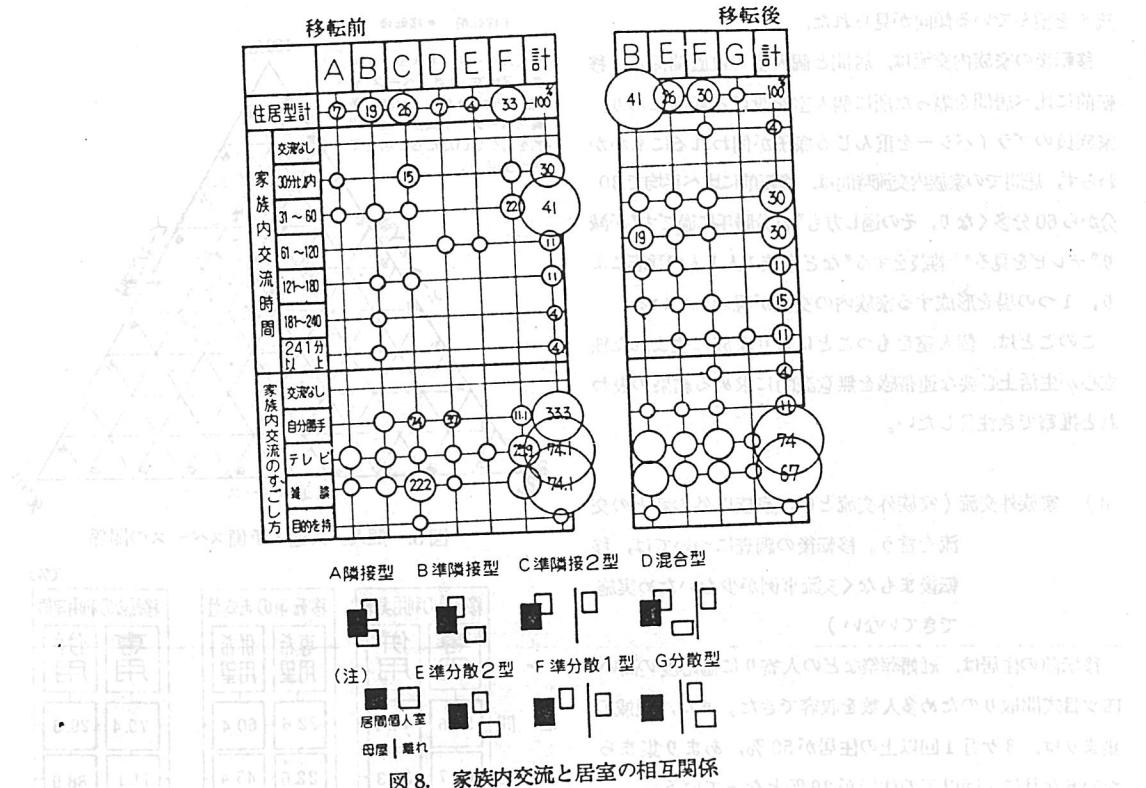


図9. 守山市内とその周辺地域における交流

5. むすび

以上、農村集落移転に伴う諸問題を、移転前後の生活行為と居室利用状況の比較により、移転住民の持つ住環境整備意識の中に求めた。移転住民の意識には、移転を機に都市型生活への要求が強く見られる反面、居住空間での予備

スペースの増加、個人室の確保と家族交流の増加等で象徴されるように、生活行為自体の都市化には踏み切れなく、現時点では、都市的装いを求めている段階と思われる。

おわりに、今回の調査に終始御協力いただいた岐阜女子大学講師中野迪代氏に厚く御礼申し上げる。

ひ 読書の樂

以上 農村集落移転に伴う諸問題を、移転前後の生活行為と居室利用状況の比較により、移転住民の持つ住環境整備意識の中に求めた。移転住民の意識には、移転を機に都市型生活への要求が強く見られる反面、居住空間での予備

現時点では、都市
おわりに、今回
大学講師中野迪代

建設総合コンサルタント

測量・調査・計画・設計・工事監理



パシフィックコンサルタンツ

株式会社

城宗石白

取締役社長 河野 康雄

技術者 530名 技術士78名 一級建築士8名 測量士64名

水工関係業務……農業計画、農業土木、灌漑排水、圃場整備、干拓、河川水源調査、上下水道、工業用水、ダム、工礦業廃水、環境整備、電子計算機による水理解析

本 杜 南京都渋谷区神宮前2-8-2

元150 電話(404)1111(大代)

本社 東京都渋谷区渋谷前七丁目
札幌支店 札幌市北四条西四丁目 日興ビル

〒060 電話(221)4181

仙台支店 仙台市一番町2-3-20(第三日本オフィ

〒980 電話(66) 1175

名古屋支社　名古屋市中村区広小路西通り3-1

〒450 電話(581)9681

大阪支社 大阪市東区南本町3-5 村
福岡支社 福岡市舞鶴2-2-3 第二

〒541 電話(251)6761
〒810 電話(34) 1761

愛東町大萩集落における防災集団移転事業の事例と問題点

滋賀県総務部市町村振興課

1. 集落の概況

(1) 地形について

当集落は琵琶湖の東部に位置し、三重県との県境を南北に走る鈴鹿山系の山中標高450mのところにある四方を山に囲まれた、面積110haの山村である。



位 置 図

人家の南部に接する急峻な山の斜面は岩質が悪く、崩壊の危険があるため急傾斜地崩壊危険区域の指定を受け、又当地区を流れる犬上川上流の河川は豪雨のたびに土石の流

出が激しく危険なため、早くから砂防法に基づく指定を受けるなど、地形上その自然的な条件に全く恵まれない危険な地域であった。

年に数回襲う風水害や、冬期の1mを超える積雪により交通が途絶することもしばしばあった。

(2) 当時の生活状況

当地域には、60世帯263人が生活し田18.3ha、畠4.3haと耕地面積が狭いため、米・茶等を栽培していたが自給するのが、精一杯といった状態であった。

住民の就業状態も、往時は山林業務にほとんどの者が従事していたが、戦時中からの森林の伐採により現在では、表1が示すとおり部落外等へその他の職を求める者が多い。若年労働者については、全てが隣接する八日市市や湖東町の工場へ就職している。

表1. 世帯主の就業状況(移転前)

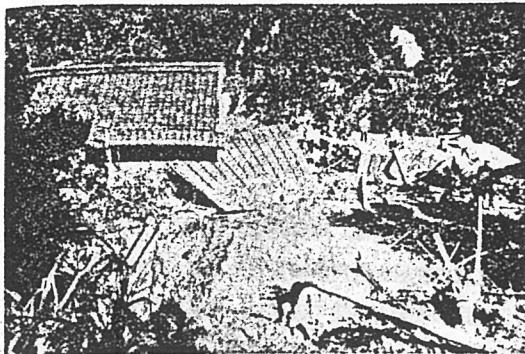
区分	世帯数	摘要
部落外給与所得者	28世帯	
部落内工場経営者	6	製材所、縫製工場
// 勤労者	11	
生活保護世帯	2	
無職	2	
農業	3	
林業労働者	5	
大工	3	
計	60	

交通体系は、未舗装の県道1路線が下界との唯一の連絡道路であり、日に数回峠をこえて往復する定期バスのみが公共的な交通機関である。又、交通が不便なため将来における地域の発展も望めず、生活の基盤ともいえる教育・文化的な施設についても整備が他の地区に比べて著しく遅れ、典型的な山村辺地としての形態を表わしていた地域である。こ

うした地形的・気候的・社会的な悪条件の中での生活であったが、地区住民の大部分の意識は「祖先が築いた当地に永住するのが祖先への報恩である」といった故郷への愛着心から現在の生活に満足していたようである。

2. 集団移転への経緯

(1) 台風20号による被災



被災状況写真

昭和47年9月16日に鈴鹿山系を中心に来襲した台風20号は、瞬間最大風速33m/s、降り始めからの9時間に400～500mmの降雨量を記録し、人命こそ奪わなかったが、土砂崩れによる家屋の全壊3戸・半壊2戸・床上浸水27戸・床下浸水28戸・山崩れ50ヶ所・田畠の埋没300ha・路盤の崩壊15ヶ所にもおよぶ大きな被害を受けた。行政当局において、一部で応急的な災害復旧工事や防災工事が実行されたものの、尚その後における災害が案じられ、防災にも困難な極める現況にあったため、住民の災害への不安が高まり、これを機会に安全な場所への移転をしようと、婦人、青、壮年層を中心になり、集落の総集会を重ねる中で行政当局への集団移転の陳情書が出され、住民の総意に基づく決意として、積極的に移転への活動がされ始めた。

(2) 国の財政上の特別措置

昭和47年7月の集中豪雨が東北から九州にかけて32府県にまたがる大きな被害を受けたため国においては、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」(昭和47年12月28日)が公布・施行された。これは、豪雨・洪水・高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域、建築基準法第39条第1項の災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転をするために、県・

市町村が行う集団移転促進事業に必要な経費に対する、国の財政上の特別措置について定めたものである。

事業の究極の目的は、災害の危険区域における集団移転促進事業を積極的かつ計画的に実施することにより住民の生命・財産を災害から守ろうとするものである。

3. 集団移転事業の概要

(1) 集団移転計画

台風20号の被災以来、住民の安全な場所への移転に対する決意も強く、依然として土砂崩れ等による生命・財産が危険な状態にあったため、大萩地区の住宅地全城を豪雨等の異常な自然現象による災害が発生した地域で、住民の居住に適当でない区域として、移転促進区域としての「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく、国の財政上の特別措置を受けるため、防災集団移転促進事業の計画を愛東町において樹てた。昭和49年3月にはこの事業の計画に対する自治大臣の承認を受け事業に着手した。

とくにこの事業は、危険区域のうち住民の居住に適当でない住居の全戸移転が原則となるため、住民の自主的な総意に基づく意志決定であることを確認し、又行政サイドでの一方的な計画や事業の進め方によって、住民が移転に対して不安になり計画の大幅な変更や、事業を中止しなければならない事態が起らぬよう、町会議員・学識経験者・地元代表から構成される移転促進協議会を設置し、事業の目的の推進を図るうえに必要な対策を審議し、意見・計画に反映させるよう配慮した。

(2) 事業の概要

移転先の決定については、①地形上災害等の危険性がなく安全な所、②都市に近距離の地点にあり道路等交通網が整備され生活環境がすぐれている所、③小、中、高等学校に近距離にあり就業が便利な所を考慮して、大萩地区から14km程離れた町の中心附近平野部にある上岸本地区の県有地47,700m²を町によって買収し、昭和48年度から昭和49年度の2ケ年間で完了することを目標に、住宅団地の用地取得・造成・団地内公共関連施設の整備・移転後の跡地取得・移転者に対する移転経費の補助などの事業を行った。

事業名	内容	事業名	内容
用お 地よ のび 取造 得成	住宅団地用地	33,700 m ²	移転先住宅建設助成 住宅建設に要する経費の貸付金の 利息助成
	菜園用地	12,000 m ²	移転先助成 移転に要する雑費の補助
	作業所用地	2,000 m ²	
関連 公共 施設	団地内道路	L=1,230 m, W=5 m 平均	宅地 29,400 m ²
	集会施設	木造瓦葺平屋 99 m ² , 会議室・炊事場	田 21,300 m ²
	排水施設	排水路 262.7 mm	畠 32,700 m ²
	児童遊園地	ブランコ, ジャングルジム等	山林 14,300 m ²
	上水道施設	配水管 L=3,496 m	計 97,700 m ²

事業概要

4. 事業促進のため実施した行政上の施策

(1) 経済面での施策

この集落は就業条件が悪いために現金収入が低く、表2の示すように、1世帯当たり月収は平均5~7万円（昭和47年当時）と低額所得者が多い状況にあった。したがって、移転先に建築する住宅については個人の資金をもってあたることになるので、派手な住宅建設の競い合いによって住民の過大な経費の支出をきたさないよう、住民と協議して住宅のタイプを二種類に限定し家族構成・所得の状況に応じて、いずれかを選択して建築するように指導した。

地表2. 所得階層別世帯数（S. 47年当時）

所得区分	世帯数	家族数
月収 3万円未満	7世帯	15人
" 3万~5万円未満	7	16
" 5万~7万 "	25	135
" 7万~10万 "	11	49
" 10万円以上	10	48
計	60	263

又、移転によって住民のその他の経費の支出が増加し、低所得者に経済的な破綻が生じないように、経済的な援助を目的に移転後の農地等 97,900 m²を県が買収した。買収した跡地の利用方法については、今後において植林等を行い防災上の処置をして、跡地の荒廃防止・自然的景観の保全を担って国土の保全に努めようとするものである。

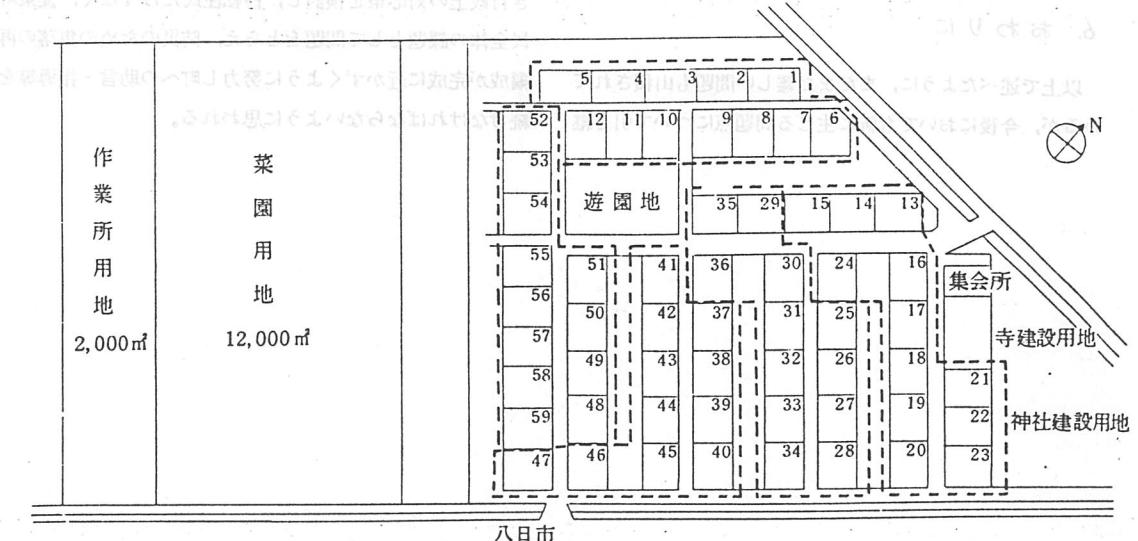
(2) 生活面での施策

防災集団移転事業は、移転促進区域内のうち居住に適当でない区域の住居を全戸移転することが、防災上において被災住民の安全と生業の確保や、被災地のすみやかな復興を図るよえにおいて必要となり原則とされたため、大萩集落の住宅地全域に及ぶ指定は、当地区的60世帯をそつくり移転させる大事業となった。したがって、移転住民に対して及ぼす影響は、既存集落にあった人間関係の崩壊を招くに止まらず、産業や文化・生活環境の崩壊も予測されたので、特に①移転先の住宅団地内における住宅の割り当てについては、既存の人間関係に変化が生じないよう従来通りの状態で隣り合った住居になるような住宅構成にし、昔からの山村における「隣り組み」といった連帶意識が崩壊されないよう配慮した。②住宅での生活において、昼間における生活活動の基盤となる老人や子供に対しては、生活環境の充実を目的とした、緑地帯の整備・遊園地・集会所等の公共的施設の設置をし、憩いと安らぎのもとに伸びのびとした生活が出来るように心がけた。

(3) 生業安定への施策

大萩集落では狭いながらも稻作や畠作・茶の栽培等を行なっていたので、危険地図における跡地の公有化により田畠を失った者に対しては、移転後においても野菜等の栽培することによって自給生活をする生活の心強さを持たせることを目的に、住宅団地の隣へ12,000 m²の農地を造成し、住民協議のうえ移転前の耕作状況に合せて分譲貸付する予定である。

移転者に対する就業上の対策としては、特に縫製等の室内工業や製材所の経営6世帯と、これに勤務する11世帯と多くを占めていたため移転先への工場用地貸付提供し移



住宅団地の構造

転後においても仕事が続けられるようにしたため、これらの従事者に対しては従来と仕事が変化するといった状態は考えられず、むしろ交通の便が良くなつたため今まで以上の収益が上げられるように思われる。28世帯を占める部落外給与所得者については、移転したことによって通勤が便利になり、就業条件が良くなつたため、特別な行政上の考慮はしていない。

5. 今後における問題点

(1) 未移転者の説得

この事業については、昭和49年度にすべて移転先の団地整備・住宅の建築が完了し本年4月に59戸が移転を完了してすでに新しい団地での生活を始めているが、一部の老人がなお、「先祖の基いた故郷を自分としては捨てることが出来ない」と移転に応じようとしない現況にある。しかし大萩地区については、すでに県において建築基準法に基づく災害危険区域としての指定をし、居住の制限等をしている区域であり、防災上なお危険なため早期に移転するよう説得中である。

(2) 村祭・風習等の保存

当地区に昔からあった神社・寺(用地については確保してある)及び、村祭りや風習といったものは村の歴史を物語る大切な財産であり、また文化的遺産でもある。したがって今後どのような形態で新しい生活に密着させ、自分達の子孫へ伝承させるのが、といった問題は大切になってくる。

る。

(3) 新しい生活への戸惑い

元の生活様式については不便さはあったが不便ながらも生活になれ、解け込んでいた。しかし、移転によって生活が便利になったが、新しい近代的な生活様式に急転したことに対する住民の戸惑いを、どのような手段をもって克服させていくのが考えていく必要があろう。

(4) 跡地における私有地財産の管理等

農業3世帯・山林労働者5世帯と跡地附近においての就労を必要とする者は少数であるが、災害危険区域外における田・畠・山林等の所有者がかなりいる。したがって、移転により14kmと所有地が遠隔地になるため私有財産における管理上の不安がでてくるだろう。そこで、これを解消さざるを得ない方策として、今後簡易宿泊が出来る山林などの管理宿泊所の設置が必要になるよう思われる。

(5) 移転先附近地住民との融和

大萩地区と新しい移転団地を建設した上岸本地区は14kmと離れた位置にあったため、移転前における住民間での交流はほとんど無に近い状態であった。したがって、突如として建設された59戸の住宅、260人余りの居住に対して、附近地域の住民との摩擦は色々なケースにおいて考えられる。今後、両者の対話をもって、融和を計り、住民が一体となって生活が過ごせるような、行政上の指導が必要になってくるだろう。

6. おわりに

以上で述べたように、まだまだ難しい問題も山積されているが、今後においても新たに生じる問題点について引き継

き行政上の対応策を検討し、移転住民だけでなく、愛東町民全体の課題として問題をとらえ、防災のための集落の再編成が完成に近かずくように努力し町への助言・指導等を続けなければならないようと思われる。



市町八
農村の畠地分布

(二)

度重あり

これからの農村の理想像を実現するシンクタンク

農村計画の総合コンサルタント

基本構想、調査、計画、設計

株式会社 新農村開発センター

取締役社長
常務取締役
総務部長
営業部長
企画部長
計画開発部長
開発部長

中小岡田原栗武
岡田原栗武

澤林村島田原藤島
忠英幸賢英一幸

作作寛市二一大市
一一大市

新農村開発センター
東京都渋谷区広尾1丁目7-7(広尾マンション二階)
電話 03(409)2521(代表)

東京都渋谷区広尾1丁目7-7(広尾マンション二階)
電話 03(409)2521(代表)

余呉町の集落移転における地域の再編と生活の再編

松村 真三*

今井 敏行**

はじめに

集落移転事業は、「過疎法」の制定された昭和45年を中心として、その多くが「新しい農村コミュニティーの創造」を目指した集落再編成事業として行なわれた。しかし実際には、行政サービスを効率よく受けられる地区への奥地からの撤退に過ぎないと思われる事例がほとんどだと言われている。こういった事例の場合、行政側の対応として、困っている人々に対する福祉対策事業的な色合いが強く見られる。たしかに、自力で町へ出て行くことのできる人たちはすでに出てしまい、各戸個々の力では山を降りて町で生活をしていくメドの立たない人たちが残留している状況の下で行なわれる移転事業には、そういった福祉対策的な面が強く出て来るのも止むを得ないと言えよう。しかしながら、なし崩し的に進行する地域社会の崩壊の中で、総撤退とも言える形の集落移転に追い込まれた人々の意識の中に、新たな形での地域社会の再編成への意向が存在すると考えることができるのではないだろうか。それは具体的な形で我々の前に示されてはいないにしても、地元住民のその意識とその方向性を探り出し、実際の計画に生かして行く努力が、現在要求されていることであると考えられる。

また、集落移転によって生活を再建していくとする移転住民が、生活構造の大きな変化を受けて、どのように生活の再編を行なっているのかという点の考察は、事業実施における行政側の適切な配慮の必要性という観点からも重要な事だと思う。

以上のような問題意識のもとに、滋賀県伊香郡余呉町で行なわれた集落移転事業の事例の検討を行ない、地域の再編にかかる諸問題と、生活の再編における問題との二点について考察した。

1. 地域および移転事業の概要

本報告の対象地区余呉町は、滋賀県の最北端に位置し、

福井県、岐阜県と接している。気候は裏日本型であり冬季の積雪も多く、移転を行なった奥地集落では3~4mに達し、滋賀県最大の積雪地域である。また町の総面積168.7km²のうち、山林が90%近くを占め、農地面積はわずかである。また、行政面からは余呉町は旧余呉村・旧丹生村・旧片岡村の三村からなったもので、移転を行なった奥川並・針川・尾羽梨は旧丹生村の奥地の山村集落であり、現在の町役場は旧余呉村にあり、移転先集落である今市・東野は旧片岡村に属し町の中心部に近い所に位置している。移転三集落のうち針川・尾羽梨は高時川に沿って立地しているが、奥川並はそれから支流を上った最も奥地に位置していた。そしてこれらの集落では、広大な部落共有林から原木を得て、製炭業で生計を立てていた。

移転事業は、製炭業の不振にともない、奥地での生活の維持に困難を来たした三集落を、昭和44年から昭和46年にかけて移転させたものである。まず昭和44年に実施された奥川並は、モデルケースとして行なわれ、移転先となった今市の旧電気公社社宅の収容戸数の関係もあって、15戸全戸移転のうち11戸が今市へまとまって移転を行った。翌45年の針川の場合は、役場近くに建設された町営住宅に入居後、東野に造成された北畠団地に個人住宅を建てて46年に再び移転し、また尾羽梨も46年に同様の形で北畠団地に移転し、最終的には針川・尾羽梨23戸のうち12戸が東野に移転したことになる。そして、それぞれ一つの「組」を構成し、移転先集落の一員として新たな生活を行なっている。

2. 地域の再編にかかる諸問題

(1) 移転先決定における特色

集落移転事業が「集落再編成」として行なわれた以上、移転先の決定という問題が大きな比重を占めるのは当然である。一般的に移転先決定の際の条件として、利便性・安全性といったものが考えられる。本事例においてもそ

* 滋賀県彦根県事務所, ** 京都大学農学部

といった条件は、「同じ出るなら便利のいい所」・「雪の少ない所」・「病院に近い所」といった形で表現されている。また一方では、跡地管理あるいは通勤耕作といった条件が、移転先決定の大きな要素となる場合もある。つまり、跡地管理に都合のいい所、あるいは通勤耕作が可能な所という条件を考慮して、移転先が選ばれるのである。集落移転が奥地からの総撤退に過ぎないと言われる場合、後者に関する問題がほとんど検討されることなしに計画され、実施されていると思われる。そしてたとえ、そのような問題が検討されていたとしても、それは地域住民の内発的な意識を取り上げたものではなかったといえる。そのため、農林業の振興という方向は一切出て来ず、農林業以外の跡地利用を求めるということになるのである。このような中からは、地域住民を主体とした、新しい地域社会は生まれてこないであろう。集落移転が、その住民の生活そのものの再建と、新しい地域社会の形成を目指すならば、地域住民の持つ地域のへの意識を最大限に生かす工夫が、最も重要だといえるのではないだろうか。

本事例を、そのような方向から検討していく。はじめに、移転に至るまでの各部落の特色と、それが移転にどう影響を及ぼしたかを見てみる。

奥川並は、移転するまで製炭業を続けており、地理的な問題で通勤出稼ぎもなく、就業構造の大きな変化はなかったといえる。製炭の原木を部落共有林の各自の割山から採取していたため、それまでの転出者の割山にあたる一部分の立木を処分しただけで、部落共有林の売却は行なっていなかった。戸数の減少は、人口減に較べるとそれほど激しいものではなかったが、昭和40年頃から年々1~2戸の減少を見せ、移転を行なった昭和44年には残戸数15戸のうち4~5戸の転出が予定されるような状況となっていた。この15戸という数は部落共有林権利者数30の半数であり、15戸を割るということは、部落共有林の権利者の半数以上が村外に転出した者になることを意味した。すなわち、共有林についての問題が、残村者に不利に処理される可能性が生じるということである。また一方、すでに年令構成が老令化しており、4~5戸の転出があれば冬期の生活の維持が、かなり困難なものになると予想された。こうして、奥川並の移転は、製炭業の極度の不振と、戸数減少による冬期生活への不安の増大とに加えて、部落共有

林の権利の問題があり、これらの状況に対応すべく行なわれたものと言える。

針川・尾羽梨の場合は、ほとんどの部落共有林を国へ売却し、昭和40年頃には製炭業を止め、山林労務に従事し始め、その後通勤出稼ぎへと移行している。奥川並と較べかなり激しい就業構造の変化をとげたわけである。人口・戸数はほとんど減少をしていないといえるが、部落共有林から原木を採って製炭業を営んでいた頃とは、部落構造に大きな変化があったといえる。つまり部落において、その共同体としてのまとまりの核であった共有林の持つ意味が、各自が製炭業から山林労務・通勤出稼ぎへと移行していく中で、大きく変質し、もはや部落のまとまりの中心として機能し得なくなったわけである。そして共有林のほとんどを国へ売却し、それを資金として集落移転を行なったのである。このように針川・尾羽梨の移転は、冬期の生活に対する不安と、通勤・通学が不便であるということを解決するものとして行なわれたといえる。

以上のような、移転にいたるそれぞれの部落の状況の下で、移転先が決定されていったのであるが、やはり奥川並と針川・尾羽梨とは異なった形で移転先を決定している。

奥川並の場合、先述したように、昭和44年に4~5戸の転出が予定されていたため、その年の積雪期までに移転を完了しなければならないという、時間的制約があった。また、部落共有林の権利関係の問題があるため、15戸全戸がまとまって移転できる所、という要望が強く出された。しかし事業費の面での制約が大きく、町営住宅の建設も時間的制約により不可能であったため、今市の旧電気公社中継所の宿舎を買収・補修して移転住宅とすることに決った。この宿舎は11戸分しかなく、全戸同じ所に移転するという要望は充たされなかつたが、県道沿いで町中心に近く位置しており、資金・時間等の困難な条件下での賢明な移転先決定であったといえよう。さらに、同敷地内の中継所建物に電子部品工場を誘致したこと、大きな特色であった。

これに対し針川・尾羽梨の場合は、部落共有林を売却し、部落の共同性がすでに失なわれつつあったため、全戸がまとまって移転するという要望は、それほど強いものとして出されなかつた。そして移転先は、通勤・通学に便利な所というのが第一条件とされ、交通の便のよい東野北畠に団地を造成し、各自が共有林売却の代金を資金として個人住宅を建設するということになった。しかし、この団地造

成がまに合わず、いったん町営住宅に入居し、翌昭和46年に東野に移転を行っている。このため、資力に応じて分散移転という形が強くなつたが、この点は集落移転の一つの問題点といえるであろう。

この針川の移転にあたって、旧丹生村の中心であった下丹生部落から、移転先誘致の話がでていることは注目すべきことと思われる。これは旧丹生村としての、人口減対策として出されたものであろうが、集落移転において、地域住民の側からの積極的な働きかけの例として、また、旧村意識の表われた例として興味ある問題である。針川はこの申し入れに対して、利便性・安全性などの面で有利でない点や、町当局が施設関係の整備の問題で難色を示したことなどにより、断わっている。

(2) 移転側住民の要求と受け入れ集落の条件

つぎに、それぞれの場合の移転側住民の要求と受け入れ側集落の条件の問題を見て行く。

奥川並の場合、先述したような時間的な問題もあって、双方の充分な話し合いは持たれなかつたが、移転住宅となつた電々公社宿舎は、以前は公社職員が住んでいたわけであり、今市側としてはある程度受け入れやすかったのではないかと思われる。そして今市としては、移転住民も公社の職員と同じように、今市区の一つの組を構成して、今市の部落運営に協力することを当然の条件としていたわけである。これに対し、移転側住民は広大な部落共有林を所有する奥川並区としての存続を当初から考えていたわけであり、独立した奥川並区を構成することを要求した。そして、それは当然奥川並の氏神を祭り、行事も独自に行なうということにもなるわけである。しかし、今市側の強い拒否と、町当局の方針により、奥川並区としての独立は認められず、氏神だけは「信教の自由」ということで別に祭ることが許されたに止つた。この問題はその後数年間はくすぶり続け、そのため当初は感情的にうまく行かない面もあったようである。しかし、今市側は区費徵収や役員の選出などでは種々の配慮を行なつて、移転住民を今市の発展の方向に吸収して行こうとする努力がうかがわれる。

一方、針川・尾羽梨と東野との関係を見ると、このような問題はほとんど生じていない。それは、奥川並が部落共有林を所有しその維持管理のために区としての独立を希望したのに対して、針川・尾羽梨は共有林をすでに売却しており、区としての独立を強く要求する理由がなかつたこと

によるといえる。さらに、東野側が前年度の奥川並と今市の例を見て、事前に針川側との一応の話し合いをしていたことも、このような問題が生じなかつた理由と思われる。そして移転住民への配慮は今市の場合以上であり、より積極的に受け入れて行こうとしていることがわかる。移転住民も、東野住民として溶け込もうとする意識が強く見られるようである。

(3) 地域再編の側面

これらのことからも分るように、受け入れ側としては、移転住民を受け入れることによる戸数・人口の増加は、部落の発展につながることであり、町当局への発言力も強化されるので、そういう利点を充分に考慮して、受け入れを決定しているものと思われる。東野では、受け入れることによって、以前からの問題であった上水道施設関係の問題を解決している。また今市では、移転と同時に誘致された工場によって、就業の機会が増加するという大きな利点があった。もちろん、移転住民に対して「奥地で困っている人たちだから何とかしてあげよう」という意識もあったではあろうが、このように部落の発展に積極的に取り組もうとする姿勢があるからこそ、移転住民受け入れが可能であったといえよう。

そして移転住民にとっては、集落移転をすることにより、崩壊にひんした生活そのものの再建を計ると同時に、山林及び農地の管理を、新たな形でもって行なおうという意識が存在したと考えられるのではないだろうか。それは本事例の場合、三集落それぞれに大きな差異は見られたものの、利便性・安全性等のみを追及した移転先決定であれば、余吳町内に止る必然性ではなく、他町へ出て行くことも充分に考えられるわけである。しかし、移転先を町内の交通の便の良い所に求めたということは、生活の再建と跡地の管理という二つの条件を充たそうとしたためだと考えられる。とくに奥川並の場合、先に述べたように部落共有林をそのまま残して来たため、独立区を形成しようという意志が強く、移転先部落と問題を生じたわけであるが、それは奥川並財産区を作り、山林を管理するということで解決された。そして、移転後も休日には奥地に行って、不充分ながらも管理を続けている。ここに、移転住民の、新しい形での地域の再編管理体制への意識と、農林業とりわけ林業の振興への方向性とを見出すことができるのではないだろうか。もちろん、この意識あるいは方向性は、具体的な形で表われ、

展開されることはほとんどないであろう。しかし、行政側が地域住民の持つ、この意識と方向性を探り出し、それに応えた農林業の振興策を打ち出すことは、集落移転事業を考える上での重要な要素といえよう。この行政側の努力がなされない場合、集落移転は単なる奥地からの撤退であり、地域の崩壊への一過程にすぎないことになる。

3. 生活の再編

(1) 家計の再編

集落移転事業において、移転住民にとっての最大の関心は、「移転後の生活はどうなるのだろうか。」という点であると思われる。そしてまた、移転住民が移転によってどのように生活の再編を行ったかということは、移転事業の「成果」の重要な部分を占めているといえるであろう。このような考え方から、移転住民の生活構造の変化と、その変化を受けてどのように家庭生活の再編を行ったかということを考察した。

生活構造の変化は大きく分けて、役割構造の変化・消費構造の変化・空間構造の変化・時間構造の変化及び生活関係構造の変化として考えることができる。ここでは、世帯主・主婦そして老人の役割構造の変化の観点から、家計収入の変化を考察し、家計の再編に関する問題の検討を行った。

家計収入の変化のうち、最も重要と思われるものは、世帯主の職業の変化と、主婦の家計への参加ということであろう。世帯主の職業の変化については、先にも述べたとおり、奥川並の場合と針川・尾羽梨の場合とは、かなり違つたものであった。しかし、昭和40年以降の製炭業の壊滅的な不振が、これら三集落を移転に追い込んだわけであり、移転によって生産活動の再生を計ることは、三集落とも同じ大きな目的であったといえる。

奥川並の場合、移転することはすなわち全ての世帯主が転職することを意味していた。こういった場合の就業斡旋は、かなりキメ細かに行なわれるべきであり、その努力は事業の「成果」のかなりの部分を左右するものといえるものである。また、針川・尾羽梨の場合は、山林労務から町外への通勤出稼ぎへと移行しており、移転による職業の変化はそれほど大きな問題にはならなかった。しかし、移転によって新たな就業の機会が増加することは当然であるで、これらの場合にも就業斡旋は不可欠のものといえよう。

これら世帯主の移転後の職業は、山林労務に従事するものが数名いる他はほとんどが第二次産業に従事しており、余吳町の南に隣接した、木之本町・高月町及び長浜市へ通勤している。

また、主婦の家計への参加という点も大きな意味があると思われる。移転前は、家族労働である製炭業や、わずかではあるが農業労働の一部を担う存在ではあっても、家計に対して主婦の収入として考えられるものではなかった。このことは同時に、家庭における主婦の地位の低さを意味していたわけである。しかし移転後は、8割近くの主婦が仕事に従事して現金収入を得、家計への参加の度合を大きく増すことになった。これは、移転後の生活が、奥での生活と比較にならない程の現金支出を伴うものであり、世帯主だけの収入では生計を維持できない、という事実を表わすものといえるが、このことによって主婦の家庭内における地位が高くなっている点は、役割構造の変化の上でも重要である。移転後の現金支出の増大に対し、主婦の就職は必然的なものと考えられるが、この場合にもより一層キメ細かな就業斡旋の必要があると思われる。本事例では、今市の移転住宅の同敷地内に誘致した電子部品工場への就業斡旋を、奥川並移転主婦に対し行っているが、針川・尾羽梨に対しては行なわれなかった。

このように移転により、家庭内でのその地位の向上をもたらした主婦に対し、老人の場合は、製炭業及び農業から離れたことが、家庭内の地位の急激な低下をもたらしている。これは、老人が集落移転に対して持っていた、「下へ降りたらメシたき位の仕事しかないだろう」といった、新しい生活への不安感が、そのまま現実のものとなったといえる。そしてこうした家庭内での地位の低下とともに、部落生活での面の役割も減少し、部落運営への参加もほとんどなされていない。つまり、奥での長い山村生活の経験や製炭業の経験などに裏付けられて尊重されていたものは、移転後はほとんど役に立たないとされているのである。このように奥では製炭業などを続けて生産活動に従事できていた老人が、下に降りると、一切生産活動に従事できなくなるということにならないよう、やはり何らかの行政側の配慮は必要であろう。特に新しい事態に適応が難しいのが老人であるので、行政側・部落・家庭の一貫した対策が必要なのではないだろうか。それは、一般的な老人対策以上にむつかしいものであろうが、奥地での知識・技術を生かせ

るような形であることが望ましいといえる。

(2) 生活の再編

役割構造の変化の面を中心として、世帯主・主婦そして老人の家計の再編における問題点を見たわけであるが、つぎに生活関係構造の変化の面を中心として、主婦と子供についての生活の再編の問題点を考察する。

主婦の場合、先に述べたようにほとんどの人が仕事に従事しており、この職場におけるつき合いが主婦の生活を拡げ、生活の再編についても大きな比重を占めているといえる。例えば移転後ほとんどの家が田を借りて、自家飯米程度の耕作を行っているが、この話は主婦同士の職場での話から決ったものである。このように、奥地では閉鎖的な山村主婦の生活であったものが、職場という場を持つことによって、生活を拡げることができたといえる。また、生活改善センターの共同炊事等を通じての新しいつき合い関係も

的な方向性を含んだものと考えられる。

つぎに子供の場合は、遊びの関係において新しい学校での友だち関係が中心となって行っており、生活の変化への対応は、やはり一番うまく行なわれている。また、以前の分校では小人数の関係しかなかったものが、移転して多くの友だちと接することができるようになった点は、主婦のつき合いの拡がりと同じく、発展的な方向性を持つものといえよう。さらに、遠距離通学・分校複式学級等の教育設備の不十分さ・親と離れた寄宿舎生活などの僻地教育の問題もほとんど解消されている。

以上のことから、生活の再編の面で行政側の配慮として特に要求されることは、アフターケアを含めた就業斡旋と、老人への対策であるといえる。これらの配慮を適切に行なえば、限られた事業費の中でも、かなりの「成果」をあげることができるのではないかだろうか。

地域計画・建築研究所

代表取締役所長 三輪 泰司

1. 地域計画に関する社会、経済および環境問題の調査、解析、研究

ならびに構想、企画、計画の策定

2. 都市、農村および施設の事業化計画ならびに管理運営計画の策定

3. 土木、建築、造園等の構想、計画、設計、監理ならびにコンサル

テーション

4. 都市計画、農村計画、住宅問題、建築計画等に関する資料、情報

の収集ならびに配布

本社 事務所 京都市下京区四条通り高倉西入る立売西町82 TEL (075)221-5132(代)

大和銀行京都ビル

大阪 事務所 大阪市淀川区西中島町3丁目20番9号中島ビル TEL (06) 302-6121(代)

東京連絡事務所 東京都港区芝西久保明舟町14番地博友ビル TEL (03) 591-0682

岐阜県飛騨清見村森茂集落の消滅をめぐって

太田更一*

はじめに

山村は広い林野の中に孤立して集落社会を形成し生活している。そこには僅かな耕地が谷に開け、その規模が集落の大きさの要因である場合が多くなったようである。食糧自給が集落の人口の限界であったからである。

一方山林と村民とのかかわり合いは多面的である。山林からの生産物を売って暮している人もあるが、山林労働によって生計をたてる人も少くない。従前、山村では木炭生産で生計をたてる人が多かったが山林地主は木炭の原木代金を得ることで山林に寄生することも多かった。村民と山林との関係で重要なことは、山林からの収穫によって直接安定収入を永続して得ることができることである。今まで山林の利用のしかたは山地の地形や地質の外、立地条件や所有規模等によって異った状況にあった。ここで述べる森茂の集落は庄川の支流の森茂川の谷にあり、庄川の水源地帯である。

徳川期には飛騨はここを支配した大名金森氏に転封を命じ（元禄5年—1692—），幕領として確保したが、そのねらいは良材の豊富な山林を確保するためであったといわれ、いわば大山林地主の交替であった。幕府は山林の調査を重ね、享保12年（1727）には良材の山4625ヶ所を確保し御林山と称した。

しかし、当時木材の搬出は川を流送したので伐採した木材を消費地まで輸送するには莫大な労力と費用を要した。需要地江戸までの海上輸送費は明和2年（1765）で太平洋経由では百石当り8両2分、日本海経由で25両といわれ、木曾川水系益田川上流地域を中心に伐採が進められ、日本海への流域では多くは原生林のままに残されていた。森茂地域もその一つであった。

金森氏から幕領になても良材の山林は住民の手のとどかないこれら大山林地主の土地として囲い込まれていたが

明治政府も明治8年前後に官民有区分に際してこれを国有林に確保してしまった。しかもこの際には幕領を上廻る面積をかかえ込んで地域住民の長い間の抵抗に合っている。

森茂の山林は集落面積3,900haのうち、3,000ha余とほぼ4分の3を占める面積が国有林となった。

庄川を流送するより方法がなかった時代はこの国有林の伐採は殆んど行われなかつたので、森茂は自給自足に近い生活をして、ひそりと平穏に暮していた。

道路が開かれ木材需要が増大すると森林軌道とトラック輸送にかわり伐採が急速に進んだ。徳川期では大山林地主であった金森氏と後の幕府では、山村を山林労務者として確保し、食糧生産の不安がある奥地山地に定住させた地域があった。南方の益田川上流の地区などであった。これら地区では良材が乏しくなり、需要も減退するとその住民の生活は困難になり、農民一揆の原因にもなった。

明治以後の大山林地主は国有林であるが地域住民とのかかわり合いは、今までただ山林労務者として確保することであった。山村を維持し保護し発展させていくことは考えていなかつたと思われる。

山村を維持し発展するためには山村住民の所得、文化、社会を改善発展することが必要であろうし、農業と林業との調和のある発展がなければならない。

森茂は国有林の計画のみで、地域の発展との調整は考えられていないかのようにみえる。

森茂が消滅した現在、その原因是多方面に亘るにしても、村民を維持できるように、大山林地主（国有林を含めて）のあり方と山林の利用のしかたをもう一度考えなおさねばならないだろう。

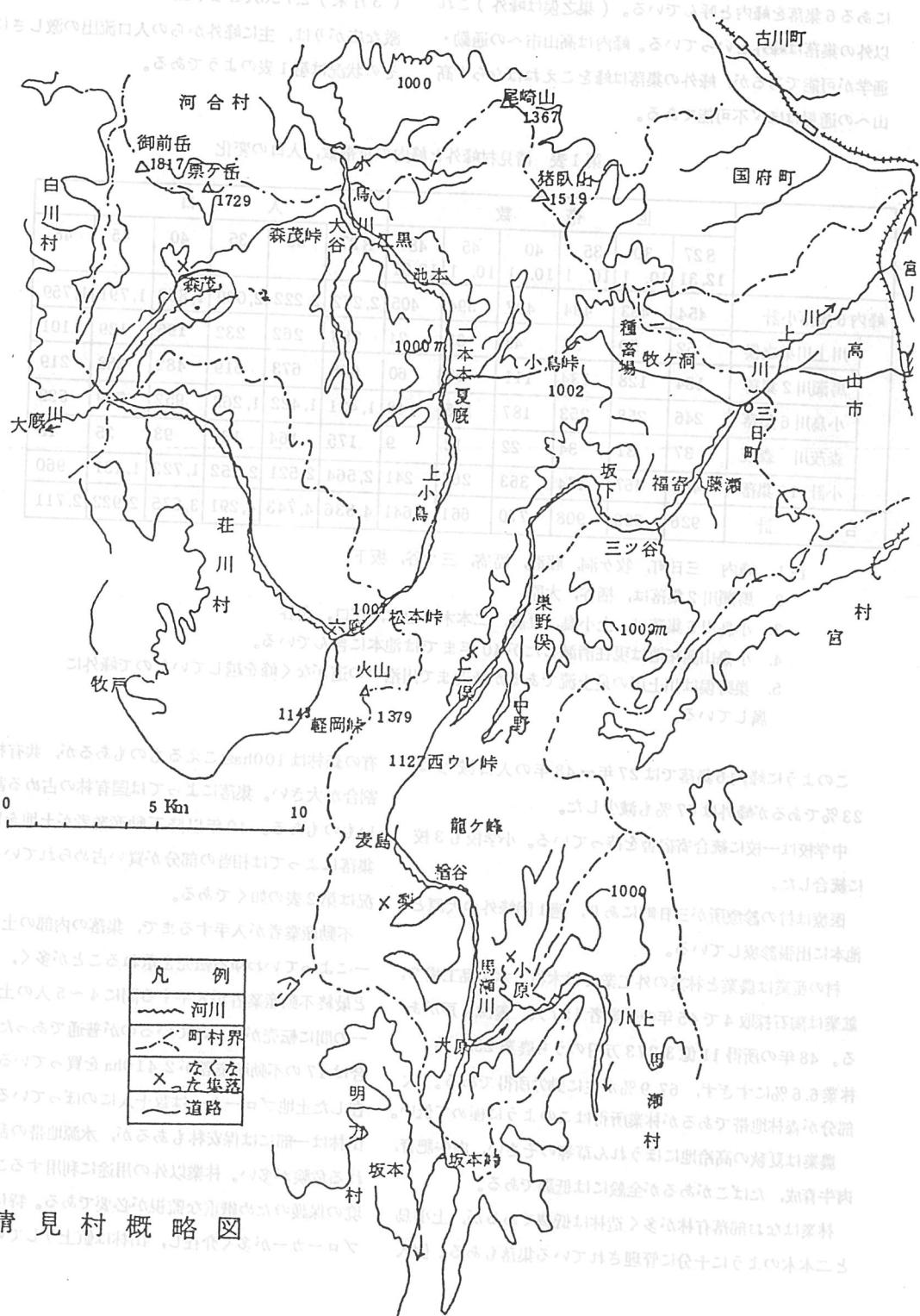
1. 清見村の概況

清見村は宮川水系川上川と小鳥川の水源地帯、庄川水系森茂川の水源地帯の日本海に注ぐ流域と木曾川水系馬瀬川の水源地帯を含む359km²の日本海斜面と太平洋斜面の分

* 日本大学農獸医学部

水嶺にあたる地域で、分水嶺は1,300~1,600mの山系がこれを分っている。(図参照)集落の標高600~900mの谷に16集落が分散し、その内最も標高の高い最奥の森茂

が消滅してしまった。年雨量は2,000~2,400mm程度で奥地集落は冬の豪雪に交通がと絶する。



凡例
~~~~ 河川
--- 町村界
× なくなく集落
— 道路

清見村概略図

役場のある三日町は村の東端、高山の中心から僅か7kmにあり、バスは日に12回高山へ往復している。川上川は三日町を経て高山市で宮川に合流しているが、川上川流域にある6集落を峰内と呼んでいる。(巣之俣は峰外)これ以外の集落は峰外といっている。峰内は高山市への通勤・通学が可能であるが、峰外の集落は峰をこえねばならず高山への通勤はほど不可能である。

村の人口は大正9年(1920)4,664人、以来増減はあったが昭和25年4,930人、35年4,431人それからは急速に減少はじめ40年3,456人、45年2,907人、49年(3月末)2,728人となり止まるところがない。過疎の急激な広がりは、主に峰外からの人口流出の激しさによる。その状況は第1表のようである。

第1表 清見村峰外と峰内の世帯数、人口の変化

	世 带 数						人 口					
	S 27 12.31	30 10. 1	35 10. 1	40 10. 1	45 10. 1	48 12.31	S 27	30	35	40	45	48
峰内 6集落小計	454	433	434	407	394	405	2,272	2,222	2,039	1,852	1,791	1,759
川上川巣之俣	52	50	53	43	31	24	283	262	232	196	129	101
馬瀬川 2集落	134	128	134	111	69	60	685	673	619	482	258	219
小鳥川 6集落	246	258	253	187	155	148	1,421	1,422	1,263	952	709	622
森茂川 森茂	37	31	34	22	12	9	175	164	138	93	35	18
小計 10集落	469	467	474	363	267	241	2,564	2,521	2,252	1,723	1,131	960
合 計	926	900	908	770	661	641	4,836	4,743	4,291	3,575	2,922	2,711

注1. 峰内 三日町、牧ヶ洞、藤瀬、福寄、三ツ谷、坂下

2. 馬瀬川 2集落は、栖谷、大原
3. 小鳥川 6集落は、上小鳥、夏庭、二本木、池本、江口、大谷
4. 小鳥山開拓地は現在消滅したが40年までは池本に含んでいる。
5. 巖野俣は川上川の最上流であるが最近まで川沿いの道がなく峰を越していたので峰外に属している。

このように峰内 6集落では27年~48年の人口減少は23%であるが峰外は67%も減少した。

中学校は一校に統合寄宿舎を持っている。小学校も3校に統合した。

医療は村の診療所が三日町にあり、週1回峰外の大原と池本に出張診療している。

村の産業は農業と林業の外工業では木材、木製品工場2,鉱業は陶石採取4で45年の従業者157人、養漁4戸がある。48年の所得11億3,373万円のうち農業25.5%,林業6.6%にすぎず、67.9%が主に勤労所得である。大部分が森林地帯であるが林業所得はこのように極めて低い。

農業は夏秋の高冷地にはうれん草等のそさい、肉牛肥育、肉牛育成、たばこがあるが全般には低調である。

林業はなお部落有林が多く造林は低調であるが、上小鳥と二本木のように十分に管理されている集落もある。個人

有の森林は100haをこえるものもあるが、共有林の占める割合が大きい。集落によっては国有林の占める割合が大きいものもある。40年以降不動産業者が土地を買いあさり集落によっては相当の部分が買い占められている。その状況は第2表の如くである。

不動産業者が入手するまで、集落の内部の土地ブローカーによっていわゆる転売を重ねることが多く、間取による最終不動産業者が入手する間に4~5人の土地ブローカーの間に転売が行われているのが普通であった。大原の場合には17の不動産業者が2,410haを買っているがこれに介在した土地ブローカーは数十人にのぼっている。これらの山林は一部には保安林もあるが、水源地帯の乱開発が行われる危険が多い。林業以外の用途に利用することは自然環境の保護のため厳重な監視が必要である。特に地元の土地ブローカーが多く介在し、山林は値上りしている。土地所

有者は土地の値上がりだけにこだわり、そのことが、地域の乱開発につながることを忘れている。地域住民が地域の将来に関心を持つとすれば第一に必要なことは自然環境の保全であり、開発はこれを前提に慎重に考えねばならない。

特に道路についてはこれが整備された後の地域のあり方は土地の計画的利用を核として十分に検討する必要がある。それは地域住民がその中で快適に生活できるための生産力の発展が中心課題である。

第2表 部落別に不動産業者が取得した面積

大字 面積	森林面積	うち不動産業者の取得分			備考
		合計	民有林	国有林	
三日町	653.4ha	555.9ha	545.0	10.9	一
牧ヶ洞	1,918.3	1,807.0	1,429.2	327.8	3 22.1
藤瀬	1,509.7	1,455.7	1,262.0	193.7	2 5.9
福寄	439.6	396.5	396.5	—	—
三ツ谷	1,837.8	1,767.7	1,667.8	99.9	1 11.3
坂下	1,903.3	1,877.9	1,645.8	232.1	1 1.9
巣野俣	4,268.3	4,222.3	3,663.4	558.9	5 317.1 二俣は消滅した。
増谷	3,243.7	3,209.0	1,835.8	1,373.2	9 578.9
大原	071.5	6,031.3	3,795.0	2,236.6	17 2,410.7 小原は消滅した。
上小島	1,789.7	1,757.9	352.3	1,405.6	4 28.7
夏廻	2,840.3	2,804.4	2,086.0	718.4	2 9.1
二本木	778.9	741.4	657.0	84.4	—
池本	2,828.1	2,772.3	1,753.0	1,019.3	—
江黒	884.1	858.8	364.0	494.8	—
大谷	1,660.9	1,638.1	521.8	1,116.3	—
森茂	3,905.4	3,892.4	547.4	3,345.0	1 323.9 47年に離村消滅。
計	36,533.0	35,988.4	22,772.4	13,216.0	45 3,709.6

注 役場資料 40年以降不動産業者入手のもの。

### 3. 森茂の歴史

飛騨国中案内(享保3年-1740)には耕地2町7反2畝6歩うち水田2反1畝20歩、坂ばかりで土地は悪い。家敷大小十軒あり、寺なし宮森あり、また金山があつたが60年以来金がでなくなり山師は散った等の記載がある。金山は現在の集落からさらに森茂川を上り、筋川の谷の上流にあった。森茂の成立はわからぬが金森氏のはじめ茂住宗貞が飛騨の各所で開発した金、銀、銅山の一つといわれている。この記載によればこの金山は約百年稼働していたことになるので、この期間に多くの人が集つた時代もあつただろう。

斐太後風土記(明治6年-1873-)によれば高9石5斗8升8合、焼畑1町4反6畝、家11戸、30余人、物産ひ

え65石、そば8石、大麦1石、小麦5斗、大豆7.2石、豆1.5石、桑250メ、麻12メ、大まゆ4メ、小まゆ21メ、布15匹、蓮10束、干わらび3メ、米4石、すもも、なし、りんご、くり、とも、なら、金山跡あり等と記載されている。

昭和初年明治から50~60年経過した頃の森茂の様子は聞取によると次のようであった。

この頃森茂は20余戸で最も古い家は部落の道場のあつた荒家以下9戸、次いで古いのが11戸であった。これに僅かな分家等があった。水田はあるが米を買わなかつたのは2~3戸で他はひえが主食で山菜を塩付けにして食べた。大豆はどの家もつくり、みそとうふの原料にした。ひえと大豆は1年毎に交替でつくり、焼畑もつくっていた。家畜は牛が多かったが馬も6~7頭いた。農耕が主で運搬にはあまり使わなかった。雪が4月上旬に消えると直ち

に苗代の準備にとりかかり 5月中・下旬に田植え、畑に種もまいた。養蚕は6月上旬から始め 7月下旬～8月上旬に上族、これより少し前に夏蚕の掃立てをはじめる。9月末から10月上旬に収穫を終る。8月には田の草とり、畑の除草、家畜飼料の草刈り、8月下旬～9月中旬に干草作りを終る。敷草は草にゆうを作つておく。草にゆうの数は耕地面積の多少によって異なる。底肥にするからである。雪は11月20日頃に降りはじめるのでそれまでに干草や敷草を運んでおく。冬の雪は3～4メートル積るのが普通である。冬は男は狩猟に出かけた。むささびが多く、これを沢山とった。この外山を荒した熊、いのしし、かもしか、うさぎをとり毛皮を売った。

隣の部落までは、歩く道よりなかった。森茂川を下り庄川沿いの秋町（御母衣ダムに水没）まで10km、森茂峠を越えて大谷、江黒まで10km、塩は高山か古川で買って運んだ。日用品は江黒の店で買い人の背で峠をこえて運んだ。女の仕事であった。魚は庄川をますが上って6月から9月までとれた。いわなも多かった。従つて動物蛋白は豊富に摂取できた。部落の標高は約900m余に集中し、その上流に数戸あった。

この集落の区域は3,900ha余で、明治の官民有区分に際し、税金の関係で大部分を官林に組換ってしまった。残りは部落の共有林であった。この国有林が伐採されはじめたのは昭和になってからであったが、流送に費用がかかり、それ程多くはなかったようである。

共有林は明治時代に東京の山崎信一（どういう人かわからない）が果樹園にしたいといって約290haを売った。よい場所だった。部落の人はこの男にだまされたと思う。高山の白林工業にこれを転売し、大正中期から伐採をはじめ林道を延長しながら伐採していったが途中で高山の大平工業に転売し、昭和20年頃までに森茂部落までに達しこれ漸く部落までトラックが入るようになった。この伐採跡地はその後昭和30年に715万円で国有林へ売却してしまった。

森茂の共有林は一部は各個人に分割利用していたが、部落共有のまま残されていた森林もあった。個人に割当てた地区は僅かに造林されたところもあったが大部分は自然のままに利用していた。共有林は戦後自家発電や学校建設の費用に伐採された。

さきに述べた森茂奥地の金山は明治以降もしばしば稼動したこともある。大正末期まで時々思い出したように筋

川谷に入り込んでいた。

共有林は不便な時代には焼畑や薪の採取のために利用していたが、トラックが部落まで入る頃から林木を売つて部落のまとまった費用にあてたが、その後は植林することもなく、価値の低い森林になってしまったのである。

無限に存在するように錯覚した森茂の人達は、国有林の伐採に従事しながら山を育て山林で生きることを忘れてしまったのかも知れない。

### 3. 森茂の国有林とむらの消滅

庄川に沿つて下り域端（富山県）への道路は明治初年まではけわしい危険な地区が多く牛、馬も通わず、人の背で荷物を運ばねばならない区域が少なからず存在した。庄川の森林伐採は流送も手間がかかるので、森茂のような奥地は最後まで残された奥地未利用林であった。

森茂は庄川営林署に属したが昭和38年に古川営林署に移された。庄川営林署は明治11年4月石川大林区署庄川派出所として設置されたのに始まり全19年庄川小営林区署、大正13年庄川営林署となる。

庄川沿いの道路は明治以降改良が行われたが、大正末期に平瀬発電所の建設に当つて大正12年から白鳥、平瀬間を工事に必要な資材運搬のため改良が行われた。

大正末期から飛州木材は庄川筋の国有林の払下げを受け伐採、大量の木材が庄川を流送はじめた。大正14年に庄川下流小牧と祖山の両地点に発電用のダム建設を富山県知事が認可し、これに対し飛州木材は認可取消の行政訴訟をおこした。ダム建設のため木材流送が不可能になり、それの対応策が全くなかったためであった。当時ダム式発電所は極めて少なかったが、発電会社は山村民の被るこの不利益を無視し、富山県も発電優先の態度で大企業にへつらう態度であった。この訴訟は度重なる調停も不調に終り昭和8年に漸く和解するが、これに先立つて昭和5年には内務省、通信省が斡旋し岐阜県知事と日本電力、大同電力の両者の間に覚書をかわし、白鳥町から庄川村と白川村に通ずる自動車道路の建設を岐阜県で行ない、その費用を岐阜県へ寄付することとなつた。この道路は昭和7年に庄川村牧戸まで建設が進んだ。

これに先立ち昭和6年に庄川沿いの秋町から六庭川に沿つて森林軌道の敷設が始まった。先づ六庭川に沿つて庄川村六庭地区の国有林の伐採が急ピッチに進んだ。木材は流

送にかわりトラックで白鳥町へ送られ輸送は安全で時間は著しく短縮した。白鳥からは昭和9年以降は国鉄越美南線によって運ばれた。

流送の時代は良材だけ伐採搬出して、広葉樹はそのまま残した。この残木を昔は巻枯しにした。おので幹を切り廻し枯らした。採算上利用できなかつたためである。

六廠地区の国有林は10年位で伐採し終つて森茂川沿いに軌道を敷設しはじめ、森茂地区の国有林の伐採がはじまつた。昭和21年にはこの軌道は森茂集落に達した。森茂では秋町から森林軌道で生活物資を運ぶことができるようになつた。

森林軌道が入り伐採が積極的に行われると外部から大量の森林労務者が入り伐採に従事するようになった。秋田、青森からも集団で來た。また国有林の伐採跡の残り木で炭焼が行われた。外から入つた人であった。外から働きに來た労務者は毎年11月20日頃、根雪の前に帰つていつた。

昭和23~24年頃からが伐採の最盛期であったようだ、村の戸数は昭和27年には37戸、人口175人となり、小・中学生も40人に及び村は最もにぎやかな頃であった。

この奥地の伐採はこの頃までは広葉樹の一部は伐採せざるに残つてゐたが、造林の必要からこの処分が必要になつた。そのため、地元民を中心にしてこの処分の会社、森茂林業を創設した。森茂住民有志の出資によるものである。昭和25年頃であった。この払下げた裏木は伐採しトラックで高山

へ運んで処分した。はじめは部落の中に事務所を設け、時には部落の山も買ひ、営林署も応援し盛大で、30人位働いて、トラック2台持ち高山にも事務所を設けた。30年頃までが国有林の伐採の最盛期であったといふ。

森茂の人々に打撃を与えたのは昭和34年9月の伊勢湾台風であった。田畠も家屋数戸流失し、死者1名をだした。豪雨による鉄砲水によるもので森林の伐採のためだと考えられてゐる。当時すでに国有林の70%以上を伐採してしまつてゐる。

電気は昭和22、3年頃自家発電で漸くついた。30年頃には電話も引き、電気は中電にかわつた。山林労務の収入が多く暮しも樂になつた。農業は女と老人の仕事となり養蚕は戦時中からやらなくなつてゐた。この頃、村人は高山へ移りはじめた。主に子供の教育のために高校進学には高山へ移つた方がよく、O氏はそのために高山市に家を買って子供を住わせ、卒業後高山市に就職し、母親も高山へ出た。O氏独りで森茂で7反の耕地を耕してゐたが、馬2頭も売つて高山へ出た。現在食堂を經營している。M氏は28年に高山へ出た。農業は妹にまかせたが、34年伊勢湾台風で耕地の2/3が流され妹も高山へ移つた。

急速に人口が減り始めたのは伊勢湾台風の災害からであった。森茂林業も製材工場とトラックを流失して打撃を受けてしまつた。国有林も先が見えはじめていた。人口、世帯数の変化は第3表の如くである。

第3表 森茂の世帯数と人口の変化

	昭和27年 12.31	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
世帯数 戸	37	30	30	31	32	34	35	37	34	32	30	26
人口 人	175	159	159	164	173	174	177	175	138	124	117	108
	39年	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
世帯数 戸	26	22	22	20		10	12	12	12	9		
人口 人	104	93	94	88		33	35	33	27	18		

注(1) 清見村役場資料 住民登録より

(2) 47年、48年は高山市に移つた人が住民登録を高山市へ移していないための統計上の数字である。

このように昭和34年まではここに住民登録をした人の世帯と人口であるが、季節的にこの地で山林労務に従事した人はこの外にもいたかも知れない。昭和34年の災害を契機に人口と世帯数は35年の34戸、138人から40年の22戸、93人に減少した。災害による田畠も復旧されないままに今はそこが河原になっており、農業へ復帰する方

策もとられず、森茂の人は林業労務を離れようともしなかつた。

この豪雪の孤立集落は戸数、人口が減少すれば冬の応急の処置がとれなくなる。吹雪の夜、三日町の医者まで2つの峠をこえて16~7kmを病人を運ぶことは大変である。早く高山へ出た人はよいが残つた人は減少が続くとこうし

た不安は高まる。

庄川に御衣ダムが完成したのは昭和37年であった。秋町を起点とした森林軌道は、秋町の水没を期に補償工事で、森道に拡幅し取りはずしてしまった。今まで物資を無料で森林軌道で運んだ基地が失われ、遠く庄川村牧戸まで出なければならなくなってしまった。20km近く人家が無くなってしまったのである。森茂集落にとって大きい不利益が増したが、森茂の人達は止むを得ぬこととしていた。村もまたこのことに関し積極的に考えなかつたようである。

森茂の人は一層農業に無関心になり、女も植林や下刈の労働に従事し農業を放棄はじめた家もあった。

昭和40年の農林業センサスには農家戸数10戸、家族数54人、田2.4ha 畑1.7ha、計4.1haでこの時点では牛6戸6頭となっている。最大は89アール、最小は20アールの規模であった。

こうした中で森茂を去る人は毎年少しづつあり、国有林ももう伐りつくして残り少なくなっていた。42年には動揺は甚だしくなった。

土地ブームの到来とともにこの奥地も不動産業者が目をつけ、残留者と契約しようとしたが、共有林であるから高山へ出た人も共有権があるので改めて全員の承諾を得、契約金をいれたが総額の調達ができなかつた。その後、別の不動産業者がゴルフ場等にする目的で全地区を買った。名

古屋の不動産業者である。41の権利者が売却代金を得たが、その交渉は各自別々で共同歩調は全くとられなかつた。不動産会社の社員との個別交渉であった。その分配総額は4億余円で個人差は大きかったという。

最後まで残った家は9戸であった。47年秋までに総て森茂を去った。

高山での生活は総て農業から離れ、そのうち9戸は国有林の労務者で、雑多な職業についている。

森茂の消滅は国有林を伐りつくしたのが総ての原因ではない。冬のきびしい環境の中で、或る一定規模の集団と青壯年層の存在が必要であった。また学校の問題、医療の問題もあった。奥地孤立集落の宿命として考えられよう。

しかしここでは永続して所得を高め、生きがいのある人生を送るためにには単に国有林の労働としてだけでなく、農業からも林業からも生産を高める方法について早くから計画すべきであった。農業も縮少し、家畜を飼うのをやめて国有林労務だけに専念することが、総てであった時期があまりにも永すぎたのである。永続して安定した高い所得を得ることができることが前提であったが、全く誰もそれを考えなかつたのである。広大な山林を安易に食いつぶした結果は今後の問題として十分反省しなければならない。特に国有林の地元集落に対する対応は改めて問題にしなければならないだろう。

表6-2 白人化率と農業生産率の変遷

年	1947	1952	1956	1960	1964	1968	1972	1976	1980	1984	1988	1992	1996
白人化率	0%	5%	10%	15%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	55%	60%
農業生産率	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150	155	160
人口	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150	155	160
耕地面積	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150	155	160

表6-3 1947年と1996年の白人化率と農業生産率

年	1947	1996
白人化率	0%	60%
農業生産率	100	160
人口	100	160
耕地面積	100	160

## 集落再編成と本場整備

### 小国町と入広瀬村の事例

小出

堀井

石岡

進*

潔**

道也***

現在、わが国では都市部は過密に悩む一方、農村地域は過疎問題が生じている。そのため農山村では生活の便利な場所に移転する集落再編成が各地で行なわれており、その際本場整備をした場合がある。約20km離れた遠い所に住宅を移転した山形県小国町滝集落と、近くに移転した新潟県入広瀬村上の原集落の事例を報告する。

#### I 山形県小国町

##### 1. 概況

本町は山形県の西南端にあり新潟県に接している。山間にわずかの平地があり大半は森林である。集落数は、106であったが、1968年、70年に各2集落移転し、102となっている。集落規模は小国本町の1691戸だけが大きく、10戸未満の集落が数にして38%，20戸未満が64%と小さい。それが東京23区に匹敵する地域に散在している。国鉄米坂線と4路線のバスが町内を走っており、バス停から山道を4km以上離れた集落が10もある。問題は冬である。冬の公共交通は国鉄とバス小国本町～長沢間13kmで、後のバス路線は豪雪で4ヶ月運休する。本町では豪雪をかきわけて進むので、300m離れると、ほぼ交通不能という状況なのに、国鉄駅又はバス停から4km以上離れた集落が48、そのうち10km以上離れた集落が13もある。まさに陸の孤島である。

学校(1971年)は小学校本校10、分校4、中学校8あるが、広い地域のため小学校から4km以上の集落が数にして13%，中学校から4km以上は38%もある。冬季は小学校分校を14も設けるが、それでも親から分宿通学をよぎなくされるのが19集落もある。病院・医院は小国本町に

4ある。それ以外の集落には、その病院の診療所や辺地診療所が4あるが冬は閉鎖される。冬は小国本町に通院することになるが、10km以上離れた集落が数にして66%，そのうち20km以上離れたのが25%もある。

##### 2. 生活改善

広大な豪雪地域に多くの小集落が分散しているため、生活条件が悪く離村者が多いと言える。このまま放置すれば、町の人口がますます減少するので、対策が必要である。この辺地からの移転をむしろ促進させ、それを町内に集めようとしたのである。

町内を小学校により4つの生活圏(小学校は統合するという仮定をたてる)に分ける。すなわち、北部圏(中心長沢)、小国圏(中心小国本町)、南部圏(中心玉川)、叶水圏(中心叶水)である。そして、国鉄米坂線の駅から生活圏の中心まで道路を整備し、冬季常時除雪をする。具体的には、国鉄玉川口駅から玉川まで、国鉄伊佐領駅から叶水までの除雪と、国鉄小国駅(小国本町)から長沢の現行除雪区間を五味沢まで除雪延長する。

除雪区間の延長では充分でないので、次の各条件に該当する集落は小国本町に移転される。イ). 地すべりなど危険地(口)、積雪4.5m以上(ハ)。集落規模30戸未満、ニ). 町中心部までの距離20km以上、ホ). 冬季分校区もしくはへき地3級地以上の分校区、ヘ). 水田面積10ha未満で10a当たり収量390kg未満、かつ、所得150万円以上の生産が開発不能、ト). 1960~68年の人口減少率20%以上。イロハは自然条件、ニホは社会条件、ヘは経済条件、トは人口条件である。この条件法によると25集落が移転対象となる。

一般には自治省通達の辺地度点法(生活条件が悪いことが主)を用いて移転集落を判定しているが、それでは本町は80%の集落が該当する。それで除雪区間を延長するこ

* 宇都宮大学農学部

** (現 農林省水利課)

*** (現 太陽コンサルタンツ)

とができたり、未利用地を利用して農業開発できたりする集落を除外したのである。

道路を改修し集落を移転しても、そこが住み難くてはしかたがないので、小国本町の公共施設を整備する。

本町は山が多く、農地は3%で、農家1戸の経営規模は平均0.99ha、うち水田は0.85haにすぎない。しかも、水田は山間の棚田が多く収量が低い。そのため、兼業出稼が多く、それがひいては出かせぎ地に移住してしまうことになる。まず、農業で生活できることが根幹である。

### 3. 移 転 集 落

1968年に越戸、高坂の2集落、1970年に上滝、下滝（あわせて滝という）集落が移転している。

越戸は戸数5戸で、小国本町から14km離れ、炭焼を中心とする集落で、小学校の常設分校のある辺地である。羽越水害（1967年）で水田が、ほぼ壊滅した。そこで、農地の全部（水田5.2ha、畑0.6ha）と集落共有林を国へ450万で1968年に売り渡し、これを5戸に配分して移転費用とした。一方、町当局は移転用地を個人的に仲介し、1968年に全戸、町内に移転した。現在、農業は行なっていない。

高坂は戸数2戸であり、羽越水害にあい1968年に2戸とも町外に移転した。水田は休耕田にしている。

### 4. 滝 集 落

#### イ 概 し 情 況

小国本町まで26~28km、バス停まで9kmある。山道であるため、夏期でもバス停に徒歩では4時間もかかる。四方を700~1,500mの山に囲まれ、南北に細長く、北側が下滝、南側は上滝で、集落は散居に近い。冬季の積雪は約5mで、それが5ヶ月も根雪となる。

人口は1960年に50戸256人が、1970年に35戸152人と激減した。しかも、40才以上が40%で老令化しつつあり、分校の児童数は20名で複々式学級である。公共施設として、なめこ共同施設兼公民館があつたが、集会には分校の方が使用されていた。経営面積は1戸平均1.2haである。農業収入は比較的多く、米、山菜、肥育牛、なめこの順である。1960年からの10年間に、水田、畑は激減しているが、牧草地、草地は増え、農用地面積には変わりがない。

#### ロ 集 落 移 転

9km離れた叶水への移転を検討した。しかし、(イ)生活環境がさほど良くならない。(ロ)遠距離でもバスで通農すれば

良い。(ハ)農業継続者が少ない。(乙)移転直前に町役場が希望先をとったところ、叶水0、町中心部25、県内7、県外4である。以上のことから町中心部の小国本町へ移転を決定した。しかし、当初は10戸の反対者がいた。

町役場は、町の住宅事情緩和と過疎集落の移転のため、小国本町の町外れに45万m²、200戸の住宅団地を1968年から3か年でつくった。滝集落36戸のうち、町の住宅団地に11戸、1戸は町内の親類の土地、11戸は県内、13戸は県外に移転した。

住宅団地にいる人に面接して聞くと、「当初から移転に賛成」3戸、「当初は反対」6戸と反対が多かった。賛成の理由は、いずれも「農業にみきりをつけた。」からである。反対理由は「農業を続けたい。」「住みなれた土地だ。」「商売がだめになる。」からである。

#### ハ ホ 場 整 備

滝の農地は水田30.1ha、畑3.8ha、牧草地2.9ha、草地3.7ha計40.5ha、他に山林139haあった。この内1戸1.0ha、農業継続10戸で10haのホ場整備を行なうこととなった。整備地区は上滝集落で東から西にむかい、200分の1~2と比較的平坦である。土質は砂土、砂壤土の上に植壤土が分布している。

従前の畑、原野、宅地を水田にし、地区内の家はとりこわしたので、農地は9%増加している。農地は集落移転の際に一応町に寄附し、整備農地10haは農業継続10戸に貸している。集団化率は81.5%と高い。整備後は、ほとんどの農家が一団地である。家屋とりこわしの補償はしていないが、電柱4本計10万円の補償を電力会社にしている。

整備前も農道は多かったが、幅員は狭く1.0~2.7m程度であった。中央を南北に走る道路だけが有効幅員3.0m、全幅4.6mとやや広かった。区画が狭少で多いため、道路から直接入れる農地は少なかった。本地区は川を渡って、叶水へ行く道路（外部との連絡道）と連絡し、その川に吊橋がかかっている。また、地区内には3つの沢があり、いずれも橋がかかっている。一つの沢にかかる橋は改修した。（橋長8.0m、幅員3.0m）が、他の吊橋、橋の改修は工事費を要するためできなかった。そのため、工事後の主要道路位置が現況とほぼ同じにならざるをえなかったのである。これは道路工事費を安くすることにも貢献している。また、吊橋をトラックが通れないため、地区内の農道は幅

3.5 ~ 2.0 m と狭い。

区画は従前は 700 にも分かれ最大でも 3 a にすぎなかつた。工事の標準区画は長辺 66 m, 短辺 30 m の 20 a 区画である。吊橋があり将来の大型機械化は難かしく、また、傾斜地で整地工事費を要すため、狭い区画にした。

本地区は三つの沢によって分かれており、用水系統もそれぞれ三つに分かれている。この用水系統は工事によつても同じで、かけ流しカンガイが、用排分離式カンガイに変わつただけである。

工事費は 10 a 当り 9 万円(1971 年度)で事務費もあわせ 10 万円と比較的安い。これは工事費を要しない地域を選び、なるべく工事費をかけないように整備したからと言える。費用の内訳は整地費 48 %, 道路 26 %, 水路 16 %, 換地 4 % の順である。自己負担は 10 a 当り、26,000 円で町費で一時立替えている。

なお、10 ha 以外の農地でもホ場整備希望農家がいた。しかし、将来の営農は共同作業ということで、このまとまつた 10 ha しか整備しなかつた。

## 二 農業及びその他の職業

住居が遠く通農できないので、夏季だけ農業従事者は原集落に住んでいる。学童は移転地に住み親は原集落と二重生活をよぎなくされている。本集落は山菜とりが盛んであるので夏季は定住している。農業従事者は小国町内が 3 戸で、山形市 2 戸、米沢市 1 戸、長井市 2 戸と県内ではあるが遠く、夕方に帰宅するのは車があつても困難である。

小国本町には東芝の系列会社やチップ工場と数企業あり、町役場が就職を仲介した。ほとんどの人が東芝系列を希望したが、企業側は 35 才以上は採用しなかつた。これも、町役場の造った住宅団地へ集まらず、県外へ散らばつた一因となっている。住宅団地への移転者は東芝(常勤と日雇り)8 戸、土建の日雇 1 戸、商店開店準備 1 戸である。住民に聞くと「東芝へ仲介してくれるとのことで移転したのだが、日雇をしている。」と述べている。

## ■ 新潟県入広瀬村

### 1. 入広瀬村の概況

新潟県の中央部の東南端にあり、冬は 3 ~ 4 m の積雪がある。中心集落は穴沢と大柄山で、それぞれ約 200 戸の集落で、しかも、橋で連絡し同一集落の観がある。交通は国鉄只見線とバス穴沢一大白川間のみである。冬季、バスは

運休し、いわば夏季の児童通学用である。

1969 年に小学校が 1 校に統合された。通学はスクールバスにより、冬季バス不通の集落の児童は穴沢の豪雪山村センター内に寄宿している。児童通学のため穴沢に移転した農家もいる。医療機関は穴沢に国民健保の直営診療所があり、大白川と横根にへき地診療所(看護婦のみで医師は常駐せず)がある。簡易水道は 100 % 普及している。

### 2. 生活改善方法

本村の集落移転は小学校統合が直接の理由である。冬季の通学を確保するために、主要道路(生活圏の中心まで)の除雪と、それから外れた集落の穴沢及び大白川への移転を計画した。生活圏は従来の小学校所在地を中心として 4 圈をつくっている。すなわち、横根(横根と田子屋集落)、芋鞘、穴沢(穴沢と平野又と大柄山と柿の木集落)、大白川(大白川と未沢と五味沢と大原集落)である。

除雪道路は 1 種、2 種、3 種に区分している。1 種は国道 252 号線と未沢一大白川線で常時 2 車線、幅員 6 m 以上確保、異常豪雪時は 5 日以内に 2 車線確保である。2 種は穴沢から、横根、田子屋、芋鞘を結んで、また、穴沢に帰る環状道路である。冬季 2 車線、幅員 4 ~ 6 m 確保、異常豪雪時には 10 日以内に 1 車線を確保する。ただし、現実にはスクールバスの通る穴沢一横根、穴沢一芋鞘の道しか除雪していない。3 種は集落内道路で冬季 1 車線を確保する。異常豪雪時には交通不能になるのもやむをえない。

除雪区間と国鉄駅のある柿の木を除く上の原、田子屋、芹谷内(寺新田を含む)、尾形平、大原、五味沢を移転対象とし、前 4 集落は穴沢へ、後 2 集落は大白川へ移転することを計画した。その結果、上の原、芹谷内、尾形平は全戸移転し、五味沢、田子屋、大原は一部移転した。

### 3. 移転集落の概況

上の原は穴沢まで 2 km、標高 350 m で穴沢より 140 m 高い。芹谷内と尾形平は穴沢まで 4 km、標高は穴沢より 250 m 高い。田子屋は穴沢まで 9 km ある。大原は大白川まで 4 km、未沢(国鉄駅がある)まで 6 km、穴沢まで 21 km ある。標高 500 m で大白川より 180 m 高い。五味沢は大白川まで 7 km、未沢まで 9 km、穴沢まで 24 km あり、大白川より 100 m 高い。

以上、いずれも標高 350 ~ 500 m と村の中でも高地にあり、積雪は平年でも 3 m 以上で、12 ~ 5 月初旬の 6 か月は孤立状態である。かつ、大原を除いて住宅が散在していた。

これは山地で農地を少しでも拡大しようと、農地の中に住宅をかまえたからである。公共施設は芹谷内に公民館、田子屋に分校があった程度である。

上の原は1戸平均水田1.15ha、畑18a、計1.33haで、1969年度の農業所得は77万3千円である。芹谷内は水田61a、畑28a計89a農業所得47万1千円、大原は水田65a、畑10a計75a農業所得35万9千円、五味沢は水田37a、畑11a計48a農業所得57万8千円である。田子屋、尾形平も經營面積は狭い。農家として一応經營ができるのは上の原だけと言える。各集落とも兼業をしており、五味沢、芹谷内は兼業収入の方が上回っている。

#### 4. 移 転

各集落とも原集落に通ずる道路沿いで、かつ、比較的大きな集落の外れに公営住宅団地を造っている。通作に便利で、かつ、集落内は地価が高く広い土地もとれないで、村外れに新団地を設けているのである。

上の原新団地（移転後）は原集落より2km離れ、かつ、穴沢の中心部にある役場に600mの所にある。芹谷内と尾形平新団地は原集落より3~4km、役場に600mの所にある。田子屋新団地は原集落より9km、役場に300mの所にある。大原新団地は原集落より4km、五味沢公営住宅は原集落より6km離れ、共に大白川集落にある。

上の原、芹谷内、田子屋の新団地移転者各4戸づつに面接したが、いずれも移転場所に満足している。通作にも生活にも良いからである。上の原、芹谷内新団地は町が買収、田子屋新団地は地主が買収に応じないので、村が年間3.3戸700円（1971年度）で借りている。

上の原9戸のうち3戸は穴沢に、6戸は新団地に移住している。上の原新団地には芹谷内、大原からも各1戸づつ集団移転を待ちきれず移転している。この大原の人に面談すると「早く子供の教育のために原地を抜け出したかったが、自力移転するだけの金がなく、ふみとどまっていた。上の原が補助を受けて移転するので、早速、便乗した。」と述べている。

芹谷内は11戸であったが、集団移転前の1969年に1戸は上の原新団地へ、1戸は穴沢へ移転した。1970年に集団移転し8戸が新団地へ、1戸が穴沢の親類の土地に移った。田子屋は23戸であったが、集団移転前で9戸は新団地、4戸は穴沢に自宅を造り、1戸は大阪へ移転し残存7戸である。集団移転決定前に3戸が共同で穴沢に土地を買

ったので、そこに自宅を建てている。その人は「移転話が早くあれば、金をかけて持ち家にしなかったのに。」と述べている。田子屋の残存者に面談すると「移転するのに65万、村に寄附金（後述）を納めなければならない。今、金をかけて移転するより息子が呼んでくれるのを待つ。下（新団地は低い）に降りれば通作に時間がかかる。」と述べている。

新団地への移転者14戸に意見を聞くと、当初から移転に賛成であったのは、上の原4戸、芹谷内1戸、田子屋4戸計9戸で、「賛成でも反対でもなかった。」と答えたのは、上の原1戸、芹谷内3戸、田子屋1戸計5戸とあり、「反対であった。」と答えたのは1戸もない。なお、移転の理由は全戸が「生活環境が悪いから。」と述べている。また、学校が統合されたので、子供の通学から移転が必要となったのである。

#### 5. 移転後の農業

上の原、芹谷内、尾形平、田子屋は通作、五味沢は夏は原集落、冬は移転地である。農業経営の内容は従来と同じである。上の原は移転者全戸が通作し、面談すると遠いが2戸、近いが1戸である。移転者は「歩いて15分位だから問題はない。」と述べている。

芹谷内と尾形平は移転全11戸が通作し、面談すると、遠いが3戸、近いが2戸である。遠く感じている人は徒歩、バイクで通作しており、近いと述べた人は車使用で通作方法により意見を異にしている。農家は「車で15分位で、たいしたことはない。」と述べている。大原は移転4戸のうち3戸が通作し、1戸は移転地穴沢付近の親類の農地を耕作している。

田子屋は移転16戸のうち10戸がバイク、車で通作しており、遠いが1戸、普通が4戸である。五味沢は2戸が居住の本拠地を原集落において農業をし、冬は山を降り大白川の仮住居で生活している。夏は民宿も兼ねており子供の通学は大白川まで7kmを徒歩で行き、さらにバスで小学校（穴沢）へ通学している。

移転して兼業を「みつけやすくなった。」が上の原、芹谷内、田子屋各4戸計12戸で、「前と同じ。」が上の原、田子屋各1戸計2戸で、「みつけ難い。」は1戸もない。なお、仕事は土建業の日雇人夫である。

#### 6. 新集落建設

村営賃貸住宅だけをたてている。新団地では芹谷内だけ

旧公民館を移築した集会所を建てている。

住宅は高床式2階建3室で、フローリング50m²である。間取について意見を聞くと「狭い」が上の原3戸、芹谷内1戸、田子屋3戸計7戸で、「普通」が上の原1戸と、狭さを訴えているのが多い。隣の住宅も借りているのが、上の原2戸、芹谷内1戸である。家賃月3,600円で、これについて聞くと「普通」が上の原、田子屋各4戸、芹谷内3戸計11戸、「高い」が芹谷内、田子屋各1戸計2戸である。

村営住宅入居者から寄附金として1戸65万円徴収している。これは村財政も苦しく一般村費負担分の約90%は移転者に支払ってもらおうという理由からである。これについて、上の原、芹谷内とも各4戸計8戸が「高い」と述べている。

住宅建設費は宅地造成を含めて1970年で1戸280万円位である。1969年の上の原新団地の負担割合は国費38%、県費0%、村費62%（内訳 起債20%，一般村費42%）であり、1971年の田子屋新団地になると国費42%、県費12%、村費43%（起債17%，一般村費26%）と、一般村費負担は低下しつつある。

農協住宅共済貸付金（利子8分8厘）を持ち家建設のために借りた移転者に、村は1971年から3分3厘の利子補給（県2分、村1分3厘負担）を行なっている。住民は利子5分5厘で7年返済という訳である。

## 7. ほ場整備

1970年から72年にかけ、上の原の農地28haのほ場整備をしている。上の原の農地耕作者は47名であるが、そのうち上の原集落の人9戸（1967年移転者を含む）12.0ha、出作農家38戸8.7ha（1戸平均0.23ha）である。

農地は南東から北西にかけて傾斜し、勾配は1/20～1/40と急である。従前の畠（2.6ha）、山林（3.1ha）、雑種地（0.3ha）、ため池（1.7ha）、原野（4.5ha）をほ場整備の際に水田にしている。一方、道路は従前3.1%，水路が従前3.1%から11.6%と増加している。さしひき、農地は6.46%増歩している。

換地は集団化率94.4%と高い。これは出作者の地区内面積が少なく、また、上の原集落の人が移転したため、ほぼ1か所に集団化しやすかったからである。

従来の道路は地区入口を起点として幅2.5～3.0mの道路が4本あり、それを結ぶ狭い道が数本あった。しかし、

道路は少なく、ケイ畔づたいでホ場へ行くのが多かった。急傾斜で起伏が激しく、道路勾配も急で耕運機の通行にも障害となり、かつ、雨水により道路が浸食を受けていた。ホ場整備後の道路は、主として従来の道路を尊重して設けられている。これは工事費を節約するためである。

工事の標準区画は10aである。ただし、傾斜地であるため、短辺は16～23m、長辺は30～100mとさまざまである。面積にして10分の1は20a以上の区画である。

従来はため池が多く、農業用水が不安定であった。かんがい方法はかけ流しであり、特に地区北西部は水路がなかった。工事の際に、上の原から北東5.5kmの所（小河川）から取水し、ため池は30a1か所だけ残し、他の4か所は農地にしている。排水は地区北西部で川に排水される。

従来の農家住宅はそのままであり、農作業場、農機具置場として使用している。

工事費は10a当たり20万円、事務費をあわせると22万円である。その内訳は整地費46%、水路費30%，道路費13%、換地費3%等と、整地水路費が多い。また、5haは暗渠排水をしている。補助金は村費補助44%を加え51%である。自己負担金は10a当たり12万5千円であり、そのうち85%は融資がある。

## 8. 住民評価

移転者聞くと「移転して良かった。」が上の原4戸、芹谷内3戸、田子屋4戸計11戸で、「どうとも思わない。」が芹谷内1戸、田子屋1戸計2戸である。現在の生活環境について「満足している。」は上の原4戸、芹谷内4戸、田子屋3戸計11戸で、「どうとも思わない。」が田子屋1戸だけで、不満は1戸もない。

## Ⅲ 集落再編成とほ場整備

### 1. 農地整備の必要性

集落再編成といつても、その理由内容はさまざまである。ここでは、山間辺地の孤立集落が生活便益の良い場所に集団移転する場合について述べる。

この場合の集落再編成の基本的原因は生産の崩壊である。炭焼きで生活できたのが、高度経済成長、暖房方法の変化により、炭をつくっても売れなくなり、また、米の過剰減反政策により、小面積の棚田では生計がたたなくなつたのが基本である。単に住宅を生活に便利な場所に移転すれば済むものではなく、生産対策をあわせ行なわなければなら

ない。

生産の基本としては、従来、長年にわたって続けてきた農業を住宅が移転しても保持することである。住宅が遠くなるため、労働生産性の上の農地でなければならない。機械が入り、用排水の便利な農地が望ましい。集落再編成という大変ななかで、ホ場整備をあわせ行なっている例がある。もっとも、ホ場整備のできる、まとまった水田のある所は、一応恵まれていると言える。

## 2. 新集落位置と農業経営形態

移転後の新集落の位置は町村の中心地とするか、あるいは、近くの比較的大きな集落そば(主要道路そば)とするかの2方法がある。滝は前者であり、北海道新十津川町上吉野集落は後者である。上の原は近く、かつ、村の中心地である。

この移転位置により農業経営形態も異なる。近所へ移った場合は新集落から通作できるので、従来の経営をそのまま持続できる。遠方へ移転した場合は、通作条件が悪くなり、離農者も出るので、農業経営を変えざるをえない。協業とか機械の共同利用を考慮する。また、新集落から毎日通作できない。したがって、夏は原集落に、冬は新集落にという「夏山冬里方式」が考えられる。

ただし、小中学生の通学が問題である。通作できないような場所であれば、逆に言うと通学もできない。夏と冬とで学校を転校する訳にはゆかない。原集落を解散したため、昔は小学校の分校があったとしても、それは廃止されている。結局、子供は新集落に、親は原集落にと夏は離れることになる。その変型として、老夫婦は原集落に、若夫婦は新集落から通勤耕作という方法がある。米作だけであれば、農繁期の日数は少なく、その時だけ原集落に泊りこむ「出張農業」という方式がある。しかしながら、米だけで生計をたてるのが難かしく、それ以外の作目を考えなければならぬ。例えば、肉牛飼育とか山菜とりという山を生かした複合経営をする。

夏山冬里方式や出張農業では、原集落の住む所が問題である。当座は従来の家が残っているから、まにあうとしても老朽化し、その維持が大変である。山奥の積雪地であれば、雪おろしに通うだけでも至難である。共同宿舎、共同農機具車庫を建設し、旧宅地は農地にし耕作面積を拡げる。

## 3. ホ場整備地域

今までの農地全部をホ場整備施行地区と決められない。

山間の傾斜地であり、工事費が高く、農家の土地改良費負担が問題である。住宅移転のため、ただでさえ、多額の費用を要しており、農家の土地改良費支出能力は僅かであると言わざるをえない。したがって、山間地の中でも工事費が安い比較的平坦な地域を選んで整備する。滝は10a当たり工事費9万円(1971年度)、そのうち自己負担は2万6千円と、一般の整備と比べると安い。

問題を複雑にしているのは休耕奨励金である。実質的には離農していても、休耕奨励金をもらえるので、農地を売らないで荒らしたままにしておく農家がある。このような農家は農地に投資してホ場整備を行なう考えはない。つまり、ホ場整備実施の同意がえにくい訳である。集団化していれば、そこを除外すればすむが、何戸もあり、かつ、所有地が分散しているので、そのような土地が点々としており、工事実施を困難にしている。

## 4. 換 地

特徴として普通のホ場整備より集団化が進められることがある。原則として住宅がなくなるのであり、かつ、遠方に住宅が移転するから、住宅から農地まで距離に遠近があるという集団化阻害要因は薄くなる。集落まで変えたのであるから、農地の集団化にもふみきれる訳である。滝は集団化率80%、上の原は90%と普通では考えられないほど集団化が進んでいる。

ただし、問題点はある。遠方にある集落からとはいえば、遠い農地と近い農地ができる。上吉野は山間地の小川に沿った細長い農地であり、入口の農地と奥とでは車で5分の距離がある。共同農機具置場をつくれば、そこからの距離の遠近もある。また、多くは従来の住宅を残したままであり、そこで夏の宿泊をしているから、そこからの遠近はある。ともかく、遠方から耕作にくるのであり、少しでも労働生産性をあげるために、農地の集団化は必要である。

山林、原野、宅地は農用地に造成し、これに離農地を加えて経営面積を拡大する。畜産の導入ないし、規模拡大の場合は異種目換地により畜舎用地を捻出し、畜舎を新設する場合もある。問題は冬であり、肉牛を放牧したままで良い西南暖地ならともかく、雪が固結する地域では牛は飼料を食べるのに歯がたたない。新集落の近くに畜舎団地を設け、冬はつれてくることを考慮する。

## 5. 区 画

山間地であり工事費がかかるので、30aの標準区画を一

律に作るのではなく、地形にあわせて 10~20a 区画をつくる。標準区画は滝が 20a, 上の原は 10a と 20a であり、いずれも現在一般に行なわれている 30a 区画より狭い。

#### 6. 用排水

傾斜地であれば、用排水兼用水路でも用排水がうまくいくのであり、兼用水路を考慮する。水路の浸食防止のため必要があれば落差工、U字コウの排水路や、排水路の側面をコンクリート張りする。用水が不足する場合は工事により用水源を確保する。上の原では河川より新規取水し、従来の 4か所のため池をつぶして農地にしている。用水が安定し、かつ、農地も増加した訳である。

#### 7. 道路

傾斜地であるので、工事費を節約するため、できるだけ、従来の道を尊重して造るべきである。上の原も滝も地区内幹線道路は従来の道を改修している。また、山間地は地区面積も狭く農家数も少ないので、それ違い回数も少ない。

すなわち、幅の狭い道でも良いということになる。滝は 3.5m, 3.0m, 2.0m と普通の水場整備の 4.0m より狭い。

#### 8. 外部との連絡道路

通勤農業をする場合は新集落と農地が車道として充分整

備されていなければ通作できない。夏だけ原集落に住んでいる場合、急病人の発生だけを考えても、外部との連絡道は重要である。農地と既設整備道路との連絡道は従来から存在しているが、なにしろ山間地のこととて、手入れがゆきとどいていないので、集落再編成を機会として改修する。ただし、過疎地帯のため交通量だけからすれば町村内の整備順位の低い所が多い。しかし、原集落の農業を保持するためには道路は必要条件である。

### IV おわりに

異常気象、人口増加と食糧に対する不安がある。住宅を移転すれば、今まで農地として使用されていた土地が粗放化するのは、否定できない事実である。住宅移転でなく、社会資本を充実し現在の場所を住み良くするのが第一である。住宅の集団移転は最後の手段である。長期的に見れば、人間の利用する土地は拡大してゆくものである。

なお、本報告は農業構造改善 13巻 5号(1975年) p8 ~ p12 に発表してあるのを、研究集会にあたり、書き直したものである。

## 総合建設コンサルタンツ



## 日本技術開発

株式  
会社

代表取締役社長 梶谷 薫

農村計画

都市計画

公園緑地計画

地域総合開発計画

本社 東京都新宿区西大久保3丁目10番地

〒160 TEL (03) 202-5111 (大代表)

農村の集落統合

木村 儀一  
浦 良一

太賀 重夫

## はじめに

山村地域における四つの集落移転の事例を今後の集落統合のあるべき姿を検討する素材としてここに紹介する。尚、ここに取り上げた集落移転は昭和45年~48年にかけて過

疎地城集落整備事業（自治省）、又は集落再編成モデル事業（経済企画庁）のいずれか一方か又は両方の補助を受け、て行なわれたものである。この四地域の概要是表-1、表-2に示す通りで、〈西川〉、〈小国〉、〈白鷹〉町は山形県で、〈大塔〉村は和歌山県である。

表-1 4地域の概要

項目	町村別	西川町	小国町	白鷹町	大塔村
面 積		932 km ²	789.58 km ²	157.12 km ²	218.37 km ²
人 口 (昭45.10.1)		10,740人	13,999人	20,184人	4,030人
世 带 数 (昭45.10.1)		2,422戸	3,445戸	4,529戸	1,163戸
人口増減率 (昭45/昭40)		△ 15.0%	△ 12.4%	△ 9.2%	△ 19.5%
世帯数増減率 (昭45/昭40)		△ 5.6%	△ 3.9%	△ 2.1%	△ 9.5%
就業構造 ( )内は 構成比を示す	第1次産業	3,031人(50.9)	3,159人(41.5)	6,552人(58.4)	1,049人(56.6)
	第2次産業	1,391人(24.4)	2,322人(30.5)	2,149人(19.2)	244人(13.2)
	第3次産業	1,524人(25.7)	2,127人(28.0)	2,515人(22.4)	561人(30.3)
	合 計	5,946人(100.0)	7,608人(100.0)	11,216人(100.0)	1,854人(100.0)
移転対策集落数(注)		6集落	2集落	3集落	12集落
移転集落から役場まで		4~6km	24~28km	8~9km	20~30km
役場から D.I.D.都市まで		15km	58km	40km	13km

注 昭和48年度末まで

表-2 移転戸数、移転先(昭和48年度末、現在)

移転先	町村別	西川町	小国町	白鷹町	大塔村
新集落への移転		33戸(71.7)	20戸(43.5)	48戸(94.1)	41戸(82.0)
同町村内への移転		2戸(4.4)	1戸(2.2)	2戸(3.9)	3戸(6.0)
小 計		35戸(76.1)	21戸(45.7)	50戸(98.0)	44戸(88.0)
町村外への移転		11戸(23.9)	25戸(54.3)	1戸(2.0)	6戸(12.0)
移 転 戸 数		46戸(100.0)	46戸(100.0)	51戸(100.0)	50戸(100.0)

注 ( )内は構成比を示す。

* 明治大学工学部

## 1. 生活環境整備と集落統合

ここに取り上げた四つの地区では<白鷹>を除き、人口の流出のピークは終わり、すでに集落のコミュニティの崩壊がおこり過疎化が重大な問題となっている。しかし<白鷹>の対象地区も、今まさに、他の3地区と同様の過程を経んばかりの時期を迎えていた。このような人口の流れのきっかけには、大きくは2つの理由が考えられる。その一つは経済基盤の弱体化ともう一つは、生活環境の劣悪化と言える。一に対しては好ましい形とは言えぬが、出稼ぎ等の努力を払いながら所得向上を計っているが、二つめの問題は大きくその中でもとりわけ医療にみられる。老人、子供の通院の困難、急病人の問題、又子供の教育、社会文化活動の場の未整備、更に大塔村を除いた3地区では、冬場の豪雪時に残された主婦、老人達の雪下し除雪、雪ふみの防災活動等に代表される過酷な肉体労働、この様な問題を総合的に解決していくための方法の1つとして、集落の統合が行なわれた。

## 2. 集落統合事業

この四地域での集落移転について、1)どのような状況下から、2)どのような所に、3)どのように行なわれたかを整理すると次のようになる。

1)については、地理的、地域的条件は表-1、表-3に示す通りでそれぞれは図-1に整理する事が出来る。<白鷹><小国>の場合では、1つの地域社会を構成していた集落の全戸が移転し、<西川>では比較的散在していた、農家の統合であり、<大塔>はいくつかの沢沿いに長く伸びた集落の最も奥地の農家の統合で、それぞれの集落の一部の人達が移転すると言う事例である。<大塔>を除

き冬場は3地区とも豪雪と言う悪条件下にある。

2)については、図-1に示すように<西川>、<小国>、<大塔>はそれぞれ自己町村の役場がある中心地区の一隅に準備された新住宅地に移転するもので、<白鷹>は親集落である旧村の中心地区の新住宅地への移転である。但し<西川>、<大塔>、<白鷹>では移住者のみで構成される新しい住宅地であるが、<小国>は町事業の新住宅地(団地)の一部に移転したものであった。

3)についてでは、このような人達の移転先にどのような新しい住環境が用意されたかは、表-4に示す通りである。

① 新しい住宅地の土地利用、構成比は<西川><小国>は比較的似た構成で宅地率は5割強、公園緑地が2割強、道路2割程度となっている。<白鷹>では公園緑地が少なくその分宅地面積が増している。<大塔>は以上の3地区と少し傾向が違い、共同作業場を始めとし共同利用施設を設けており、宅地率が低い。

② 宅地の供給方法は表-4に示すように分譲無償貸与、有償貸与と言う方法が取られており、分譲する所では据置期間と償還年数の差がみられる。<白鷹>町の無償貸与は特異である。宅地の規模は平均でみると<白鷹>地区が最も大きく325m²、<西川>では304m²、<小国>では239m²で<大塔>では前述の理由もあるが166m²とかなり小さい規模となっている。

③ 住宅規模と容積率についてみると。住宅の建設は<小国>ではモデルプランを作り、プラン了解後建設し分譲する方法を取っており、<白鷹>では基本プランが示され各自が必要に応じ変更し、設計と建設は一括発注とした、<西川><大塔>では各自が自由に発注して建設が行なわれている。容積率は<小国>が最も少なく30.4%で宅地が最も小さ

表-3 生活環境変化

単位: km

項目	西川町		小国町		白鷹町		大塔町		
	移転前	移転後	移転前	移転後	移転前	移転後	移転前	移転後	
通学	小学校	1.5 ~ 4.0	1.0	0.0 注3	0.9	0.0 注3 7.0	0.1	0.0 注3 7.0	0.5
	中学校	7.0 ~ 10.0	3.0	5.4 ~ 9.6	1.6	5.0 ~ 9.0	2.0	5.0 ~ 15.0	0.5
購売施設(注1)	1.5 ~ 4.0	0.5	5.4 ~ 9.6	0.0	0.0 ~ 5.0	0.0	5.0 ~ 15.0	0.2	
医療施設(注2)	4.0 ~ 6.0	1.0	5.4 ~ 9.6	1.5	9.0 ~ 10.0	1.0	5.0 ~ 15.0	0.2	

注1. 購売施設とは最寄りの施設をいう。0というものは集落内に施設があるためである。

注2. 医療施設とは最寄りの施設をいう。

注3. 0というものは移転前の集落内に分校があったことによる。



表-4 新集落整備状況

項目		<西川>	<小国>	<白鷹>	<大塔>
土地利用 訳	住宅地面積	25,916 m ² (100)	26,613 m ² (100)	43,078 m ² (100)	18,020 m ² (100)
	宅地面積	15,212 m ² (58.7)	14,526 m ² (54.6)	26,825 m ² (62.3)	7,837 m ² (42.1)
	集会所敷地面積	389.9 m ² (1.5)	公園の中に含まれる	782 m ² (1.8)	591 m ² (3.2)
	公園・緑地面積	5,224 m ² (20.2)	6,115 m ² (23.0)	6,716 m ² (15.6)	1,365 m ² (7.3)
	その他施設		共同汚水処理施設	共同作業場(集会所併設)消防ポンプ	共同作業場 394 農機具格納庫 236 花木生産施設 761.5 (7.5)
	道路	5,090.1 (19.6)	5,972 m ² (22.4) (流雪溝を含む)	8,755 (20.0)	7,435.5 (40.0)
住宅供給方法・規模	住宅建設戸数				
	個人	44戸	34戸	73戸	33戸
	公営	6戸	36戸	8戸	8戸
	計	50戸	70戸	81戸	41戸
	宅地供給方法	分譲 2年据置 10年償還	分譲 3年据置 18年償還	無償貸与	5年間無償貸与その後、 分譲又は有償貸与
	宅地面積	255 ~ 329 m ²	239 m ²	319 ~ 330 m ²	106 m ²
住宅延床面積	平均	304 m ² /戸	239 m ²	325 m ² /戸	166 m ² /戸
	平均	99.0 ~ 118.8 m ²	66.1 m ² 72.4 m ² 74.4 m ²	63.76 ~ 142.42 m ²	53.52 ~ 119.96 m ²
	容積率	115.5 m ² /戸	72.7 m ² /戸	115.7 m ² /戸	89.86 m ² /戸
備考	各自が自由発注する	基本的に3種類のモデルプランを作り、分譲する。	基本プランを示し、各自が変形を作る。 設計・施工は一括発注	各自が自由発注する。	

### 3. 集落統合事業の効果

以上のような集落移転がどのような社会変化を起して来たのかその変化を生業の変化と、家族構成の変化とでみると次の通りである。

1) 生業の変化では以上の四地区とも山を下り、里に新しい集落に移る形を取っているので大きくは次のような生業の変化が行なわれている。即ち次のような型がある。

① 主として夏山冬里と住み替えを行なったり、又は通勤耕作等をし農林業を継続しているもの。

② 農林業から2、3次産業に転業したもの。

③ 無職化したもの。

この分類に従い地区別に整理したのが表-5に示すものである。ここで特に目立つことは、無職化は高令層と婦人の変化が行なわれていて、夫婦の高令層は夫婦共に無職化層に多いことである。

表-5 生業の変化について  
男+女 ( )内%

	<小国>	<西川>	<白鷹>	<大塔>
①型	3+2 (14)	12+6 (58)	19+2 (28)	17+3 (33)
②型	15+6 (60)	3+6 (29)	12+15 (50)	10+14 (39)
③型	3+6 (26)	1+3 (13)	110+6 (22)	7+10 (28)
計	35 (100)	31 (100)	74 (100)	61 (100)

注 ① 農林業継続型

② 2、3次産業への転業型

③ 無職化

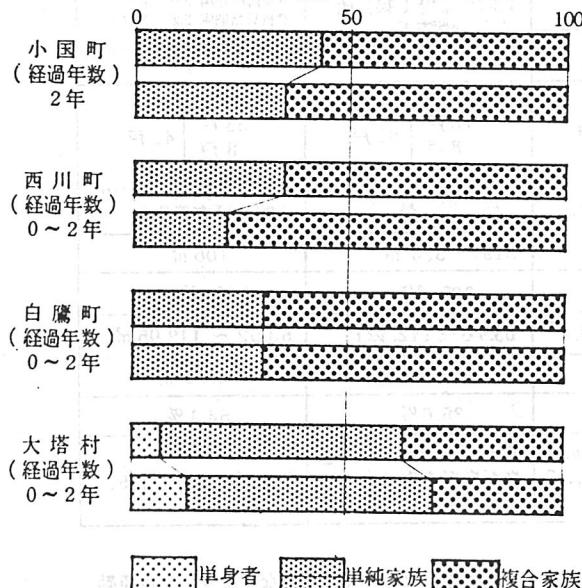
2) 家族構成の変化は図-2に示すように、<小国><西川>では、家族型でみると複合家族の増加がみられる。こ

れは両地区とも移転後、下宿をしていたものが自宅から通勤通学が可能となったことによるものである。世帯構成員

では両地区とも社会増減では、増加傾向にある。

<白鷹>では家族の変化はみられないが、これは<小国><西川>地区と同様構成人員は減少傾向がみられる。<大塔>では、上記3地区とは傾向が異り、単純家族から単身者へ、複合家族から単純家族への移行が多い。これは移転対象家族の全員が移転せず、主に世帯主、配偶者が残り、子供のみが移転した例が多いことになる。

表-6 家族型の変化



### 3) 地域社会の変化

これらの四つの新しい統合集落は数の多少はあれ、数集落の合体であり、旧集落で持たれていたような連帶意識がまだ芽生えていない。しかし、その可能性は充分に感じられた。例えば〈小国〉では生業の変化により在宅時間が不揃いになり顔を合わせる機会は少なくなったとか、転業後間もなくでの精神的に落着かず、つきあいどころでないとかの意見があったが、町当局の計らいもあり、新集落の緑

化について、集会が持たれようとしていた。〈白鷹〉では旧集落跡地利用が大きな問題で、移転後も定期的にこの会合が持たれている。ここでは3集落の人達の集まりであるが旧集落の連帯意識は存続していた。

#### 4. 問題点

### 1) 集落統合整備の顕在化

以上山村地域についての事例を中心に紹介してきたが、人口減少による地域施設成立が不可能であるとか、兼業化、非農化が進行していく中で、旧来の農業生産活動を軸とした集落連帯感の喪失、大規模な農業基盤整備による農家住宅の移転、より良い生活環境施設整備を求めた集落再編成等と一般的にかなり集落の統合問題が顕在化してきている。

## 2) 既存集落との関連

このような集落統合を考えるとき、山村地域のように山から里におりるときには、どこにおりるかは大きな問題である。図-1に示すような下りてくる場所としては、I. 中心地区、II. 親集落、III. 新しい地区がある。I, II の場合は、地区の整備の方向と矛盾しない位置、III の場合は、全域の地域整備の方向と矛盾しないことが重要である。これらとの関連の中で新住宅地の構成、土地利用、道路計画、施設整備等を計画する必要がある。

### 3) 産業の振興

前述したように通勤耕作ができないところでは、その多くは転業することになる。これらの人達に対しては自治体又は広域圏で就業機会の増大に対する措置が必要となる。

更に老人とか婦人が無職化しているが、これらの人々の将来をどのような方向へもっていくかは、今後の大きな問題の一つである。

計らいもあり、新集落の緑	くわん	くわん	くわん	くわん
(82) まつ(1)	(82) まつ(1)	(82) まつ(1)	(82) まつ(1)	堅(6)
(82) まつ(1)	(82) まつ(1)	(82) まつ(1)	(82) まつ(1)	堅(6)
(82) まつ(1)	(82) まつ(1)	(82) まつ(1)	(82) まつ(1)	堅(6)
(82) まつ(1)	(82) まつ(1)	(82) まつ(1)	(82) まつ(1)	堅(6)



告の内容と必ずしもつながっていない点に問題があるように思われる。パネラーの木村氏も森林の集約的利用に関してその可能性・内容に疑問を呈していた。筆者も講演要旨の次の文章に若干の疑問を感じた。「広大な土地の中で生活しながら、農地・林地の集約的利用が行なわれておらず、土地から浮きあがった村民の行動が過疎への道につながった。」というところである。太田氏も先に述べたように、森林が必ずしも住民に安住をもたらさなかつたのであって、これらの森林を集約化するだけの資本蓄積ができなかつたから共有の薪炭用林地を用材林化することなく乱伐したのではなかつたのだろうか。「土地から浮きあがった村民の行動」を過疎の原因におくような説明にはやや疑問を感じた。これは畜産のところでも同様に思った。すなわち、購入飼料依存率の上昇→耕地利用率の低下・採草地の放棄→自給飼料の減退→肉牛経営の不安定化という図式が成立せざるをえない条件について触れないため、「畜産と土地利用を密着できる経営が必要である。草地・混牧林の拡大をはかること。」という指摘が具体性を欠いて聞えた。

大変すぐれた視点に立ち、しかも山村の実態を豊富に踏まえているので、討論の中でこれらの点について内容を深められるとよかったです。

(b) 松村報告：滋賀県伊香郡余呉町の集落移転事例を考察対象とし、この移転を地域の再編と生活の再編という2つの視点に基づいて住民側に立つ検討の方法を試みている。

この中で移転3集落のそれぞれ性格の差が移転後の生活や跡地の管理、移転先集落との関係などに様々な影響を及ぼしていること、また移転が主婦・子供に多くの利点をもたらしながらも老人にとってはなお問題を残すことなどの報告は興味深いと思った。

ところで、この報告の特色は過疎山村の集落移転を集落再編成と称して、その実広域生活圏の中心地育成施策のなかに辺地小集落をとり込み、地域の縮少を進めようとする従来の観念的な行政ベースの事業に対して、市町村や住民側からみた地域社会再編の志向性を対置しようとする試みにあると言えよう。

けれどもこの報告の説明ではその志向性を具体的な形で示しているとはいえない。この点に関してパネラーの木村氏は共有林のもつ意味を問うことにより、新らな集落形成による地域管理のあり方を問題にしようとしたが、討論に至らなかった。さらに多くの事例を検討するなかから、

地域の再編の概念を確かめることが必要であろう。

④木村(浦)報告：集落移転の四事例(山形県の西川町、小国町、白鷹町および和歌山県大塔町)をとりあげ、集落統合の特色と効果について検討し、そのるべき姿を求める所である。

このなかで集落統合の効果として(1)生業の変化の面では、農業継続と通勤の比重が集落によって違うことと老人・主婦などの無職化の増大を特徴として示し、(2)家族構成の変化では、山形県の各事例とも複合家族の増加を特色として示す。また(3)地域社会の変化では、移転先が寄り合いであるため連帯意識が未成熟である点を指摘し、既存集落との関連を考慮して、場所にあった整備を考えるべきことと、産業とりわけ移転者の就業に対する振興の必要性を主張している点で興味を引かれた。

この報告の特色は、集落の再編を統合の側面からとらえ、それをいくつかのパターンに分類すると共に、様々な問題についてうまく整理していることがあると思われる。

ところで、報告の中で十数例調査を行った旨の発言があったが、それらの中でここに示された四例がどのような典型的例として選び出されたのか、理由がわからなかった。四例とも有名な事例であるが、集落統合のもつ主要な問題と対応させた典型例として示されればよく分ったと思う。

⑤堀井報告：山形県小国町流域と新潟県入広瀬村上の原集落の2地区において、集落移転跡地で行なわれた農地整備事例の概要とその特色を報告したものである。

これら2地区ともに換地に際して集団化が容易に計られていることが特徴的であり、小国町の場合離村者が土地を町に寄附したため所有上の制限がなかったこと、入広瀬村では1.5kmの距離を通耕するため自家からの距離が問題にならず、むしろ集団化のメリットの方が強く意識されたことのためという。

この報告の特色は、集落移転でいつも問題になる跡地利用について、農地整備を行ってなお農業を継続する場合の事例と農地整備の特色を示したことにあると思われる。ところで、すでに集落の維持ができなくなったところでなお相当の投資を行って農業を継続することの可能性、意味と今後の問題についても触れて欲しかった。

以上の四報告はそれぞれ山村の農林業振興、集落移転の内容、集落統合形態、跡地利用に関する問題と見ることができ、ほぼ集落移転にかかわる諸問題が出されていると考

えられる。

これらの報告に対して、パネラーはどのように問題提起を行ったのであろうか。それを次に見てゆくことにする。

### 【パネラーのコメントと討論

過疎山村の集落移転について、パネラーの奥山氏は次のようにコメントした。すなわち、①農山村集落が自然保全にはたす役割を高く評価する立場から、集落移転後の奥地管理の点で問題があるとし、移転せずにすむ方法を考えるべきこと。②山村問題は現地主義を第一とし、移転は最後の方法と考えること。長い目で見れば再開発の方が投資効率も良いのではないかと思うこと。③したがって、生産基盤整備などによる農林業の振興が重要であること。④また地方都市の魅力化も農村を力づけるものと考えること。など。

一方、パネラーの木村氏は、過疎山村の集落移転・再編成の検討を行うにあたっては、まずそれが生じた基本的な問題を踏まえてでなければならないことを強調し、各報告者に対して、問題に対する基本的な認識と立場を問うた。そして、その上で太田氏に対しては、草地・混牧林など土地利用とむすびついた複合経営をうみ出すことの可能な集落とはどのような集落であるのか、それは可能なのかを質問し、さらに森林の集約的利用の具体的な説明を求めた。また、松村氏に対しては、集落の再編成は可能と考えるのか、共有林が地域再生の基盤となりうるのかと問題を投げかけ、堀井氏に対しては、事例のような分散移転(小国町の場合)の現状で、農地整備はどのような効果をもつていいのかを問うた。

このように2人のパネラーは、まず各報告者に対して、山村問題に対するそれぞれの基本的な認識・立場を聞くことによって問題の提起を行った。ここから、討議に入行って行った訳であるが、その前に少し山村問題について整理をしておきたい。とりわけ農村計画の立場からどのように見るかという視点なり方法が重要と思われるからである。

さて、山村の再発展を期す復興ないし再開発計画は、都市計画や開発計画に対して計画の性質および内容が違うらしい。^(注1) それは、山村において将来を計画する場合、まず山村問題の本質を解明することが先決であり、それによ

って将来あるべき姿が描かれ、更に問題解決のための対策および再発展のための対策が導き出され、これらの対策を効果的に実施するための計画的措置が採られるものと考えられるのである。やはり、問題の本質を解明することが出发となる。それでは、その本質を解明するにはどのように問題に接近すべきなのであろうか。過疎の本質を捉えるには、安達生恒によると、^(注2) 「片方に過疎、片方に過密をそれぞれの住民生活を全く無視したまま平然と生み落していったからこそ、日本の経済は現在のような形態で高度成長をなしとげたという認識が、過疎論の基底に捉えられなければ過疎問題の本質を捉えることができない。」のである。そして、高度経済成長にくみ込まれた経済的に劣悪な条件下にある山間農村あるいは山村において、人口・戸数の激減——生産力と生活環境の縮少——住民意識の後退、が相互に働きあって縮少再生産の悪循環はとまらないし、その根本的対策の途が閉されている限り、地域機関の努力は非本質的な「横道対策」にそれてしまうと言うのである。では、過疎対策として出てきた集落移転は本質を踏まえたものか、横道対策なのかが問われねばならない。この点で集落移転が出てきた背景に対する認識を問う問題提起は重要なである。

ところで、この問題提起に対して太田氏は直接答えなかたが、補足説明のところで山林の役割に触れつつ、それが從来必ずしも山村に住む人々の安住を保障しなかったこと。山村の面積の大部分を覆いつつも、住民の労働力を求めるにぎりめの場合が多かったことを述べる。そして、多くの住民が最近まで大きな山持ちの被護のもとで生活して來ざるを得ない状態があったが、その被護がなくなったとしてその人達がどんどん町へ出てしまうようになった。これからは農業と林業とをいかにうまく複合してやってゆくかが山村の生活を維持する問題の一つである。ところが住民にとって農業と林業とを同じ立場で考えてゆかなければならぬのに、外部の行政では全く別のこととして取り扱われていることを指摘する。さらに森林の集約利用についての木村氏の質問に対しては、シイタケ原木や高冷地野菜、銘木などの例をあげて、林業を住民に役立とうと考えなければならないことを述べたにとどまった。太田氏は繰り返し工夫の余地があるのでないかと述べた。木村氏の質問は山村

注1) 林健一「山村問題のビジョンと計画論理」山村振興調査会「過疎問題と山村振興」昭和44年 所収

注2) 安達生恒「過疎の進行と対策の新しい複座」経済評論 昭和46年10月号 所収

再生の重要な契機をさぐろうとする点で当を得たものであるが、現在の研究の状況では急な要求ともいえよう。山村問題の本質に迫った対策を見出すことは容易なことではなく、さらに多くの部門にわたる人々の研究のつみ重ねを必要としよう。太田報告のように農林業の崩壊状況を具体的に把握しようとする努力の必要性は言うまでもないことがある。ただ太田氏の山村再生の希望を提言の形で示した事項が、山村の農林業を崩壊せしめている条件やその背後のメカニズムに触れていない点で説得力を弱めているのは免れられない。

林学の川村氏は太田氏の発言をうけて、山村での工夫の余地が残っている点を認めつつも、米や勤労所得などの安定した収入のない山村の再生はむずかしいこと、林業も現在の民有林の細分化状況などから計画的な利用が困難であることを述べ、山村の現状のむずかしさを印象づけた。

次に松村氏は、問題提起に対して集落再編成の立場を次のように位置づけた。すなわち、集落移転は地域の農林業の振興のための手段であって、移転が目的なのではないと考える。移転した形での新しい管理、利用の方向を見い出すための一過程であるという見地に立つわけで、奥地の農林業の振興を行政側が援助するなかで、新らたな地域管理体制を再編成することが可能なのではないかと考えると言ふのである。

これは、従来の薪炭生産の崩壊が急激に行なわれ、資本蓄積のない山村の人々が山林を用材林化するなどの余裕がなく生活面での破綻により移転を余儀なくされたが、移転によって生活を再建すると共に薪炭林地などを行政側の例えは官行造林などによって用材林化をはかり、それらが換金可能になるまで森林組合を結成維持してゆこうということを意味しているのであろうか。もしそうだとすれば、いわば一つの方法ないしはビジョンとでも言えよう。けれども、これは集落再編成事業をもう一つ上位の地域農林業計画の中に組込むことを意味するにもかかわらず、山村を含む地域で一般的な動向に添つたものとして可能性を有しているかどうかが、具体的に分析されていない（余呉町の事例においても）という点で弱い。山村問題の本質を十分解明せずに打ち出したビジョンないし方法と言えよう。ただし、たとえ不十分であっても本質に迫ろうとするビジョンの提出は必要なことである。討論においては、この問題に触れる発言はなかった。

堀井氏は木村氏の問題提起に対して、必ずしも明確に答えていないが、移転によって農業がどうなるかという点では農地が残るということが、農業形態なり意欲に影響を及ぼす点を述べると共に、生活便益に対する住民側の基準が移転を決める要因となることを述べた。

ところで、この移転跡地の利用の問題は常に重要視される。移転はいわば可住地の縮少であり、耕境の後退と見なされることが多い。広くは資源の放棄、自然環境の荒廃と見られ、住民にとっては財産の喪失と意識される。したがって資源の有効化、自然保全、財産価値の維持等のため跡地利用が問題となるのである。この場合、青木氏の発言のように問題と対策レベルの混同を避け、しかも相互の関連性をなすわち国土レベルで打ち出した方針と対策、地域レベルでの位置づけ、各集落単位での具体策の間のつながりを適切に調整してゆくことが大切である。堀井報告で示された跡地の農地整備の事例は、町内に移転した人々の生活にとっては、それなりに重要な施策であったことと思われる。しかしそれが小国町なり山形県なりの農林業政策とどのように関連して打ち出されたものなのであろうか、説明が欲しかった。

ところで木村（浦）報告に対する討論は（時間の制約もあって）出なかたが、この報告にもあるように集落統合が過疎集落における生活環境悪化の総合的解決方法として性格づけられ、経済的な面での考察が観念的ないしはややおろそかに扱われている傾向があり、この点についてはパネラーの木村氏も一般的な発言として、山村では生活と生産が一体となって山村構造を形成しているのを生活面からそれを引き離してしまうという側面を集落移転がもっていると批判的なコメントをつけた。筆者は東北の農業を知らないので、夏山冬里方式が一般に可能なのか解らないが、中国山地の多くではかなり希れなようであり、通勤耕作は労働力配分や用水路・農道維持の困難、鳥獣害などによって大部分が数年でだめになったことを聞いている。集落移転がやむを得ないとすれば、住民達の生活の再建が円滑に計られるよう、さまざまの工夫が必要である。そういう意味で木村報告のように問題点を具体的にあげ、行政事業の中にその反省を生かすよう検討することは重要である。また、松村報告の生活の再編のように、家計と共に、家族構成員とりわけ弱い者に問題のしわ寄せが行かないよう配慮した検討は大切である。行政担当者と結びついた研究が望まれる点で

あろう。

ところで以上のように木村氏の問題提起に対して必ずしも正面から答えて、報告の位置づけが行なわれた訳ではなかった。したがって、集落移転が山村問題の本質をふまえたものであったのかどうかも明らかにされなかつた。しかし、討論を通じて種々の問題点が浮びあがつて来たように思われる。

なかでも討論を通じて、非常に示唆的であったのは、奥山氏の自然保全の観点から見た「移転反対論」に対する青木氏の反論であった。すなわち、この反論のなかで、自然環境保全のために人や集落を残すというのは、(集落再編成事業とは)違つたレベルの話であるという、発言である。それは、例えば山村だと緊急の子供の病気を医者に見せることができないが、これは親にとって耐えがたいことであつて、そんなところに住みたくないという人を山に留めるためには、都市にのみ医者が住むという都市構造(地域構造)を解体しなければならない。国土計画の話における山林の意味の重要さは言うまでもないが、それを集落再編成という行政事業の中で責任をとらせるのは、住民にとって酷なことである。山村の人々は自分達の生活のために激しい山林作業をやっているのであって、自然保全のためとは考えていない。という主旨である。その言わんとするところは、先の安達の用語でいえば大メカニズムにかかる農林業の全国土的位置づけの中で考えるべき内容を、内部メカニズムの修正ないし、切断に相当する対策と思われる集落整備ないし再編にストレートにおしつけてはならないということではないかと思う。以上のように、おおよその問題点が出て来て、それぞれの立場や論点の違いによる討論の開始に適した状況となつたところで時間切れとなつてしまつた。これらの過疎集落の移転に関する討論は、非常に難しい問題を多く含んでいて、整理することができなかつたが、なお、ここで付け加えておかなければならぬことは、集落移転ないし再編成がなぜ必要であったかという点を十分に詰めないで、跡地の利用の問題や集落設計を語ることは、これらの集落移転等を合理化してしまう恐れがあるということである。

### Ⅲ 移転集落の設計について

I の初めて述べたように、過疎山村の集落移転に関するグループとは区別した残りの2報告についてここで簡単

に触ることにする。この2報告でとりあげられた事例は、それぞれの事情・背景を有しているわけであるが、その事が直接問題とはされていないことから、主として移転集落の設計に係わる問題のみを対象とする。現地見学の対象も移転集落に限られ、討論においても同様集落設計に係わる点に関心が集中していたようである。

さて対中報告では、台風20号による被害をきっかけとして、孤立した山村集落が集団移転をした事例を報告している。この報告で筆者が注意を引かれたのは、次の2点であった。すなわち、

①全戸移転が原則であるため住民の自主的総意に基づいた決定を求め、かつ移転事業促進協議会を設けてその意見を計画に反映させたこと。

②移転による人間関係の変化や産業・文化・生活環境の変化にも対応できる行政的配慮として、住宅構成や老人子供のための緑地帯・遊園地・集会所等関連施設の設置、野菜栽培用農地造成、家内工業製材業者のための用地確保などを行つたこと。

である。

①について、根拠法である「防災のための集団移転促進事業に係わる国の財政上の特別措置等に関する法律」で定められている点で全戸移転が原則となる点は理解できるが、「防災上被災住民の安全と生業の確保、被災地のすみやかな復興を図るために全戸移転がはたして必要といえるのか」。災害の種類や地域の状況によつうし、とりわけすみやかに復興を図る点で住民をのこらず移転させるのが得策なのか疑問に思った。

②については、このような事業としては、ずいぶん配慮がとどいているように感じた。町の財政の面からも、これだけ力を入れると他の住民から公正を欠くという批判がないかという気さえした。ただし、この場合討論でも出たように公共施設の配置など事業費に支障のない範囲内で可能な計画的配慮の点で欠けている面もあるように思われた。

次に中島報告では集落移転前後の生活行為とりわけ住居利用に關係する行為の分析を行なつてゐる。気づいた主要な点を述べると、①住居形態では移転によって農作業スペースが住居から分離して、住居棟が確立し、居住空間では予備スペースが増加したこと。これを農村型間取りから都市型間取りへの移行の一端階と見なす。②居室利用では個人室確保の傾向が特色で、台所が下足式から上足式と

なり食事室が隣接併用され、座敷とは別に洋風の応接室が設置されるなど従来の様式を残しつつ洋風の生活様式がとり入れられていること。などであるが、他に家族世代間の居住方式の変化、家族内の交流の変化などについても触れている。

ところで、パネラーの奥山氏がこれらの報告についてコメントをついた。それは次の2点である。

①住様式の都市化が望ましいとはいえない。都市化は生活の画一化をもたらすので、都市にない農村の豊かさを求めるべきであり、とりわけ農村の近隣関係のよさを考えるべきだ。

②移転集落の団地設計が貧しい。空間計画が無粹であり柔軟性に欠けている。変化可能性を考慮した計画が望ましい。集落の空間配置に対する配慮が欠陥している。

このコメントに対して中島氏は①の点について、生活の画一化を恐れる点では同感だが都市化はよいことだと反論する。しかしその理由は筆者にはよくわからなかつた。また②の団地設計の貧しさの点では全く同感として次のように述べた。すなわち移転集落は単に敷地を用意したにすぎず、伝統的な農村にある神社・地蔵などによる農村の雰囲気がない。また老人・子供スペースが不十分である等を指摘した。

中尾氏の発言は、移転集落での連帯感の欠陥に対して、団地居住の経験から子供を通して、とくに祭りの参加を通してまとまりの形成が可能なこと。またそのために子供の遊び場に接して集会所をつくり老人のまとまりと子供のまとまりを連絡づけると連帯感が生まれるのではないかと言ふことであった。

この一連の討論を聞いてやや疑問を感じたのは、団地設計の柔軟性、変化可能性の欠陥を問題にしつつ、設計の画一性、不粹さを問題にする立場である。というのは対中氏の報告の中にもあったように限られた財源および住民の負

担能力の中で不公平を生じずに、スムーズに宅地・建物を建設するにはむしろ画一的な宅地・建物が必要なのである。そうして建物など本来私的な財産は事業後にその家計の許すかぎり自由に改築を行なえばよい。外観は植樹・ヘイの建設により、種々変えられる。そういう意味で柔軟性・可変性の欠陥を問題にすべきではないだろうか。その点で、大萩集落はよく配慮されたスペース（緑地帯）をもつてゐるといえよう。川辺集落の場合は変化可能性は少ないけれども住宅建設は全く私的な財産として補償金などをもとにした自己資金によつているので問題はないのではないか。またこの川辺集落の住民は中島氏のいう農村的雰囲気を求めるよりはむしろ都会的なそれを求めているようを感じられたが、それは筆者だけであろうか。

これらの問題についても必ずしも論点がかみ合って討論された訳ではない。また問題点が整理された訳でもない。そういう点で非常に不十分な討論であったように思ったが、それ以上気になったのは住民達の感想とその根拠等について触れられていないことであった。この問題にとってそれは重要なことのように思う。

おわりに

何度も触れたように過疎山村の問題は種々難しい問題を有しているが、現に過疎が進み集落移転が実施されている。そして経済企画庁、自治省をはじめ多くの省庁にわたる種々の事業が行なわれるなかで、何らかの形でこの問題にかかわる人々は多いにもかかわらず必ずしも問題がきわめられ、適切な対策が行なわれているようには思われない。このような状態の中で、討論会を開き問題点の堀り下げる契

## 活動報告(昭和50年2月～12月)

会議録第8号

昭和50年2月8日 13:00～17:00

### 1. 第10回幹事会

昭和50年2月20日 13:00～17:00  
農業土木会館  
〔出席〕太田、石光、小出、長島、北村、笹野、山本、  
武藤、佐藤、青木、浦

- (1) 農村計画講座について
- (2) 春期農村計画研究集会について
- (3) 秋期農村計画研究集会について
- (4) 森野一高氏の追悼に関すること
- (5) 部会誌第7号の発行予定について
- (6) 建築学会の農村計画委員会と本部会との連絡について

### 2. 常任幹事会(拡大)

昭和50年4月10日 13:00～18:00

農業土木会館  
〔出席〕小出、笹野、長島、佐藤、北村

- (1) 農村計画講座、特集号について
- (2) 春期研究集会について
- (3) 夏期研究集会について
- (4) 会員制について
- (5) 昭和49年度活動経過
- (6) 幹事の交代について
- (7) 今年度の活動について

### 3. 第11回幹事会

昭和50年5月15日 13:00～18:30

馬事畜産会館第2会議室  
〔出席〕青木、浦、小出、佐藤、笹野、北村、浦野(長  
島、太田代理)、田中(石光代理)

- (1) 昭和49年度決算報告案
- (2) 昭和50年度予算案について
- (3) 春期研究集会

### (4) 夏期研究集会

### (5) 農村整備計画講座について

### (6) 役員の交代

### (7) 研究委員会について

### (8) 組織問題について

### (9) 名簿の発行について

### (10) 団体会員について

### (11) 研究部会誌「農村計画」投稿要領について

### (12) 研究部会誌の編集について

### 4. 第12回幹事会

昭和50年6月8日 12:00～13:00

岡山大学農学部

〔出席〕太田、西口、田中、武藤、小出、白井、佐藤、  
青木、北村

### (1) 農村計画講座について

### (2) 総会について

### 5. 第7回研究集会

昭和50年6月8日(16:00～17:30)

岡山大学農学部、第6講義室にて、農業土木学会大会

講演会後に行なわれた。参加者約60名。

テーマ：「農業土木学会講演(農村計画部門)について  
の総括」

話題提供者：青木志郎(東工大)

司会：佐藤晃一(愛媛大)

### 6. 第5回総会

昭和50年6月8日 17:30～18:00

岡山大学農学部第6講義室

### (1) 昭和49年度活動報告(農村計画第6号、37,38頁)

### (2) 昭和49年度会計報告(下表のとおり)

### (3) 昭和50年度予算(下表のとおり)

農業土木学会  
会員登録

会員登録  
会員登録

## 8. 第13回幹事会

昭和50年8月20日 13:00~16:00

京都大学農学部、農業工学科大会議室

[出席] 太田、西口、佐藤、宮沢、橋本（武藤代理）、  
北村、長田

(1) 昭和50年度活動予定について

(2) 農村整備計画講座について

(3) 農村計画史の執筆者

## (4) 学生会員について

## 9. 第8回研究集会

昭和50年8月21日、22日

滋賀県にて行なわれた。参加者約90名。

8月21日 現地見学会

8月22日 討論会

内容については農村計画本号「はしがき」どおり。

## 編集後記

第8回研究集会号をお届け致します。今回は研究集会の総括を入れることができ、それなりの問題提起ができる幸いでした。それにしても、昨今ますます農村計画的重要性が増して来ました。それと共に、より深い研究が要求され

てきています。その意味で、本誌を農村計画研究誌として益々充実して行きたいと思っております。会員諸賢のご投稿を期待しております。（北村記）

# 地域計画の総合調査および コンサルティング

40余地域におよぶ地域計画立案の実績をもって、地域の特色を生かしたまちづくり・むらづくりの御協力をいたします。

土地利用・住民生活などが、その地域においてどうあるのがよいのか、住民と行政体と事業体とが話し合いのできるまちづくりの素材（計画案）を提供します。

人口予測 土地利用計画  
住民意向調査 交通網計画  
地域経済構造分析 集落整備計画  
地域福祉計画 開拓開拓計画  
保健・衛生計画 財源開発計画  
生活環境計画 行政組織計画  
自然保全計画

その他地域計画に関連する一切の調査・解析・計画

株式会社 **都市総合研究所**

東京都千代田区隼町2-18 半蔵門浅井ビル  
電話(03)-264-5501(代)

# 農村計画・各種事業の調査・設計

## 業務內容

〈測量〉航空写真測量、地上測量等測量全般

〈測量〉 航空子彈測量、地形測量、水測量、放

（調査）土壤、地盤、地下水、流量、水質、環境、地形、防災等の調査および解析。ボーリング、各種探査、土質試験。

〈設計〉 農村総合整備事業、各種土地改良事業、農用地開発事業等の計画設計・概要書作成ならびに実施設計。

建設コンサルタント登録47-579 測量業登録4-177

# 東洋航空事業株式会社

地域計画事業部

本 社 東京都豊島区東池袋1-25-1 TEL 03-987-1551(代)

技術センター 埼玉県川越市南台3-1-1 TEL 0492-44-6011(代)

営業所 札幌(642-1331)、仙台(66-3631)、水戸(24-4712)、宇都宮(35-0402)、

新潟(28-0040)、高崎(27-1553)、静岡(46-4037)、名古屋(322-5856)、大阪(252-5450)、高松(21-0308)、広島(28-5354)、福岡(281-0166)、熊本(69-2921)、鹿児島(23-0900)、那霸(34-2987)



## 自然地域の調査・研究・計画

## 都市林の設計

## 森林・山岳・農山村域の設計

## 都市環境の調査・研究計画

## 一近郊都市域総合計画・都市域（地下街、都市広場、景観調査計画、緑地ネットワーク）

## 環境の基礎的調査・研究・計画

## 一水關係・植物土壤關係

## 特殊施設の設計

一都市公園・特殊公園・キャンパス・  
道路・流通センター

株式会社 環境事業計画研究所

京都研究所(本部) 京都市中京区蛸薬師堀町上ル みよいビル2F, 3F PHONE 075-221-1017



伝統と信用の総合建設コンサルタント

企画・調査・試験・研究・計画・設計・電算・監理

創業 昭和 21 年  
資本金 13 億 2 千万円

# 日本工営株式会社

取締役会長 久保田 豊

取締役社長 橋本 敏男

技術部門：農業部(農業土木、地域開発、農村計画)・土木部・土下水道部・地質部・防災部・道路部・都市計画部・空港港湾部・構造橋梁部・建築部・電機部・計画部・プロジェクト管理部・技術研究所(水理実験、水質分析、土壤分析、生物体分析)・電算室

本社：東京都千代田区内幸町 2-1-11	TEL 03(502)7571(大代表)
第一別館：東京都文京区湯島 1-6-7	TEL 03(812)1151(大代表)
第二別館：東京都文京区湯島 2-12-5	TEL 03(816)3461(代表)
技術研究所：埼玉県東松山市松山小松原砂川 2960	TEL 04932(3)1300
東北支店：仙台市上杉 1-6-10(第一千葉ビル)	TEL 0222(27)3525(代表)
福岡支店：福岡市中央区赤坂 1-6-15(II新ビル)	TEL 092(781)3740
札幌事務所：札幌市中央区北四条西4-1(II興証券ビル)	TEL 011(281)2048
北陸営業所：金沢市鯉町 59-11(北斗ビル)	TEL 0762(21)2062
大阪営業所：大阪市浪速区北高岸町 18-5(辻本第3ビル)	TEL 06(633)7054
名古屋出張所：名古屋市北区天道町 3-5	TEL 052(913)3266

本社場所	第一別館場所
東京・内幸町	東京・湯島
日比谷会館	第一別館場所

第一別館場所  
東京・湯島

第一別館場所  
東

## 研究部会誌「農村計画」投稿要項

(昭和50年11月)

- はじめに
- 研究部会誌「農村計画」は、農村計画に関する研究資料、論説等を掲載するもので、全編投稿原稿である。

### 2. 投稿の種類と内容

研究論文、質疑応答、報文、論説等

#### (1) 研究論文

農村計画に寄与する新しい研究結果で、次の基準に合致した内容のもの。

- 一編ごとに論文としての体裁を整え、オリジナリティーがあり、農村計画に関する学術的進歩向上に貢献するものとみなされるもの。
- オリジナリティーの点はやや薄弱でも、応用を主としたもので、農村計画の具体的作成に寄与するとみなされるもの。
- いずれも未公刊のものであること。  
二重投稿のないように特に3)に注意すること。

#### (2) 質疑応答

「農村計画」に掲載された研究内容は、発表者が読者に対して責任をもつものであり、読者がその内容に対して、疑問または異論をもつ場合は、質疑または討論によって応答すべきもので、これによって研究の進歩がなされるものである。

#### (3) 報文

農村計画事例、文献紹介、計画作成に参考となる資料等で独創的ではなくとも農村計画に関連して会員の参考となるもの。

#### (4) 論説等

農村計画に関する会員の意見が述べられたもの。

### 3. 投稿者

本研究部会員とする。但し連名の場合は、その内の1名以上が会員であること。

4. 投稿の方法

投稿に関しては、次の事項を別記して部会事務局あて提出する。

- 表題
- 本文枚数
- 氏名、勤務先、職名(共著者の分も)
- 連絡先(電話も)
- 別刷希望部数(贈呈部数以外の希望部数)

(贈呈以外は代金1部50円、表紙希望の場合は部数にかかわらず2,000円)

贈呈部数は著者1人:30部、2人:50部

3人以上:60部

### 5. 原稿の書き方

下記の要領は研究論文に対するものであるが、質疑応答、報文、論説等もほぼこれを準用する。但し、報文、論説等には欧文アブストラクトは必要としない。

- 原稿はなるべく500字詰横書き原稿用紙を使い(請求次第送付)、漢字は当用漢字、かなづかいは現代かなづかいを使用、数字はアラビア数字(3位ごとにカンマを入れる)を使用のこと。図(写真も含む)は本文中にはったり書き込んだりせず別紙とすること。
- 1回の原稿は、図・表・写真を含め、500字詰原稿用紙27枚(組上り6ページ)までとする。

この規定枚数を超過した分は、組上り1ページにつき、9,000円の割で著者が負担する。

また、長大な論文を提出したいときは、一編30ページ(組上り)を限度とする論文もよい。ただし、上記の著者負担金制度により超過分は支払うものとする。

- 図は正副各1枚とする(原図の大きさはB4版以下)正図は、そのまま製版にとれるようトレーシングペーパーの類(白か透明)に描き、必ず墨入れをすること。ただし文字・符号は当方で統一するので鉛筆書きのこと。

- 副図は、当方で正図に文字・符号を入れるときの照合用に使用するので、図中の線等は鉛筆書きでフリー ハンドでも構わないが（用紙も随意）、文字・符号だけは正確に墨またはインクで書くこと。
- 4) 図は、ヨコ7cm×タテ5cm大を300字分の割とし（写真も同様），それぞれ本文中のそう入カ所に、相 当字数の分の余白をあけておくこと。
  - 5) 図の細部や文字は、縮尺されて、でき上ったときの大きさをあらかじめ考え、細かすぎないように描くこと。
  - 6) 文字は明確に書き、特に数式や記号などのうち、大文字と小文字、ローマ字とギリシャ文字、サフィックス等で区別のまぎらわしいものは必ず鉛筆で注記しておくこと。  
たとえば、Cとc, Oとoと0（ゼロ）、Pとp, Sとs, Uとu, Vとv, Wとw, Zとz, gとq, lとe, rとr, Eとe, xとx（カイ）、Kとkとκ（カッパー），その他。
  - 7) 分数式は2行分にとり、余裕をもたせて書くこと。  
数字は原稿用紙の一コマに二つまでとする。
  - 8) 数表とそれをグラフにしたものとの併載は避け、どちらか一つにすること。規定枚数以内のものでも、できる限り簡潔にすること。
  - 9) 文献の記載は、本文中に引用したものののみに限り、番号を付して載せ、参考程度のものは出さないこと。  
文献には始ページと終ページを記し、単行本の場合には引用ページ、両者とも発表年月を付記すること。
  - 10) 表題には欧文表現を併記し、著者名には著者が慣用しているローマ字のつづりを入れること。
  - 11) 投稿論文には500語以内の欧文アブストラクトを添えること（タイプライターでダブルスペースに打つこと）。なお、外国人が読んでその意味がとれるものであること。
  - 12) 欧文アブストラクトには、参考のため、その邦訳を添えること。

添えること。

13) 欧文アブストラクトは、邦文原稿（700字以内厳守）に翻訳料5,000円を添え、欧文訳を事務局に一任することもできる。邦文原稿は翻訳の場合を考えて、主語を明確にし、なるべく短い文に区切ること。また専門用語には欧文用語をつけておくこと。

- 14) 論文中の図、表、写真的説明には、外国との交換紙となることを考え、必要に応じ欧文を併記すること。
- 15) 欧文による論文も上記の規定に準ずること。  
ただし、
  - a) 論文の内容閲読のため、同内容の邦文およびその邦文要約（700字以内）を添付すること。
  - b) 欧文の適正は、著者の責任において期すること。
  - c) 原稿は必ずタイプライターでダブルスペースに打つこと。

## 6. 投稿原稿の取扱い

投稿された原稿は事務局において受付簿に記入し、受領状を発送する。  
編集委員会においては、原稿を別に定める閲読基準により審査し、これにより処理する。

## 7. 著者校正

誤植防止のため、著者に初校の校正刷を送り、著者校正をお願いする。  
著者校正の際、原稿（特に図面）の訂正是避けられない。  
校正刷は受取り後3日以内に校正して速達便で原稿と共に返送すること。

## 8. 雑誌発行後の正誤訂正

著者から正誤の申し出があった場合は原稿と対照し、誤植と原稿訂正との別を明らかにして、最寄りの号に正誤表を掲載する。



# 農村計画研究部会規約

## 名 称

- この部会は農村計画研究部会と称する。

## 目 的

- この部会は農村計画・農村整備に関する研究、技術の発展および部会員間の研究交流に寄与することを目的とする。

## 事 業

- この部会はその目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 共同研究。
- 研究発表会、研究討論会および見学会などの開催。
- 関連学会、関連機関との研究・技術的交流。
- 研究資料の収集・配布。
- その他。

## 所属・会員

- この部会は農業土木学会に所属し、その学会員をおもな構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

## 役 員

- この部会には次の役員をおく。部会長1名、幹事若干名、うち数名は常任幹事とする。なお、役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

役員の選任は総会で行なうことを原則とする。

## 経 費

- この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担ならびに寄付金によってまかぬ。

## 入退会

- この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡すること。

## 解散・規約改正

- この部会の解散およびこの規約の改正は、会員の三分の二以上の承認を得て行なうことができる。

## 事務所

- この部会の事務局は、京都市左京区北白川追分町 京都大学農学部農業工学教室農地計画学研究室に置く。

1975年12月20日 印刷  
1975年12月25日 発行  
発行者 〒606京都市左京区北白川追分町  
京都大学農学部農業工学教室農地計画学研究室内  
農業土木学会農村計画研究部会  
TEL(075)751-2111(内6159)  
発行責任者 太田更一  
振替口座 京都33983